



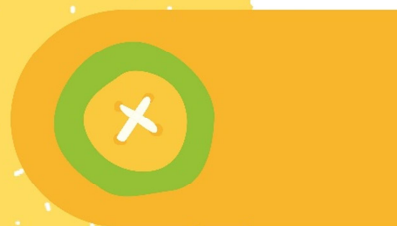
鹿嶋市 こども計画

全てのこども・若者の
将来にわたる幸福の基礎を
築くまち かしま

令和7年度~令和11年度



令和7年3月
鹿嶋市



はじめに



近年、こどもや若者、子育て家庭を取り巻く環境は、少子化や核家族化の進行などによる家族のあり方の変化やライフスタイルの多様化、地域社会のつながりの希薄化などにより大きく変化しています。

また、それらを背景に、虐待や貧困などさまざまな困難に直面しているこども・若者や、子育てに不安や孤立感を抱える子育て家庭の増加など、こどもや若者、子育て家庭に関わる諸問題が深刻化しています。

こうした中、国では令和5年4月にこども家庭庁が発足し、あわせて、全てのこどもや若者が将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行されました。さらに、同年12月に「こどもまんなか社会」の実現を目指すべく「こども大綱」が策定されました。

これらを受け本市では、既存の「子ども・子育て支援計画（第1期・第2期）」を基本としながら、「こども大綱」の趣旨を踏まえた目標の見直し、課題や取り組みの再検討を行い、新しく、全てのこども・若者、子育て当事者を対象とした「鹿嶋市こども計画」を策定いたしました。

本計画では、「全てのこども・若者の将来にわたる幸福の基礎を築くまち かしま」を基本理念に、令和7年度から令和11年度までの5年間におけるこども施策の基本目標と取り組みを盛り込んでおります。

そして、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向け、本計画のもと、こども・若者、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目のない支援に取り組んでいくことといたします。

なお、本計画の推進にあたりましては、行政はもとより、家庭、地域、教育・保育機関、企業等がそれぞれの役割を果たすとともに、連携・協働により取り組んでいくことが望まれます。こどもや子育て当事者を地域全体で支え、「こどもまんなか社会」を築いていくために、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり多大なるご尽力を賜りました鹿嶋市子ども・子育て会議委員の皆さまをはじめ、ヒアリングにご協力いただきました子育て支援事業関係団体等の皆さま、アンケート調査やパブリック・コメントなどで貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆さまに心から感謝を申し上げます。

令和7年3月

鹿嶋市長 田口伸一

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	3
1 計画策定の趣旨.....	3
2 計画の位置づけと対象.....	4
3 計画の期間.....	5
4 計画の策定体制.....	6
第2章 鹿嶋市の現状.....	9
1 人口と世帯の状況.....	9
2 婚姻・出産等の状況.....	13
3 就業の状況.....	16
4 教育・保育事業の状況.....	18
5 アンケート調査結果について.....	22
6 関係団体等ヒアリング.....	36
7 第2期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況.....	39
8 こども・若者、子育て当事者を取り巻く主な課題.....	42
第3章 計画の基本的な考え方.....	47
1 こどもまんなか社会の実現に向けて.....	47
2 基本理念.....	47
3 計画の基本目標.....	48
4 計画の体系.....	50
第4章 施策の展開.....	53
基本目標1 こども・子育て支援の総合的な推進.....	53
1 こども・若者が権利の主体であるという認識の共有.....	53
2 相談支援体制及び情報提供の充実.....	54
3 多様な遊びや体験，居場所や活躍できる機会づくり.....	55
4 こども・若者への切れ目のない保健・医療の提供.....	58
5 障がい児・医療的ケア児等への支援.....	59
6 こども・若者の貧困解消対策の推進.....	61
7 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援.....	63
8 こども・若者の自殺対策，犯罪などからこども・若者を守る取り組み.....	65
基本目標2 ライフステージに応じた切れ目のない支援の推進.....	67
1 妊娠前から妊娠期，出産，幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保.....	67
2 こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実.....	69
3 学童期・思春期のこども・若者の支援.....	71

4 青年期の若者の支援.....	74
基本目標3 安心して子育てができる支援の推進.....	75
1 妊娠から出産，子育てや教育に関する経済的負担の軽減.....	75
2 地域子育て支援，家庭教育支援.....	77
3 ひとり親家庭への支援.....	78
4 共働き・共育ての推進，男性の家事・子育てへの主体的な参画促進.....	79
第5章 子ども・子育て支援法に係る量の見込みと提供体制，確保の方策.....	83
1 教育・保育提供区域の設定.....	84
2 子どもの数の見込み.....	85
3 教育・保育の量の見込みと確保方策.....	86
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	91
5 教育・保育と地域子ども・子育て支援事業等の提供にあたって.....	114
第6章 こどもまんなか社会実現に向けて.....	117
1 こども・若者の社会参画・意見反映.....	117
2 こども・若者，子育てにやさしい社会づくりのための意識改革.....	117
3 協働による計画の推進.....	117
4 計画の進行管理.....	119
資料編.....	123
1 計画の策定経過.....	123
2 鹿嶋市子ども・子育て会議設置条例.....	124
3 鹿嶋市子ども・子育て会議 委員名簿.....	126
4 用語解説.....	127
5 鹿嶋市こども食堂ネットワーク「しょくの輪」.....	130
6 鹿嶋市子育て応援マップ.....	131

「こども」の表記について

令和4年9月15日付け内閣官房副長官補付こども家庭庁設立準備室事務連絡により，各府省庁の行政文書においては，こども基本法の基本理念を踏まえ，平仮名表記の「こども」の使用が推奨されています。

本計画においても，国で示された表記方法を準用し，特別な場合を除き，平仮名表記の「こども」を用いることとします。

特別な場合

- ①法令に根拠がある語を用いる場合
- ②固有名詞を用いる場合
- ③他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

こどもは社会の希望であり、未来をつくる存在です。こどもの健やかな育ちと子育てを支えることは、こども一人ひとりや子育て当事者の幸せにつながることはもとより、これからの社会の担い手を育成するという未来に向けた投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の1つです。

これまで本市では、子ども・子育て支援法等に基づき、5年を1期とする「鹿嶋市子ども・子育て支援計画」を2期にわたり（第1期：平成27年度～令和元年度、第2期：令和2年度～令和6年度）策定し、「子育てするなら鹿嶋市で！」の基本理念のもと、安心して出産ができ、楽しく子育てをし、こどもが心身ともに健やかに成長することができるまちの実現を目指してきました。

しかしながら、我が国の少子化のスピードは加速しており、その背景として経済的な不安定さ、仕事と子育ての両立の難しさなどが指摘されています。また、近年のこども・若者を取り巻く課題は、貧困や虐待、いじめや不登校など多岐にわたっており、地域社会のつながりの希薄化などのさまざまな背景により複合化・深刻化がみられます。

このような中、国において令和5年4月に、全てのこどもや若者が将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行されました。さらに、同年12月に、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に改正）に基づく3つのこどもに関する大綱を一元化し、3大綱が示す課題の更なる改善や「こどもまんなか社会」の実現を目指すべく「こども大綱」が策定されました。

これを受け本市では、既存の「子ども・子育て支援計画」を基本としながら、「こども大綱」等の内容に合わせた目標や施策の方向性を見直し、課題や取り組みの再検討を行い、新しく「鹿嶋市こども計画」を策定することとしました。

本計画のもと、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向け、全てのこども・若者や子育て当事者を対象としたこども施策を体系的に推進します。

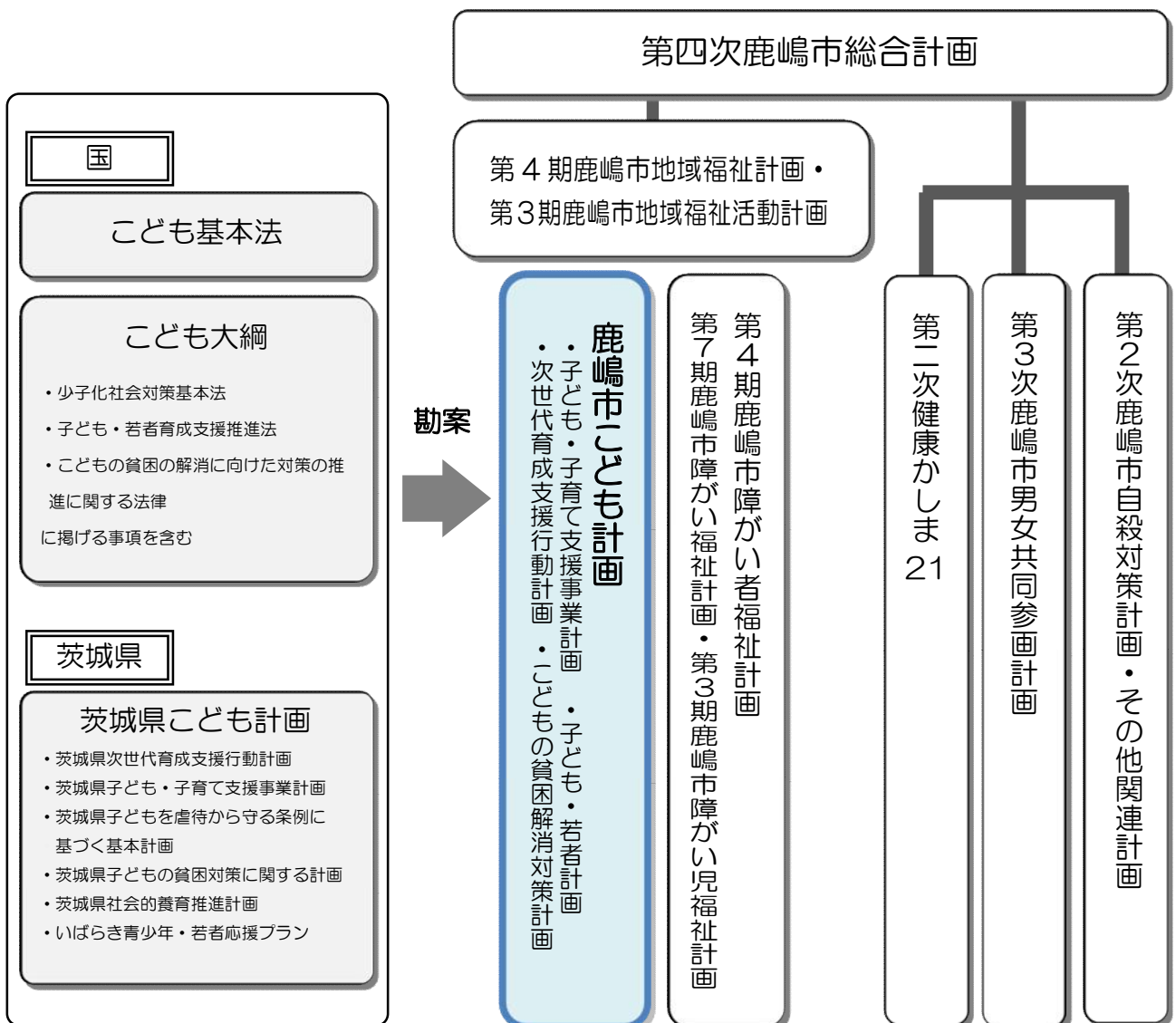
2 計画の位置づけと対象

(1) 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法（令和4年法律第77号）第10条に基づく「市町村こども計画」を軸として、次の計画を一体的に定めたものです。

- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第10条に基づく「市町村こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」
- 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第9条に基づく「市町村子ども・若者計画」
- 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条に基づく「次世代育成支援市町村行動計画」

また、本市の最上位計画である「第四次鹿嶋市総合計画」をはじめ、福祉分野の上位計画である「第4期鹿嶋市地域福祉計画・第3期鹿嶋市地域福祉活動計画」その他、こども・子育て施策に関係する各分野の計画との整合を図っていきます。



さらに、本計画はSDGsの視点に立った計画とします。SDGsとは「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」の略で、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28年（2016年）から令和12年（2030年）までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを理念としています。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国も取り組む普遍的なものであり、本市の総合計画においても、施策の企画・立案・実行の各過程においてSDGsの理念に配慮し、17の目標（ゴール）のうち計画の施策展開に深く関わる目標との関連性を示しています。

本計画では、計画の推進を通して「貧困をなくそう」「すべての人に健康と福祉を」など本計画と関連する目標の実現を目指します。



資料：国際連合広報センター

(2) 計画の対象

こども基本法では「こども」を特定の年齢にある者と定めるのではなく「心身の発達の過程にある者」と定めています。

こども・若者に対する支援は、特定の年齢で途切れることなく、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで続くことが重要です。また、子育て当事者に対しても、こどもの誕生前から、乳幼児期、学童期、思春期、青年期を経て、大人になるまでを「子育て」と捉え、社会全体で支えていくことが重要です。

これらを踏まえ、本計画は本市に住む全てのこども・若者、妊婦、子育て当事者を対象とします。

3 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までを1期とした5年間の計画とします。

なお、市を取り巻く状況や、経済、社会、地域の状況の変化など、必要に応じて計画の見直しを行います。

平成30年	令和元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年
第三次鹿嶋市総合計画			第四次鹿嶋市総合計画 基本構想（25年）								
			基本計画（10年）								
			総合戦略（5年）					次期計画			
第3期鹿嶋市地域福祉計画・第2期鹿嶋市地域福祉活動計画				第4期鹿嶋市地域福祉計画・第3期鹿嶋市地域福祉活動計画				次期計画			
第1期		第2期鹿嶋市子ども・子育て支援計画				鹿嶋市こども計画					

4 計画の策定体制

(1) 鹿嶋市子ども・子育て会議の開催

計画の策定にあたり、学識経験者、子ども・子育て支援事業従事者、保護者代表などから構成される「鹿嶋市子ども・子育て会議」において、計画内容について検討を行いました。

(2) アンケート調査の実施

就学前児、就学児の教育・保育事業、子育て支援サービスの利用状況や利用ニーズ、中学生・高校生相当年齢のこどもも含めた子育て世帯の生活状況のほか、小中学生及び15歳から29歳までの若者の生活実態、将来の見通しなどを把握することを目的に、令和6年5月～6月にアンケート調査を実施しました。

アンケート調査結果の概要は22ページ以降に記載しています。

(3) 子育て支援事業関係団体等へのヒアリングの実施

こども・子育て支援に関連する事業や活動に携わっている方々の活動状況や感じている課題等を把握するため、対面またはアンケートによるヒアリングを実施しました。

(4) パブリックコメントの実施

計画に対する市民の意見を広く聴取するために、一定期間を設け計画案の内容を公表するパブリックコメントを実施しました。

第2章

鹿嶋市の現状

第2章 鹿嶋市の現状

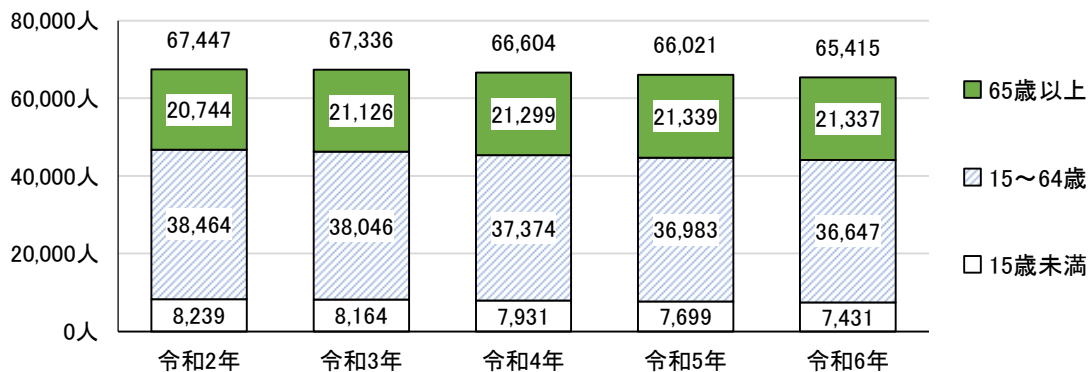
1 人口と世帯の状況

(1) 総人口及び年齢3区分別人口

本市の人口は、令和6年4月1日現在、65,415人となっています。令和2年からの5年間の推移をみると年々減少しており、5年間で2,032人の減となっています。

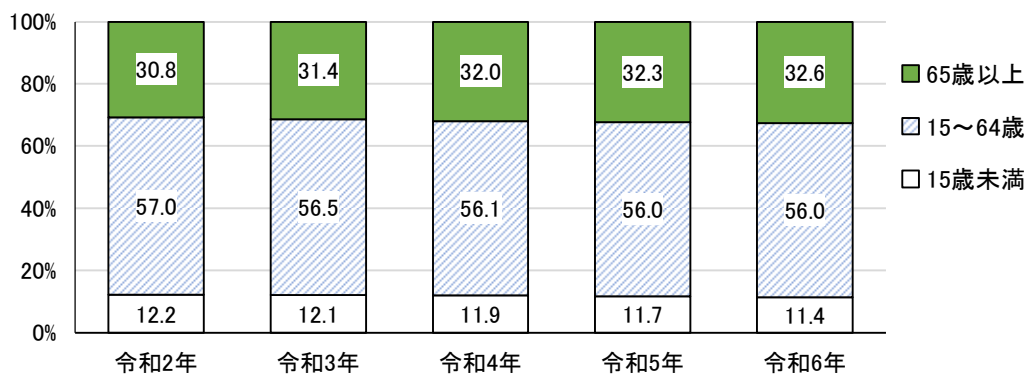
年齢3区分でみると、65歳以上の高齢者人口は増加傾向にありますが、15～64歳の生産年齢人口、15歳未満の年少人口の減少幅は大きく、少子高齢化が進んでいることがわかります。

■ 総人口及び年齢3区分人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■ 年齢3区分人口構成比の推移

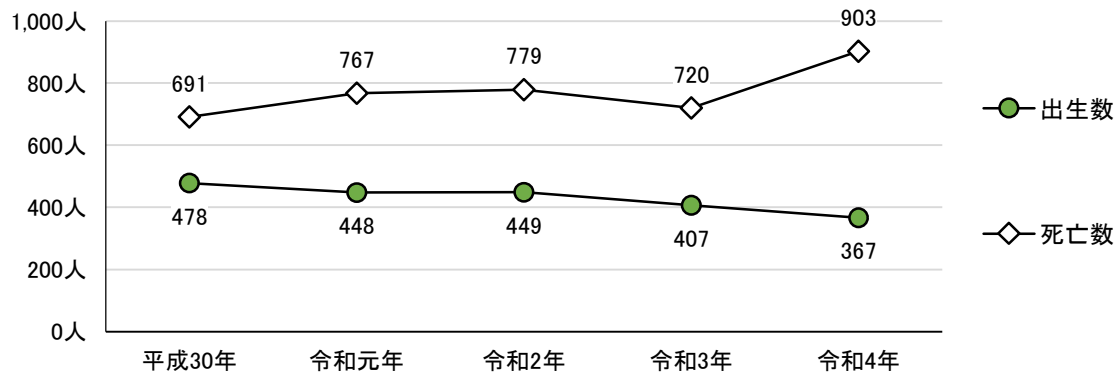


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 自然動態

本市の出生数及び死亡数の推移をみると、死亡数が出生数を上回る自然減の傾向が続いています。

■出生数及び死亡数の推移

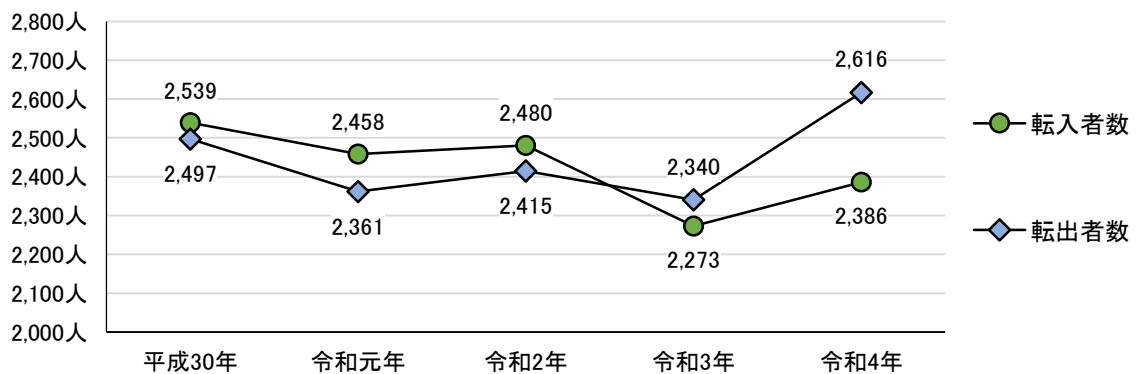


資料：茨城県人口動態統計

(3) 社会動態

本市の転入者数及び転出者数の推移をみると、令和3年に転出者数が転入者数を上回り、転出超過となっています。

■転入者数及び転出者数の推移



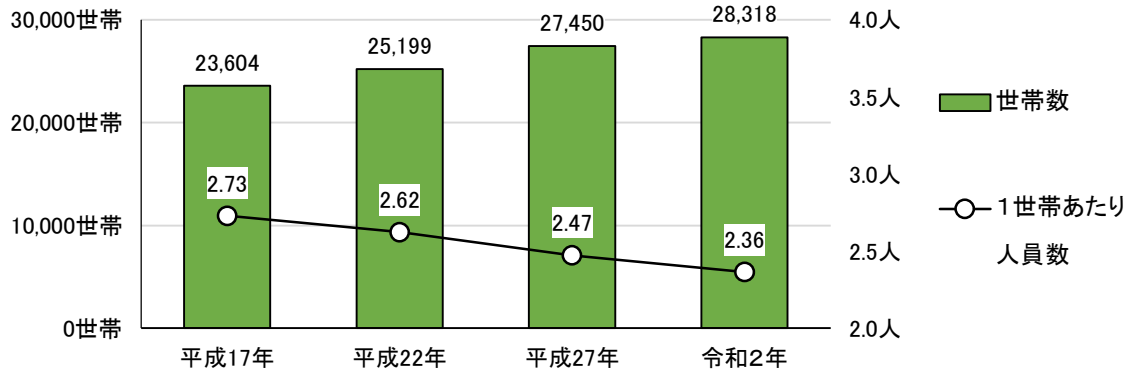
資料：茨城県常住人口調査

(4) 世帯数

本市の世帯数は、年々増加しており、令和2年には28,318世帯となっています。

1世帯あたり人員数は2.36人と減少しており、核家族化が進んでいることがわかります。

■世帯数と1世帯あたり人員数の推移



資料：国勢調査

(5) 世帯類型

本市の世帯類型をみると、単独世帯が年々増加しており、平成27年には3割を超えています。その一方で、三世代世帯の減少幅は大きくなっています。

核家族世帯の内訳をみると、夫婦と子どもの世帯が減少し、夫婦のみの世帯やひとり親と子どもの世帯が増加しています。

■世帯類型による世帯数の推移

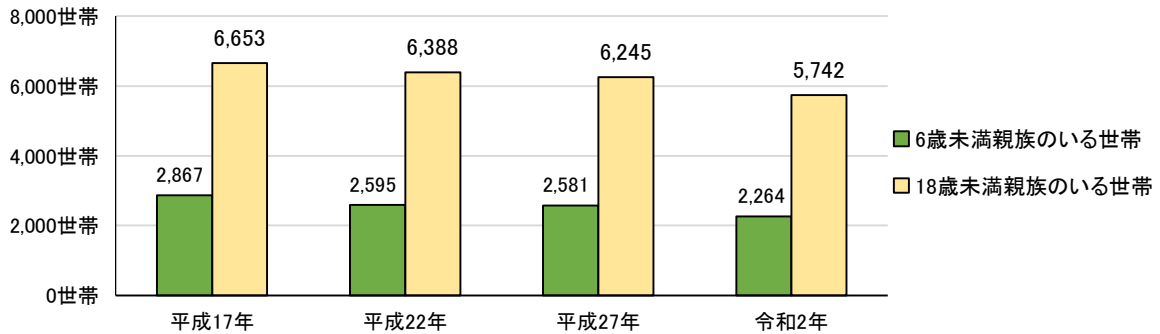
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
単独世帯	5,332	6,100	6,920	8,674	9,681
核家族世帯	12,437	13,711	14,462	15,457	15,679
夫婦のみ	3,954	5,062	5,785	6,433	6,526
夫婦と子ども	7,042	6,852	6,667	6,843	6,780
男親と子ども	282	350	366	381	442
女親と子ども	1,159	1,447	1,644	1,800	1,931
三世代世帯	2,938	2,759	2,536	2,172	1,740
その他の世帯	787	950	1,250	1,105	1,168
一般世帯数(合計)※不明除く	21,494	23,520	25,168	27,408	28,268

資料：国勢調査

(6) 子どものいる世帯数

18歳未満の子どもがいる世帯について、令和2年の国勢調査では、6歳未満の親族のいる世帯は2,264世帯、18歳未満親族のいる世帯は5,742世帯となっており、子どものいる世帯は年々減少している状況です。

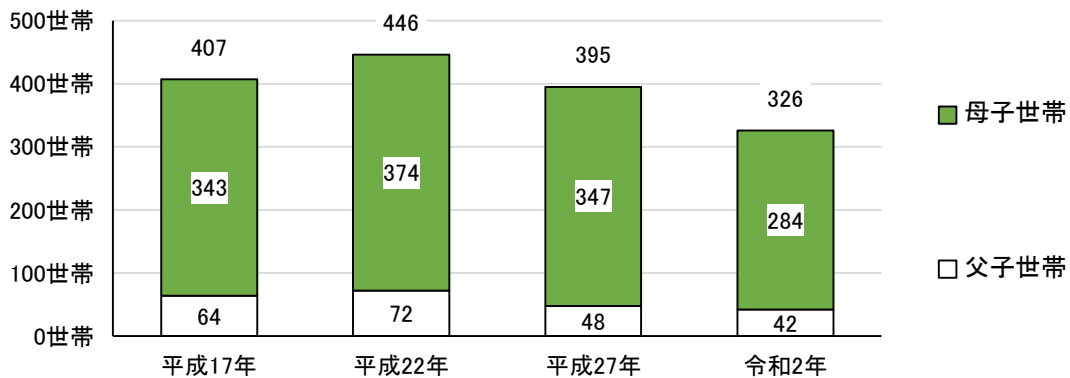
■子どもがいる世帯数の推移



資料：国勢調査

また、18歳未満の子どもがいるひとり親の世帯は増加傾向にありましたが、平成22年から令和2年にかけて減少しています。

■18歳未満の子どもがいるひとり親の世帯数の推移



資料：国勢調査

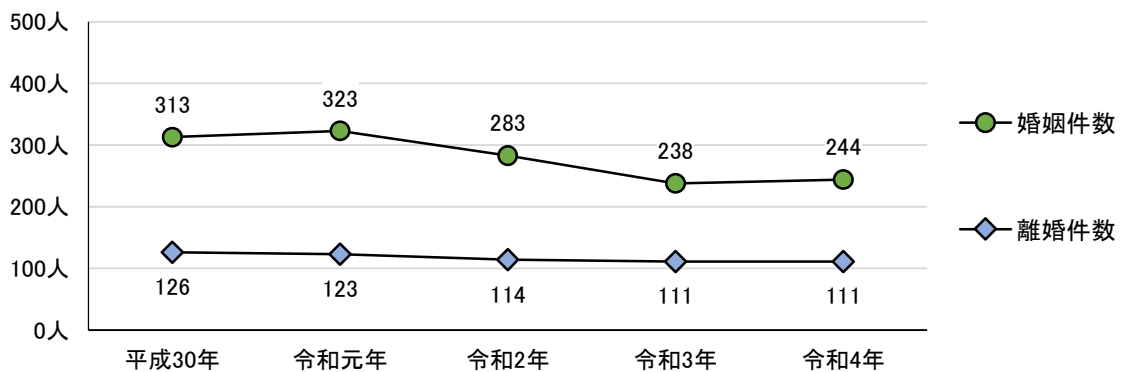
2 婚姻・出産等の状況

(1) 婚姻・離婚

本市の婚姻件数は令和元年以降、減少傾向がみられますが、令和4年では244件で令和3年と比べ微増しています。

離婚件数は令和2年以降、横ばいで推移しています。

■婚姻件数・離婚件数の推移



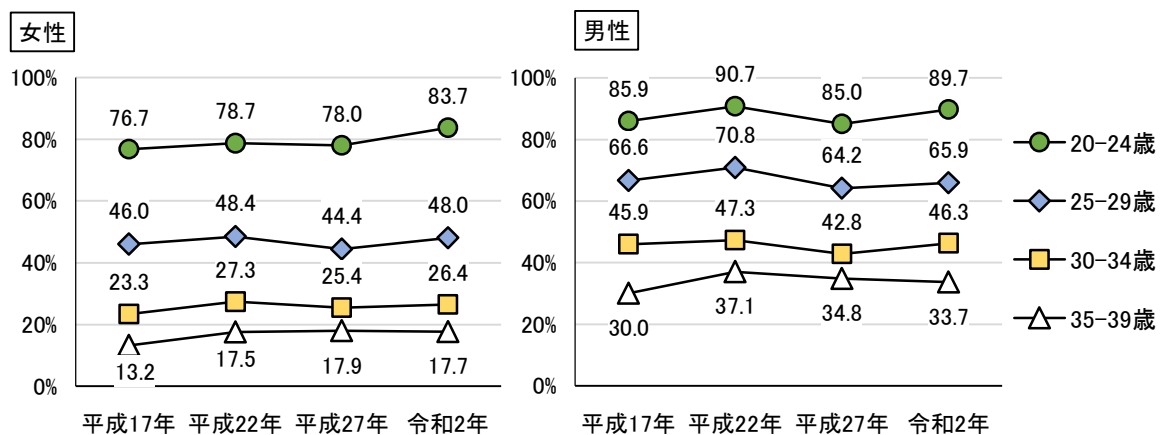
資料：茨城県人口動態統計

(2) 未婚率

男女ともに年代が低いほど未婚率は高くなっています。女性では、20歳代の未婚率の上昇が大きく、15年間で20～24歳では7.0ポイント上昇、25～29歳では2.0ポイント上昇しています。

男性は、女性と比較して、未婚率が高い傾向がみられます。また、15年間の推移では、25～29歳を除く年齢で未婚率が上昇しています。

■未婚率の推移



資料：国勢調査

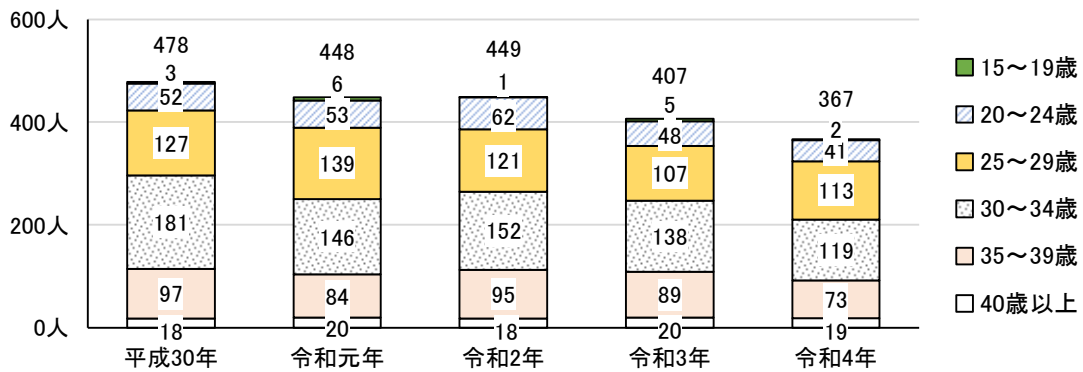
未婚率は、当該年における年代ごとの「未婚者数/人口」に100をかけたもの。

(3) 出生数

本市の出生数は減少傾向となっており、令和4年は367人と令和3年より40人減少するとともに400人を割っています。

親の年齢別出生数は年によって構成要素は異なっていますが、30～34歳、25～29歳の出生数が多くなっています。

■母親の年齢別出生数の推移

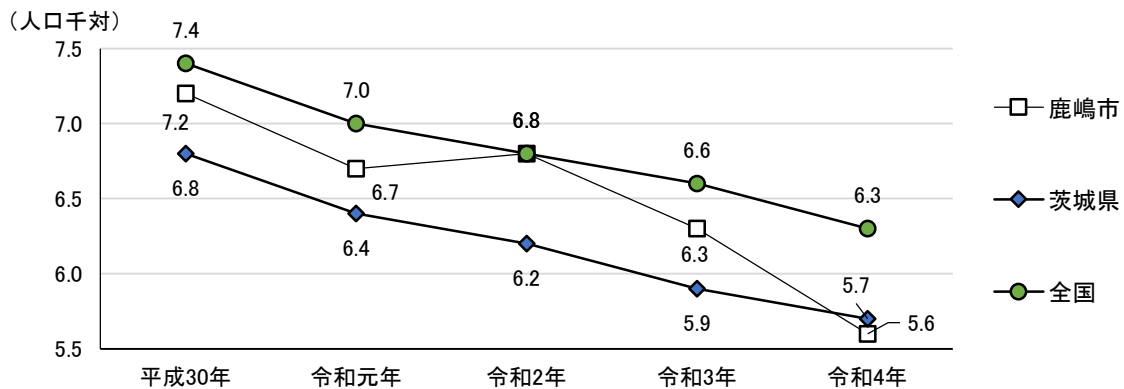


資料：茨城県人口動態統計

(4) 出生率

本市の出生率は、平成30年から令和3年までは茨城県より高く推移していましたが、令和4年で5.6と全国・茨城県より下回っています。

■出生率の推移



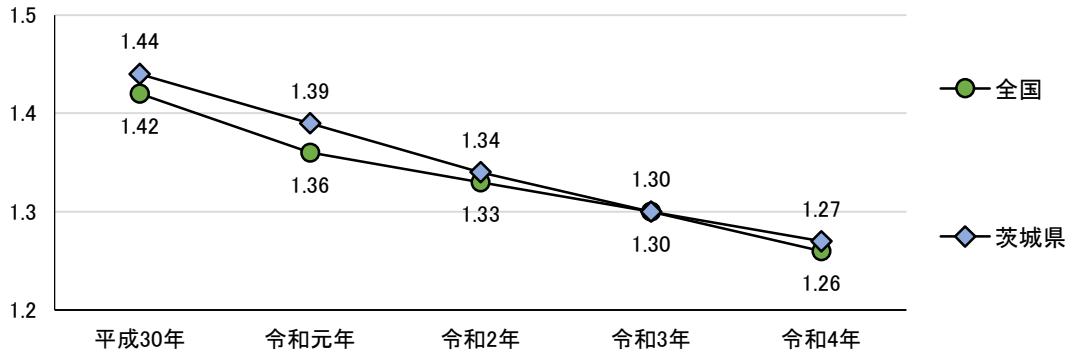
資料：茨城県人口動態統計

出生率は、当該年における「出生数/総人口」に1,000をかけたもの（人口千対）。

(5) 合計特殊出生率

全国と茨城県の合計特殊出生率の推移をみると、いずれも減少傾向で推移していますが、令和4年では茨城県が全国を0.01ポイント上回っています。

■合計特殊出生率の推移



資料：茨城県人口動態統計

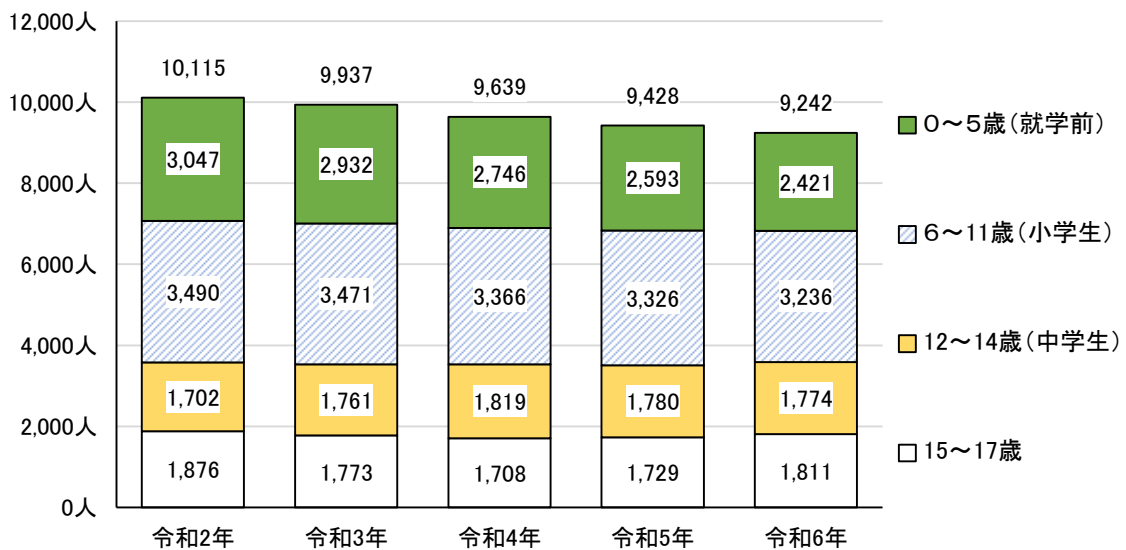
合計特殊出生率（期間合計特殊出生率）は、その年次の15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。

(6) 子どもの数

本市の18歳未満の子どもの数は、令和6年4月1日現在で9,242人となっています。このうち、0～5歳は2,421人、6～11歳は3,236人、12～14歳は1,774人、15～17歳は1,811人となっています。

令和2年から令和6年までの5年間の推移をみると、全体的に減少傾向となっています。

■子どもの数の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

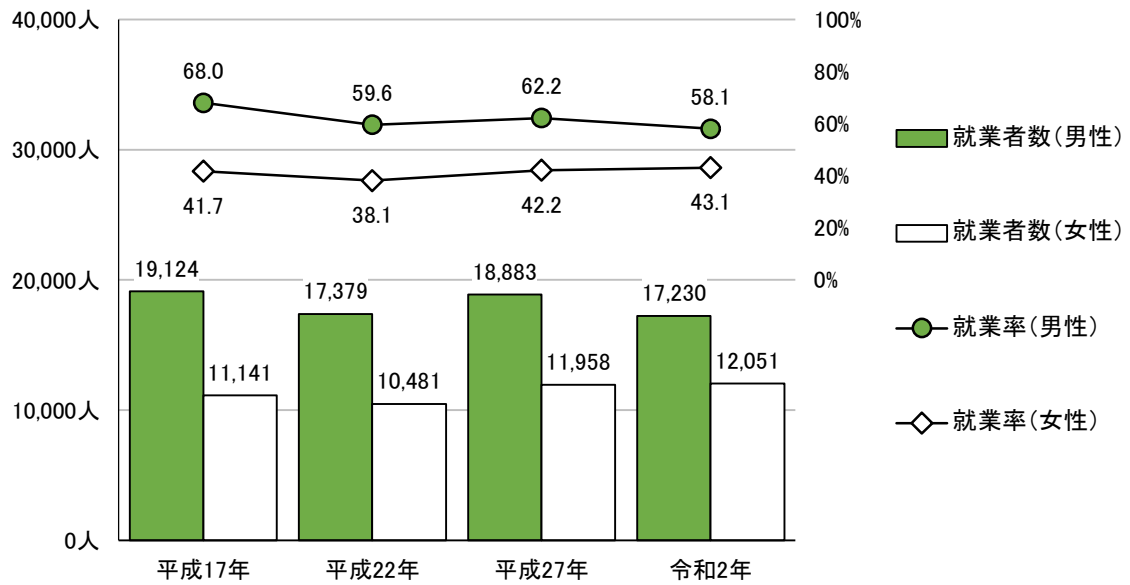
3 就業の状況

(1) 就業者数・就業率

本市の就業者数について、男性は増減を繰り返しながら少しずつ減少しているのに対し、女性は平成22年に落ち込んだものの、平成27年、令和2年と増加しています。

就業率でも就業者数と同様の傾向が見られます。

■ 就業者数の推移



資料：国勢調査

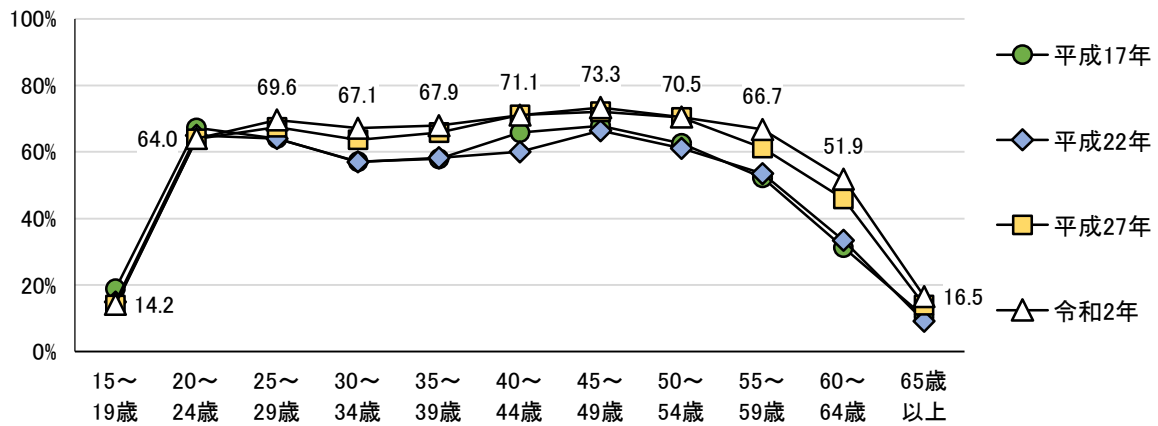
就業率は、就業者を15歳以上人口で除したものだ。

(2) 年齢別労働力率

年齢別の労働力率は男性が低下傾向にある中で、女性は上昇傾向にあり、働く女性の割合が増えています。

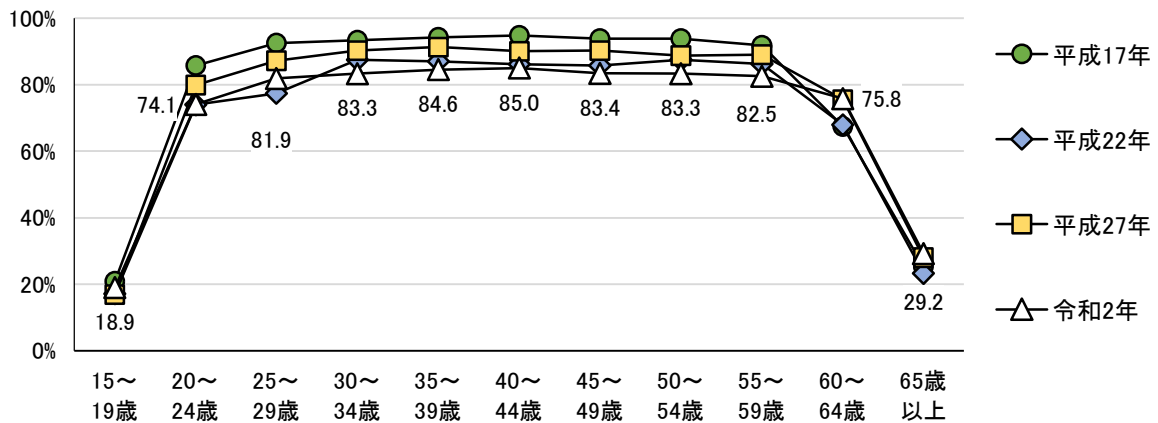
また、女性の年齢別の労働力率を年齢に沿ってみると、25～29歳をピークに30～34歳、35～39歳で落ち込み、40歳以降で上昇するなど、「M字曲線」を示していますが、年々落ち込みの差は小さくなっています。

■女性の年齢別労働力率



資料：国勢調査

■男性の年齢別労働力率



資料：国勢調査

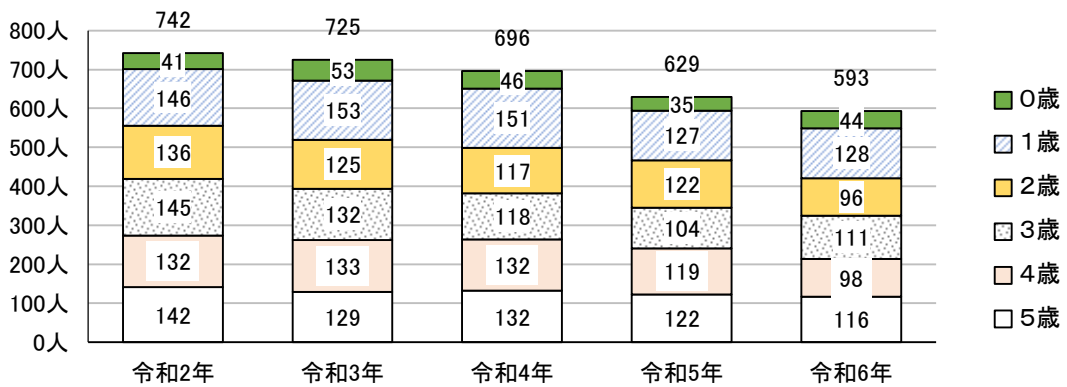
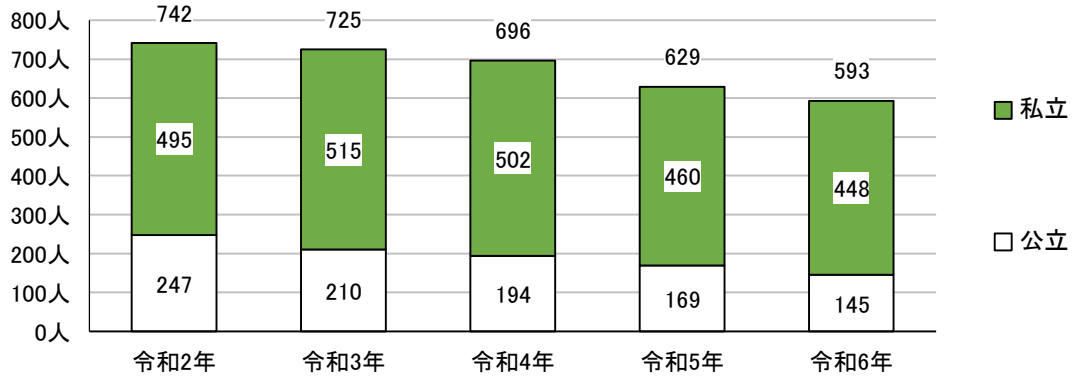
労働力率は、労働力人口（就業者と完全失業者を合わせたもの）を15歳以上人口（労働力人口と非労働力人口を合わせたもの）で除したものです。

4 教育・保育事業の状況

(1) 保育所入所児童

本市の保育所（小規模保育所事業所を含む）の入所児童数は減少傾向にあり、令和6年の入所児童数は593人となっています。また、私立保育所に入所する児童が約8割を占めています。

■保育所入所児童数の推移

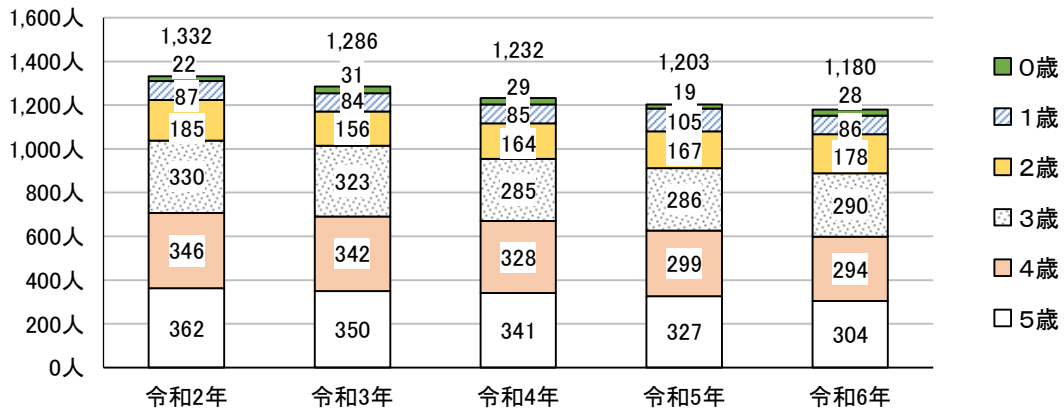


資料：鹿嶋市幼児教育課（各年5月1日現在）

(2) 認定こども園在園者

本市の幼保連携型認定こども園の在園者数は減少しており、令和6年には1,180人となっています。

■ 認定こども園の在園者数の推移

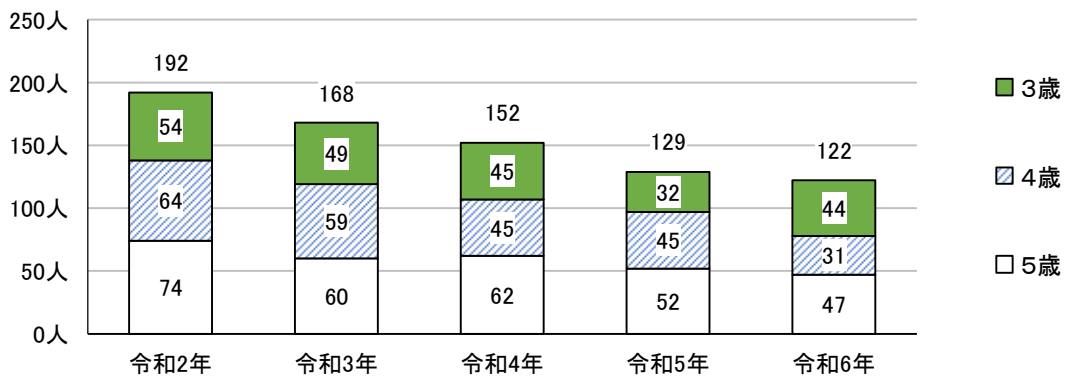


資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

(3) 幼稚園在園者

本市の幼稚園の在園者数は年々減少しており、令和6年には122人となっています。

■ 幼稚園の在園者数

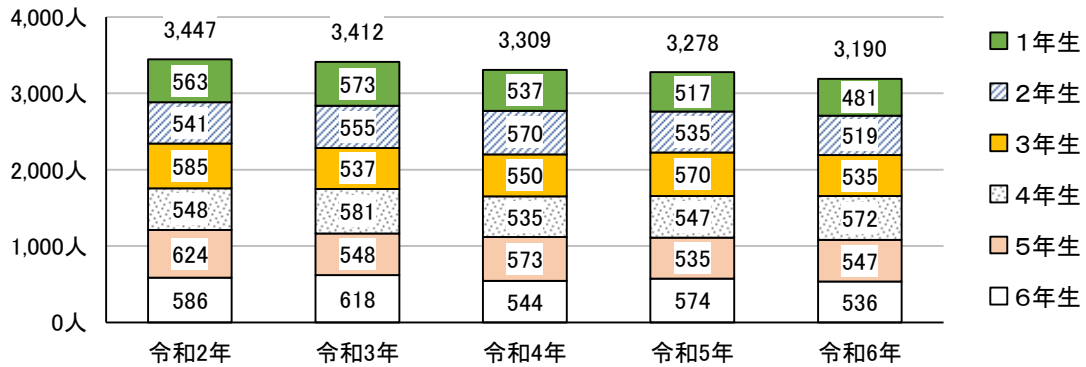


資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

(4) 小学校児童

本市の小学校児童数は減少傾向にあり、令和6年は3,190人となっています。

■小学校の児童数



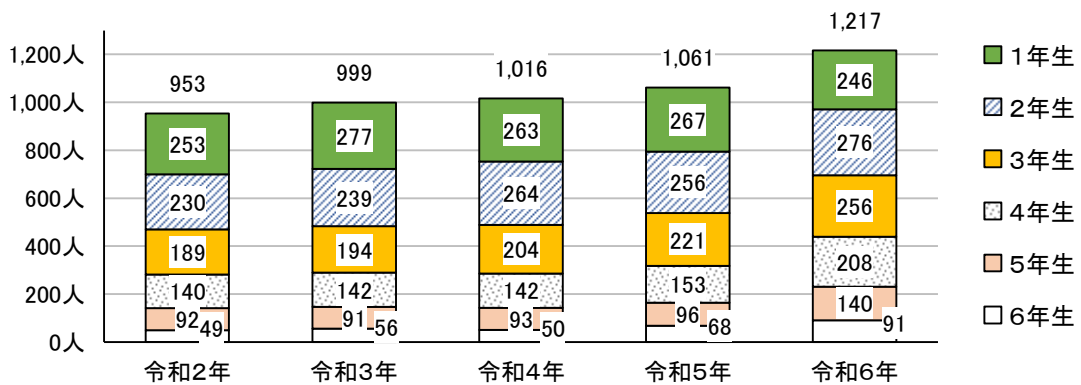
資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

(5) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

本市の放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の利用者数は、増加傾向で推移しており、令和6年は全体で1,217人となっています。

利用者を低学年（1～3年生）と高学年（4～6年生）でみると、低学年の利用者が多くなっていますが、年々高学年の利用者も増加しています。

■放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の利用者数

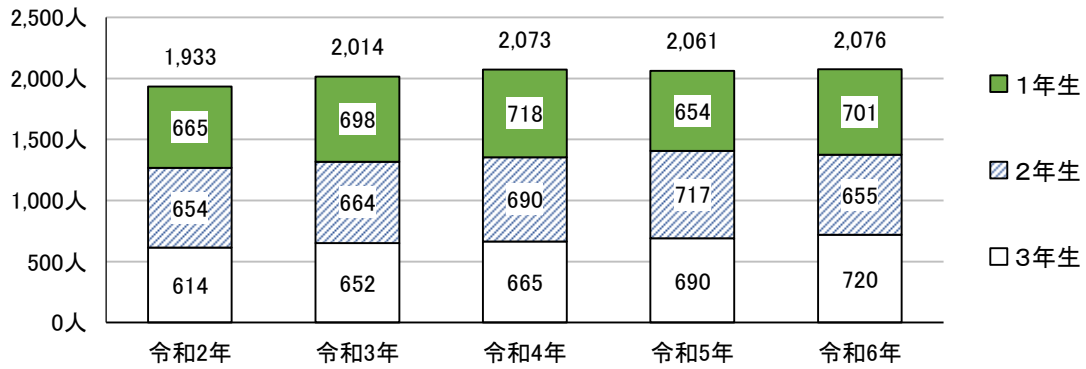


資料：鹿嶋市社会教育課（各年度末現在。令和6年度は10月現在における見込み）

(6) 中学校生徒

本市の中学校生徒数は増加傾向にあり、令和6年では2,076人となっています。

■中学校の生徒数



※私立中学校，県立高校附属中学校（令和2年以降）の生徒数を含む。

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

5 アンケート調査結果について

計画策定にあたり次の通りアンケート調査を実施しました。

調査区分		調査対象	実施方法	実施期間	回収率
二 ー ズ 調 査	就学前児童保護者	就学前児童 1,000名の保護者	<input type="checkbox"/> 郵送配布 <input type="checkbox"/> Web 回答	令和6年5月20日(月) ～令和6年6月7日(金)	回答数 371 件 回収率 37.1%
	就学児童保護者	就学児童 1,000名の保護者	<input type="checkbox"/> 郵送配布 <input type="checkbox"/> Web 回答	令和6年5月20日(月) ～令和6年6月7日(金)	回答数 426 件 回収率 42.6%
小学生・中学生		市内の小学5年生及び 中学2年生 約 1,000名	<input type="checkbox"/> 学校を通じて配布 <input type="checkbox"/> Web 回答	令和6年5月20日(月) ～令和6年6月7日(金)	回答数 863 件 回収率約 86.3%
15歳～29歳		15歳から29歳までの 市民 2,000名	<input type="checkbox"/> 郵送配布 <input type="checkbox"/> Web 回答	令和6年5月20日(月) ～令和6年6月7日(金)	回答数 444 件 回収率 22.2%
中学生・高校生の保護者		中学生・高校生相当年齢の 子ども 1,000名の保護者	<input type="checkbox"/> 郵送配布 <input type="checkbox"/> 郵送及びWeb 回答	令和6年5月20日(月) ～令和6年6月7日(金)	回答数 388 件 回収率 38.8%

※調査結果について

- 【n=***】という表記は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。
- 回答は、各項目の回答該当者数を基数とした回答率(%)で示しています。
- 回答率は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答可の項目では、その項目に対して有効な回答をした者の数を基数として比率算出を行っているため、回答率の合計は100.0%を超えることがあります。
- 説明文及びグラフで、選択肢の語句を一部簡略化して表しています。

(1) 子どもの育ちをめぐる環境について（就学前児童保護者）

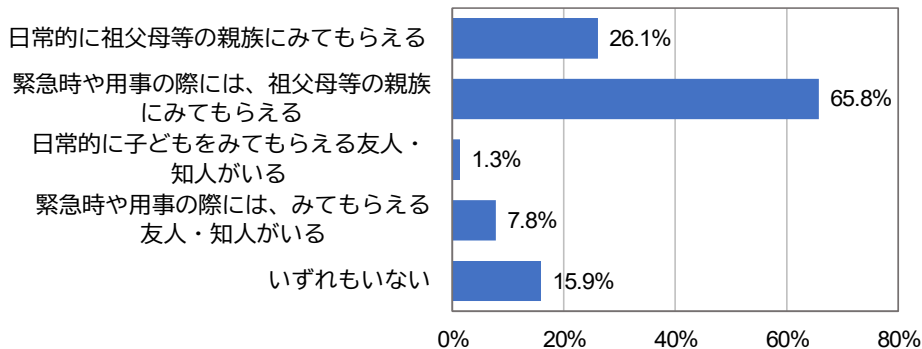
就学前児童の保護者に子育てに日常的に関わっている人（施設）を尋ねたところ、父母ともにと
いう回答が最も多く、次いで認定こども園、同居や近居の祖父母となりました。

子どもを見てもらえる人について「祖父母等の親族」は緊急時や用事の際だけでなく、日常的
にも安心して見てもらえる存在となっています。「友人・知人」も同様の存在となっている場合があ
ります。

子育てについて気軽に相談できる相手については「配偶者・パートナー」「祖父母等の親族」「友
人や知人」など、身近に子どもに関わっている人が中心となっています。一方で「相談できる相手
（場所）がない」という回答も2.4%あります。

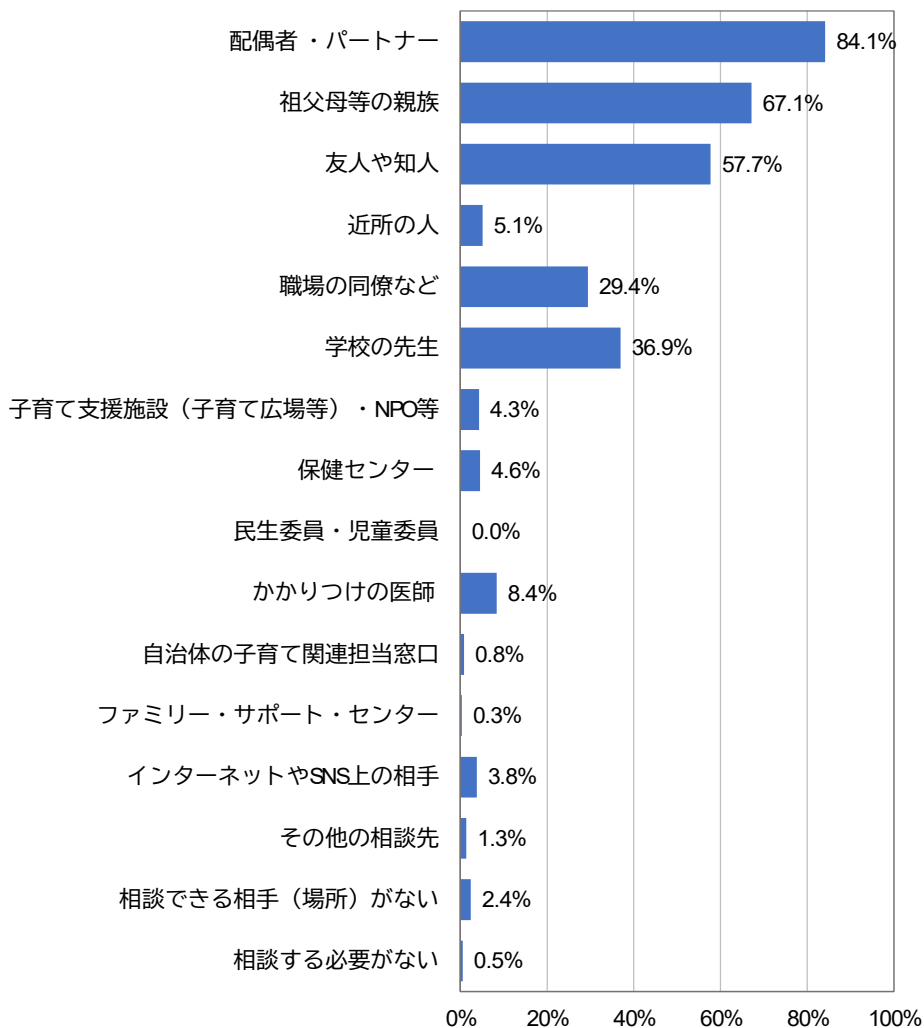
◆子どもを見てもらえる親族・知人(就学前児童保護者)

【n=371】



◆子育てについて気軽に相談できる相手(就学前児童保護者)

【n=371】

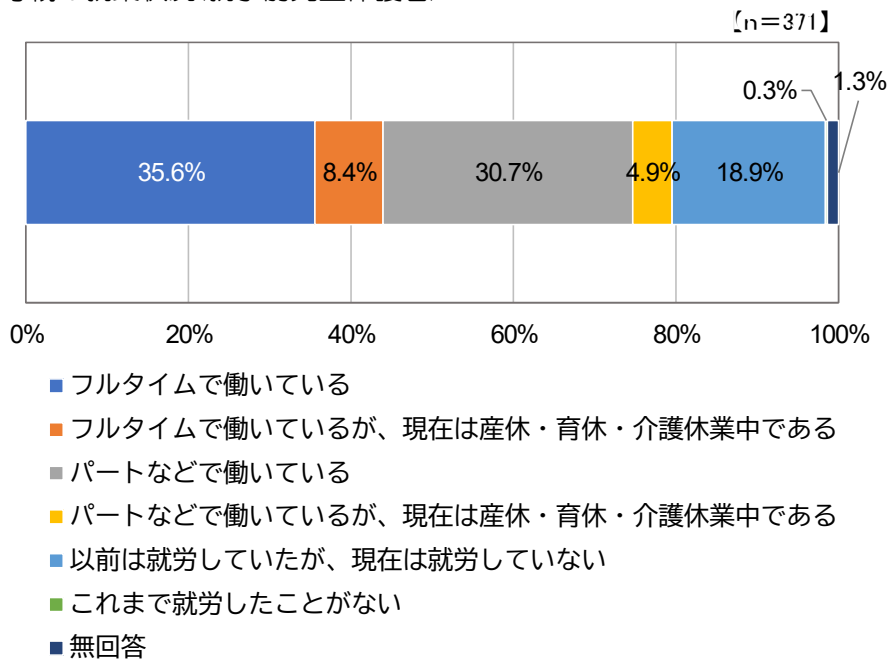


(2) 保護者の就業状況（就学前児童保護者）

就学前児童の母親の就労状況については、「フルタイムで働いている」が35.6%、「パートなどで働いている」が30.7%で、6割以上の母親が就労しています。次いで、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が18.9%となっています。

平成30年に実施した調査と今回の結果を比較すると、平成30年調査より「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が約6ポイント減少するとともに「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が増加しており、就業している母親が増えている様子がうかがえます。

◆母親の就業状況(就学前児童保護者)



単位：%

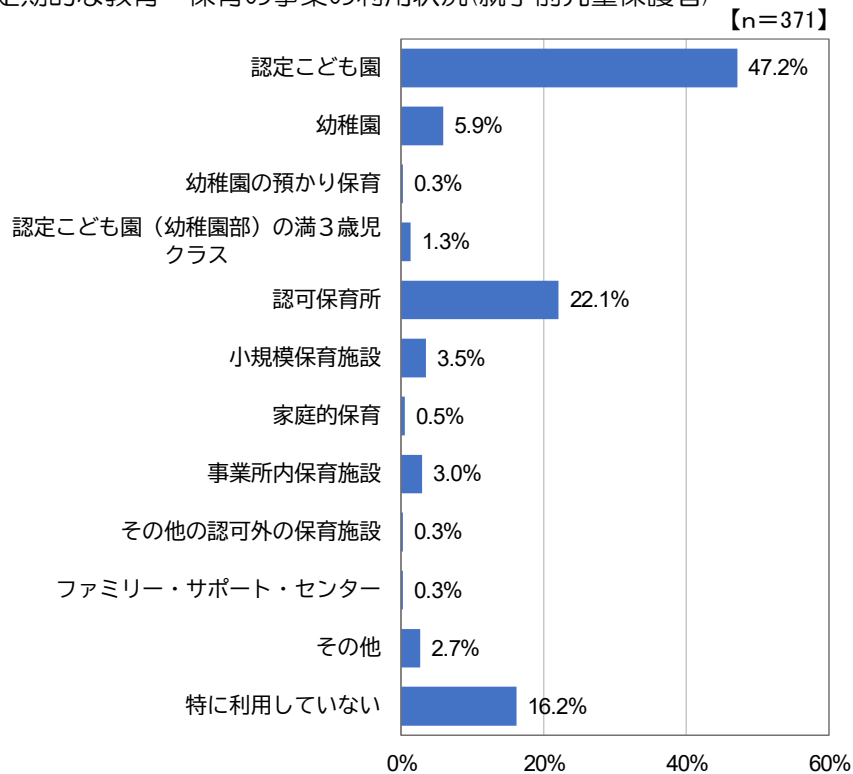
	フルタイムで働いている		パートなどで働いている		以前は就労していたが、現在は就労していない	これまで就労したことがない	無回答
	現在	現在 産休・育休・ 介護休業中 である	現在	現在 産休・育休・ 介護休業中 である			
今回調査	35.6	8.4	30.7	4.9	18.9	0.3	1.3
前回調査	30.1	6.4	32.0	2.4	24.7	2.1	2.3

(3) 教育・保育事業の利用状況等（就学前児童保護者）

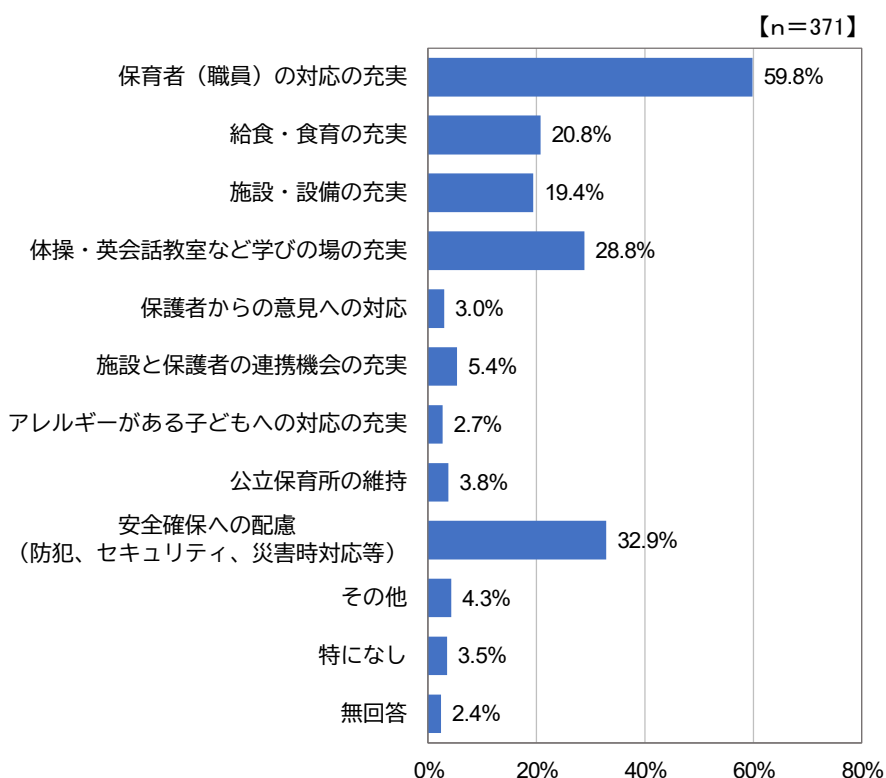
平日に定期的にご利用している教育・保育事業については、「認定こども園」が47.2%、「認可保育所」が22.1%となっています。「特に利用していない」は16.2%となっています。

今後、教育・保育施設に求めることについては、「保育者（職員）の対応の充実」が59.8%で最も多く、次いで、「安全確保への配慮」が32.9%、「体操・英会話教室など学びの場の充実」が28.8%となっています。

◆定期的な教育・保育の事業の利用状況(就学前児童保護者)



◆教育・保育施設に求めること(就学前児童保護者)



(4) 地域の子育て支援事業について（就学前児童保護者）

地域子育て支援事業の認知度については、「延長保育」が86.0%、「地域の子育て広場（地域子育て支援センター等）」が81.4%と多く、次いで「一時預かり事業」が68.7%、「ファミリー・サポート・センター」が63.3%と、半数以上が認知しています。

利用経験については、「地域の子育て広場」が62.5%と半数を超えています。次いで「延長保育」が31.0%、「一時預かり事業」は9.7%、「ファミリー・サポート・センター」は6.5%となっています。

利用意向については、「地域の子育て広場」が67.1%、「延長保育」が56.1%と半数を超えています。また、「一時預かり事業」は、38.0%、「ファミリー・サポート・センター」は30.7%、「産後ケア」は21.3%、「子育て短期支援事業」は17.5%となっています。

◆地域の子育て支援事業（就学前児童保護者）

【n=371】

【認知度(知っている)】

①ファミリー・サポート・センター

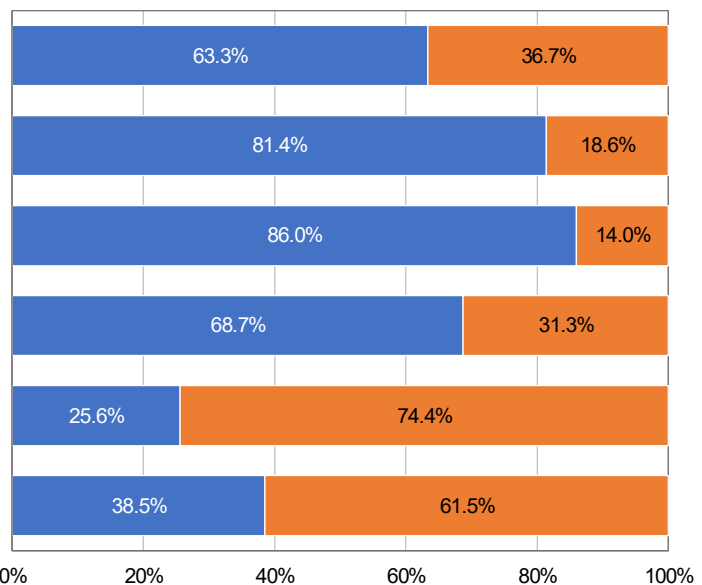
②地域の子育て広場

③延長保育

④一時預かり事業

⑤子育て短期支援事業

⑥産後ケア



【n=371】

【利用経験(利用したことがある)】

①ファミリー・サポート・センター

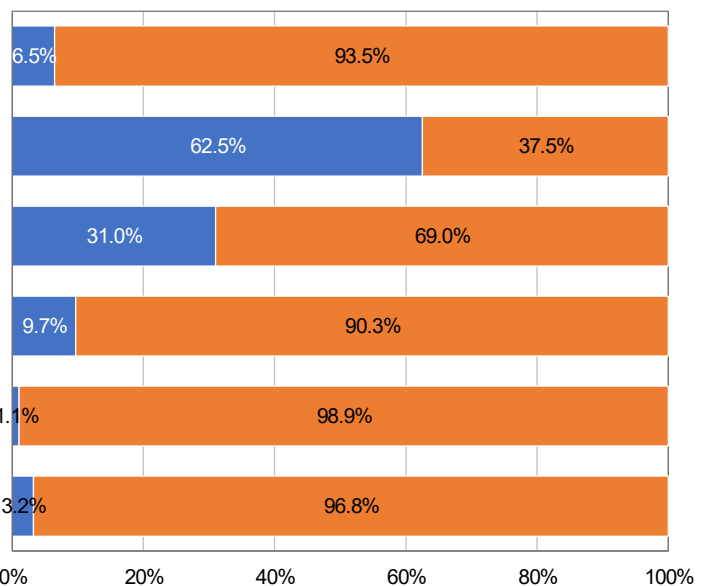
②地域の子育て広場

③延長保育

④一時預かり事業

⑤子育て短期支援事業

⑥産後ケア

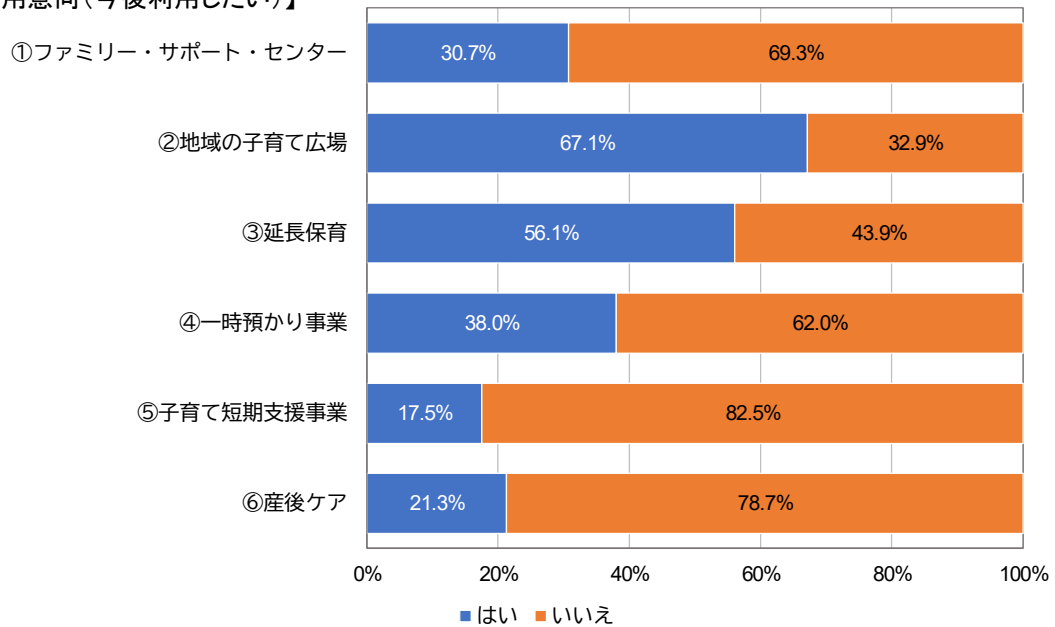


■はい ■いいえ

◆地域の子育て支援事業（就学前児童保護者）

【利用意向（今後利用したい）】

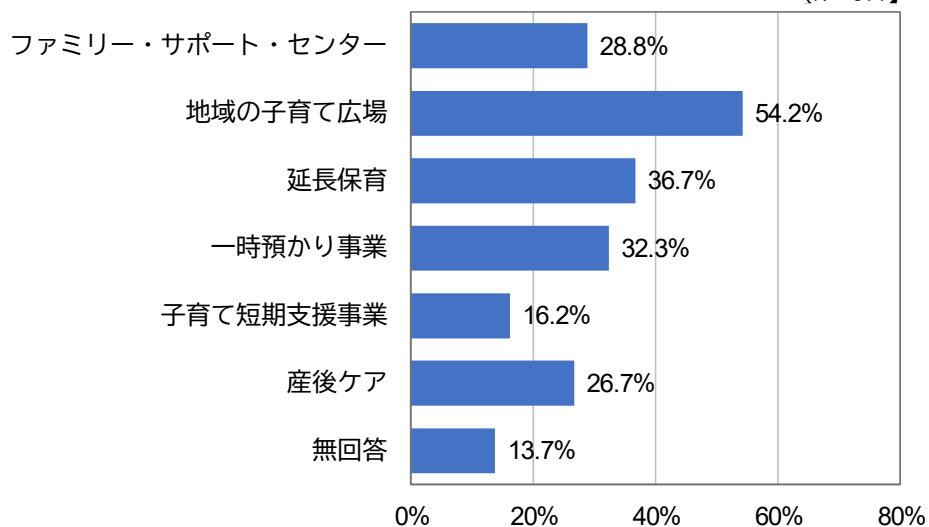
【n=371】



重点的な取り組みを期待するものについては、「地域の子育て広場」が54.2%と最も多く、次いで「延長保育」が36.7%、「一時預かり事業」が32.3%、「ファミリー・サポート・センター」が28.8%となっています。

◆重点的な取り組みを期待するもの（就学前児童保護者）

【n=371】

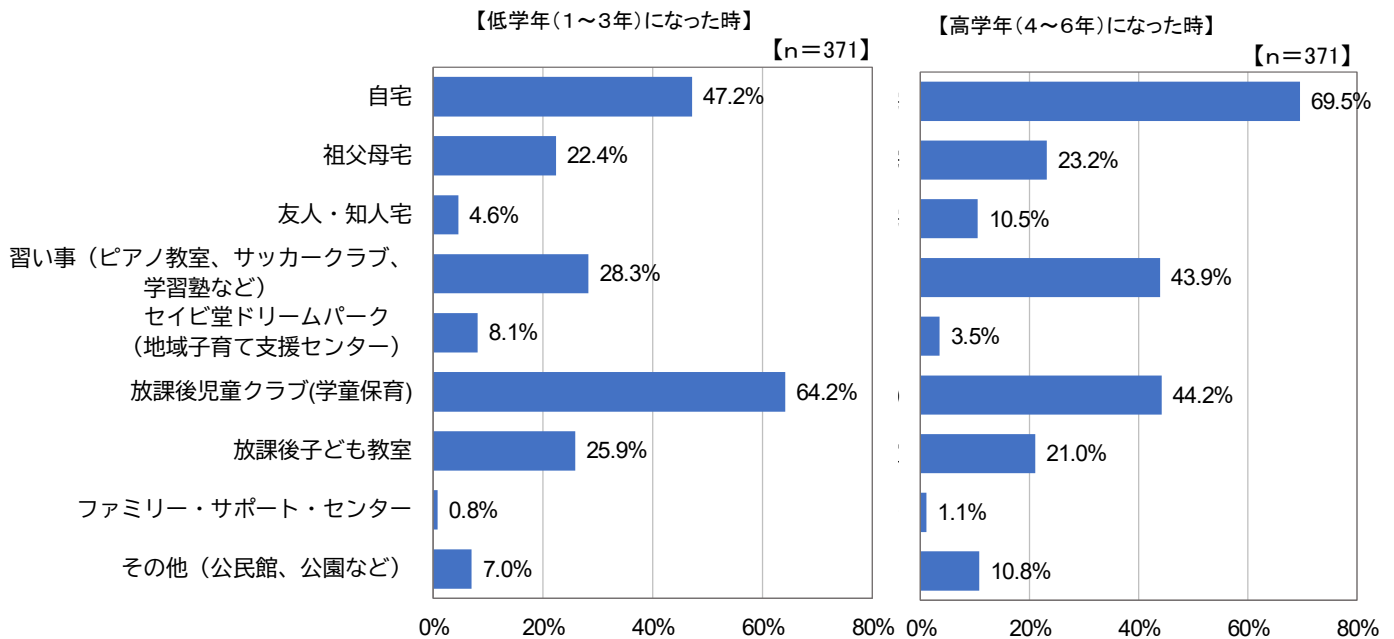


(5) 放課後の過ごし方（就学前児童保護者、就学児童保護者）

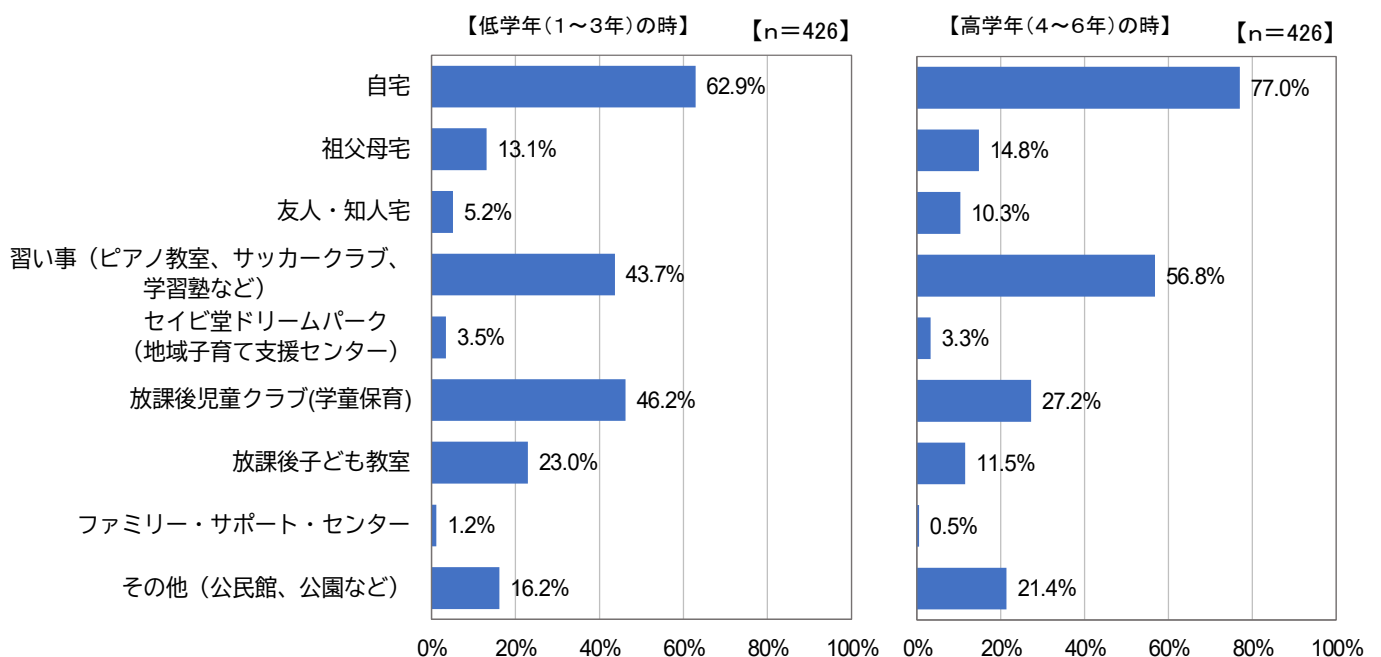
就学前児童保護者に、子どもの小学校就学後の放課後をどのような場所で過ごさせたいか尋ねたところ、低学年（1～3年生）、高学年（4～6年生）とも「自宅」と「放課後児童クラブ（学童保育）」が多くなっていますが、「放課後児童クラブ」は低学年で多く、高学年になると「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が低学年よりも多くなっています。

また、就学児童保護者への同じ質問では、低学年、高学年とも「自宅」が多く、低学年では次いで「放課後児童クラブ」「習い事」となっていますが、高学年になると「放課後児童クラブ」は減少し「習い事」が多くなっています。

◆小学校就学後の放課後の過ごし方(希望)（就学前児童保護者）



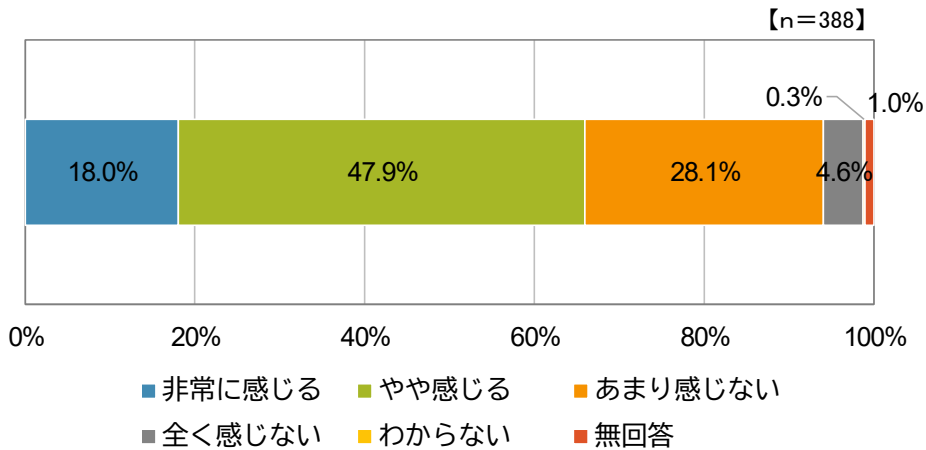
◆小学校の放課後の過ごし方（就学児童保護者）



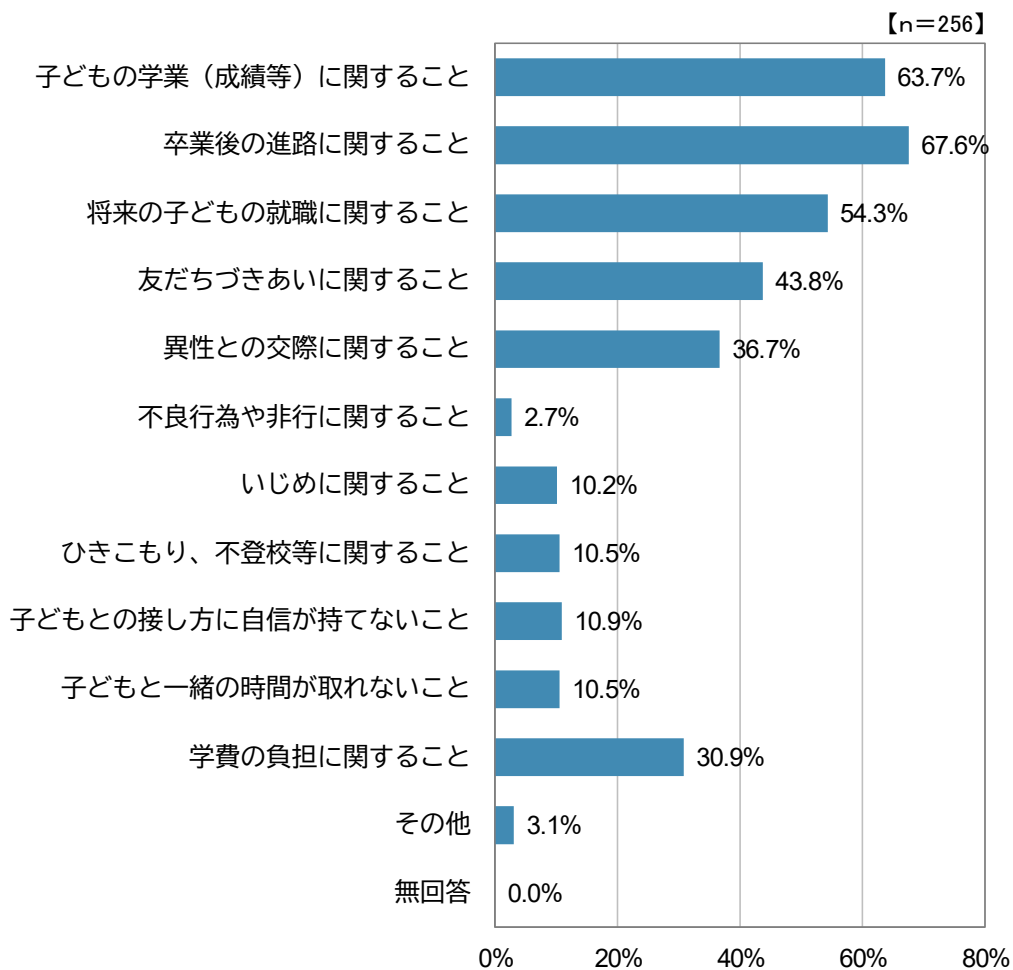
(6) 子育てに関する悩みや不安について(中学生・高校生相当年齢の子どもの保護者)

中学生・高校生相当年齢の子どもの保護者に、子育てに関する悩みや不安を感じるかを尋ねたところ、「非常に感じる」「やや感じる」が65.9%となっています。悩みや不安の内容としては、「卒業後の進路」「学業（成績等）」「就職」「友だちづきあい」「異性との交際」などが多くなっています。中学生、高校生の別では、中学生では「学業（成績等）」「進路」「友達づきあい」「就職」の順、高校生では「進路」「就職」「学業（成績等）」「異性との交際」の順となっています。

◆子育てに関する悩みや不安の有無について(中学生・高校生相当年齢の子どもの保護者)



◆子育てに関する悩みや不安の内容について(中学生・高校生相当年齢の子どもの保護者)

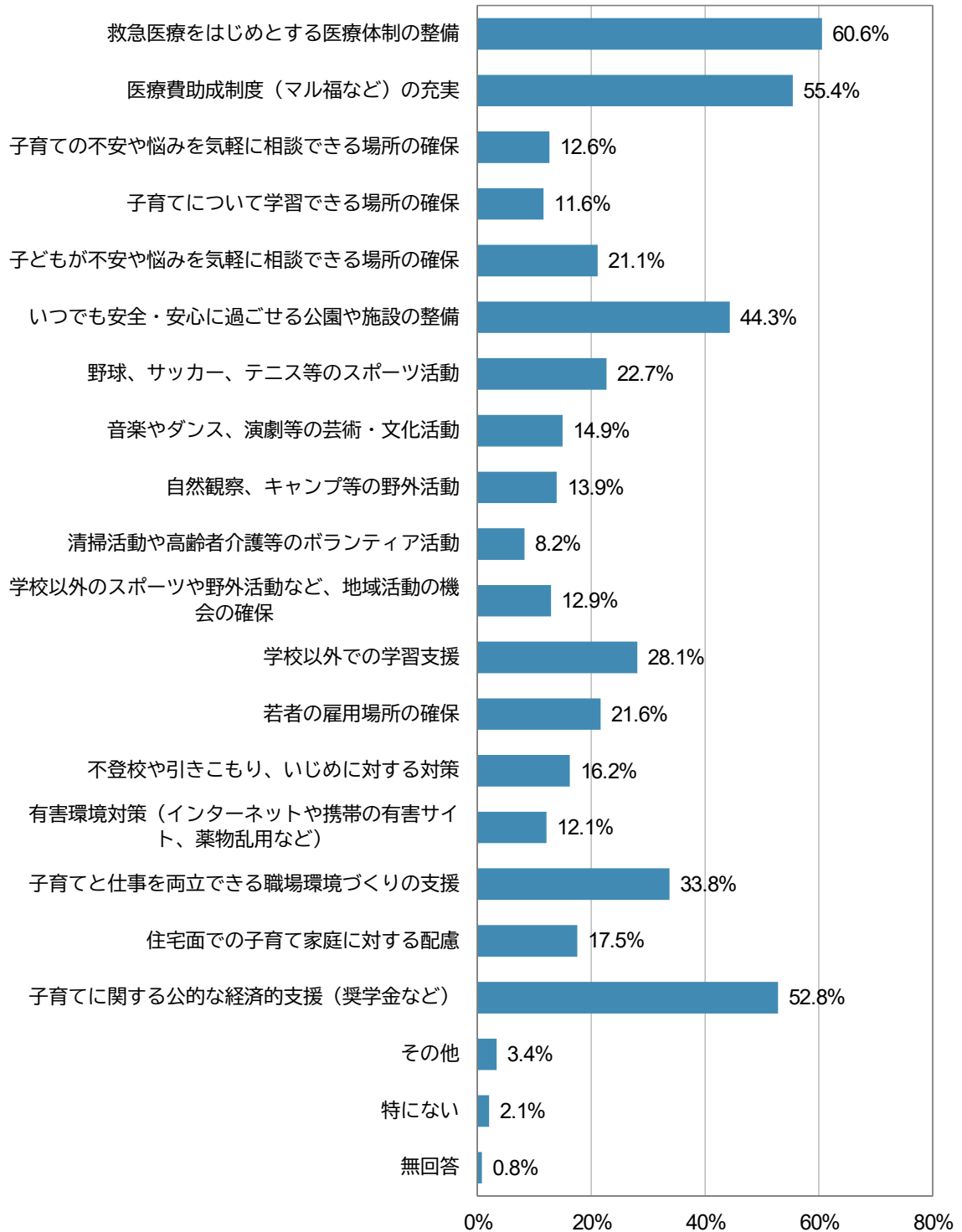


(7) 今後の鹿嶋市の子育て支援について(中学生・高校生相当年齢の子どもの保護者)

今後、力を入れてほしい支援策については「医療体制の整備」「医療費助成制度」が多く、次いで「経済的支援（奨学金など）」「公園や施設の整備」となっています。

◆力を入れてほしい子育て支援策(中学生・高校生相当年齢の子どもの保護者)

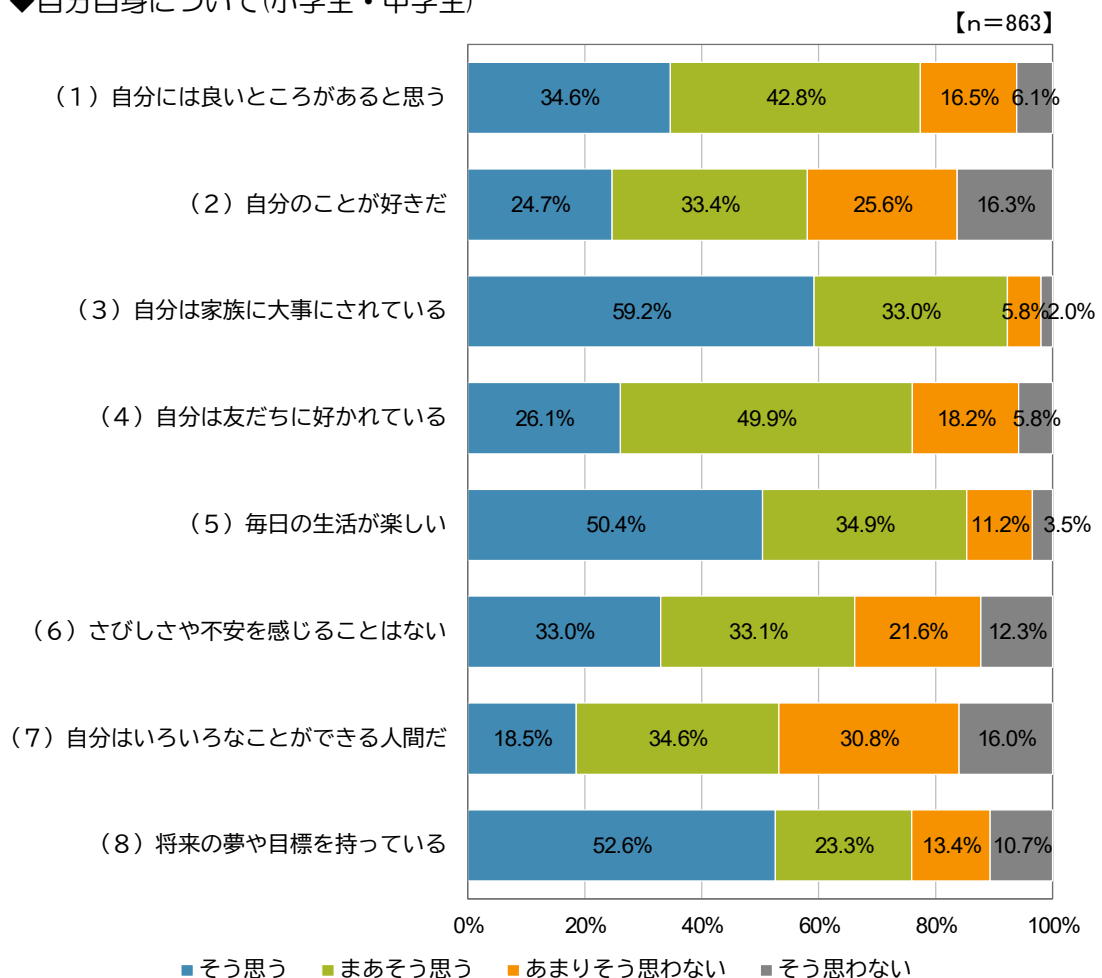
【n=388】



(8) 自分自身や相談できる人について（小学生・中学生）

小中学生に対し、自分自身に当てはまると思うことを尋ねたところ、「(1) 自分には良いところがあると思う」「(3) 自分は家族に大切にされている」「(4) 自分は友だちに好かれている」「(5) 毎日の生活が楽しい」「(8) 将来の夢や目標を持っている」についてはそう思う、まあそう思うが多いのに対し「(2) 自分のことが好きだ」「(7) 自分はいろいろなことができる人間だ」についてはそう思わない、あまりそう思わないがやや多くなっています。

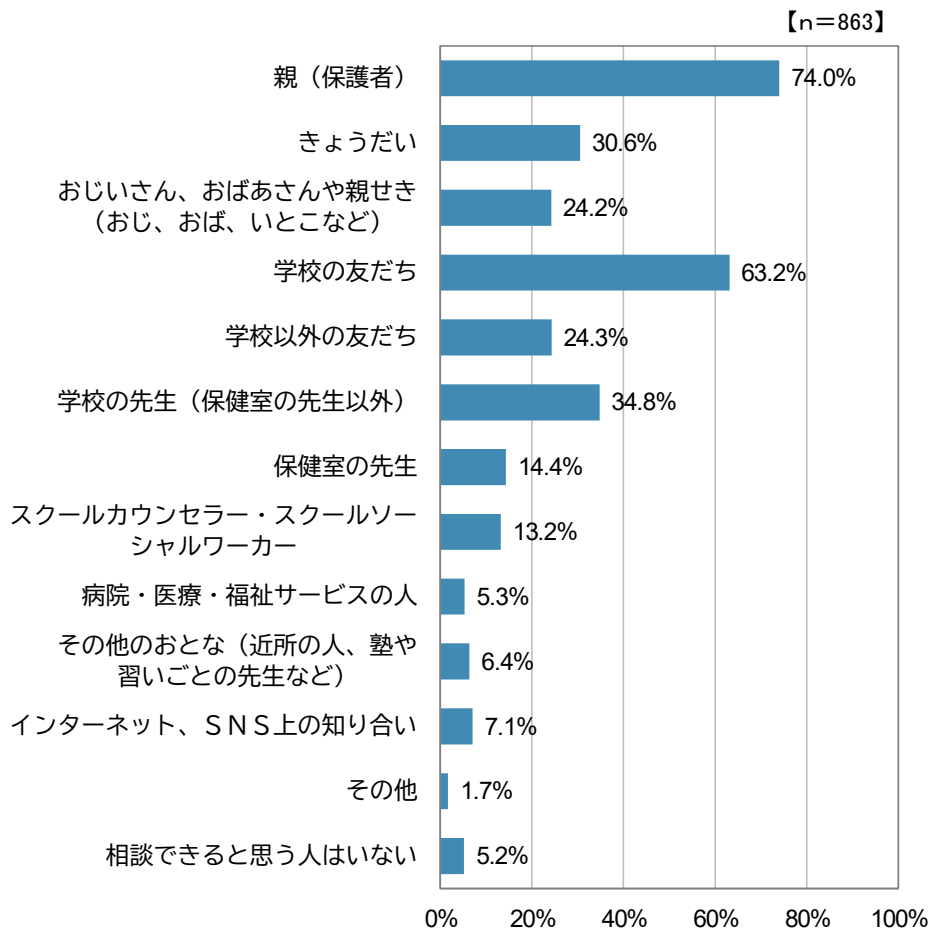
◆自分自身について(小学生・中学生)



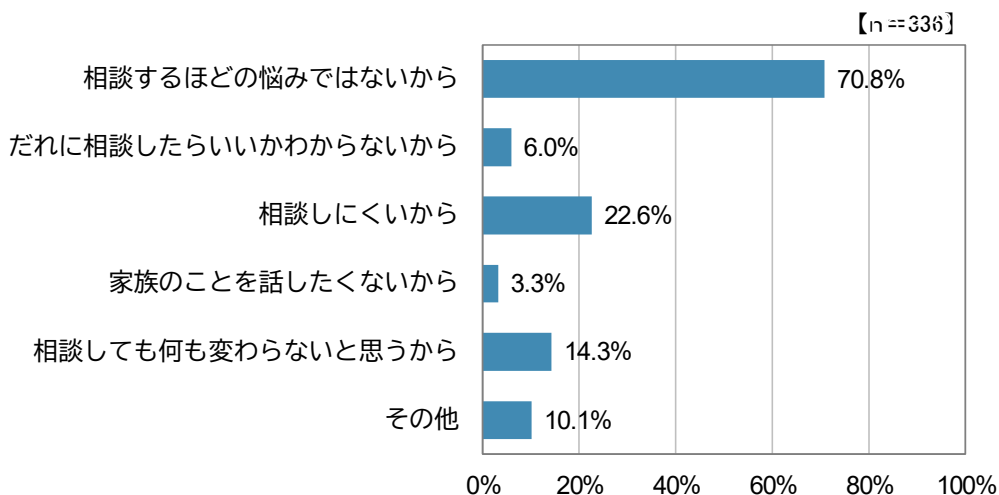
悩んだり、困ったりしたときに相談できると思う人については「親（保護者）」が最も多く、次いで「学校の友だち」「学校の先生（保健室の先生以外）」「きょうだい」などとなっています。「インターネット、SNS上の知り合い」は7.1%となっています。また、「相談できると思う人はいない」は5.2%いました。

一方、実際に相談した経験については約4割がないと答えており、相談しない理由については「相談するほどの悩みではない」が70.8%を占めていますが、「相談しにくいから」が22.6%となっています。

◆悩んだり、困ったりした時に相談できる人について(小学生・中学生)



◆相談していない理由(小学生・中学生)

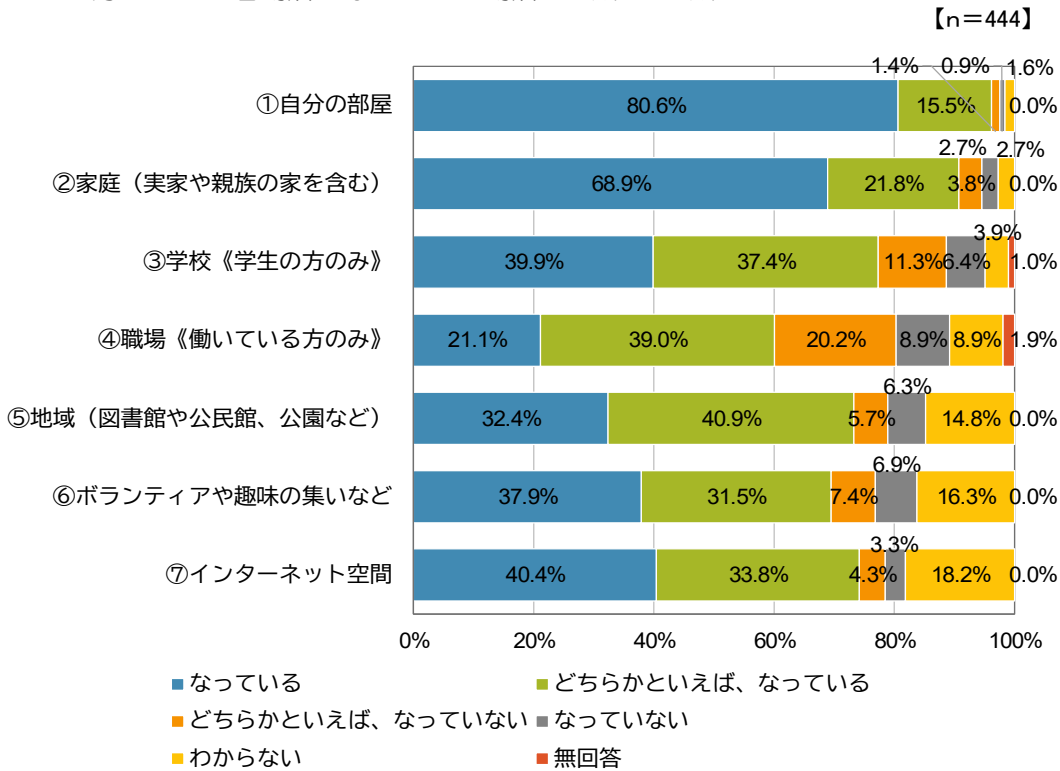


(9) 普段の居場所や生活について(15歳~29歳)

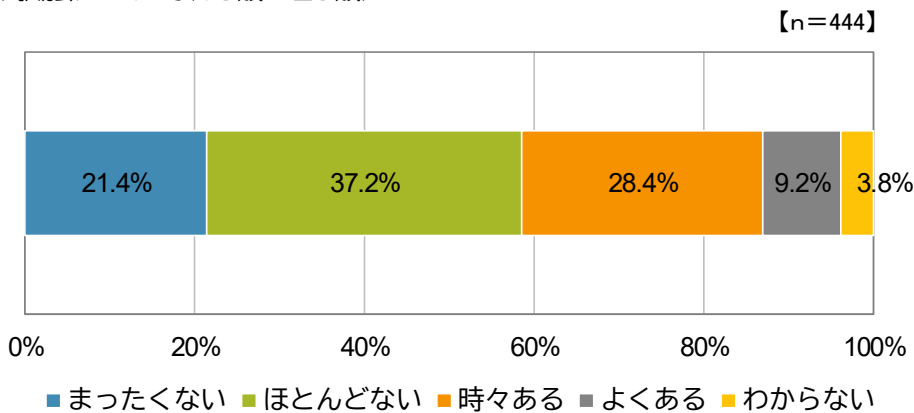
15歳~29歳の市民に自分にとって居場所(ほっとできる場所, 居心地の良い場所)になっている場所を尋ねたところ「自分の部屋」や「家庭」が多くなっています。「インターネット空間」は、「学校」や「地域」と同じくらいの割合で居場所となっています。

孤独を感じることもあるかについては「まったくない」「ほとんどない」が58.6%と、半数以上がほぼ感じないと回答しています。一方、「時々ある」「よくある」が37.6%となっています。

◆自分にとって居場所になっている場所(15歳~29歳)



◆孤独について(15歳~29歳)



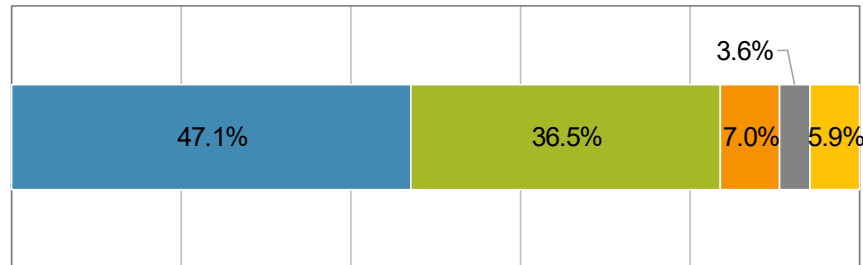
(10) 人生観や充実度について（15歳～29歳）

今、幸せか、生活が充実しているかについては「そう思う」「ややそう思う」がいずれも約8割となっています。幸せな暮らしのイメージについては「友達や家族などの関係がうまくいっている」「心身が健康である」「経済的に豊か」「仕事や勉強がうまくいっている」などとなっています。

◆人生観や充実度について(15歳～29歳)

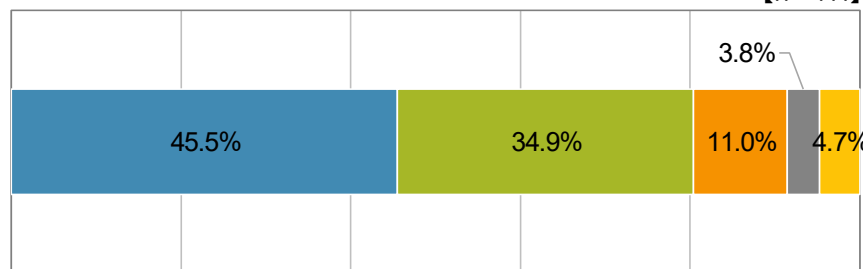
【n=444】

【幸福感】



【n=444】

【生活の充実】

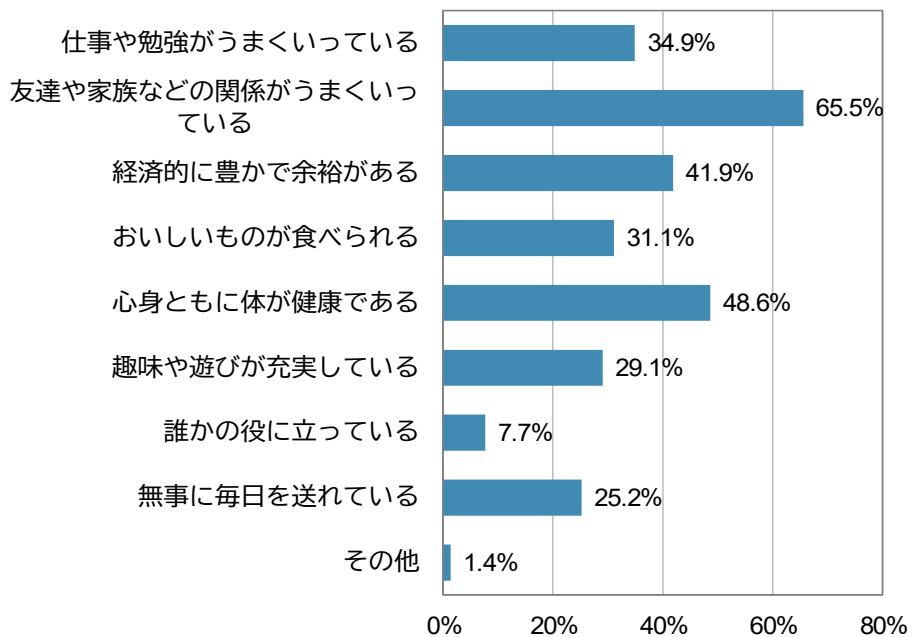


0% 20% 40% 60% 80% 100%

■ そう思う ■ ややそう思う ■ あまりそう思わない
■ そう思わない ■ よくわからない

◆幸せな暮らしのイメージについて

【n=444】

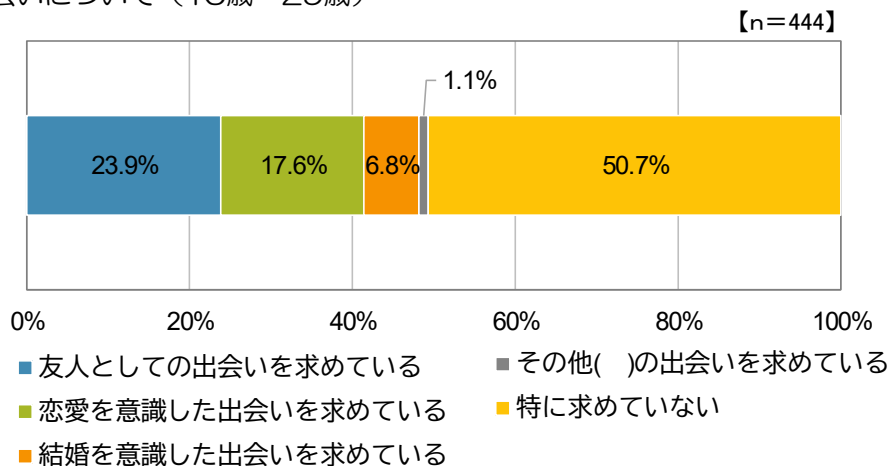


(11) 出会いについて（15歳～29歳）

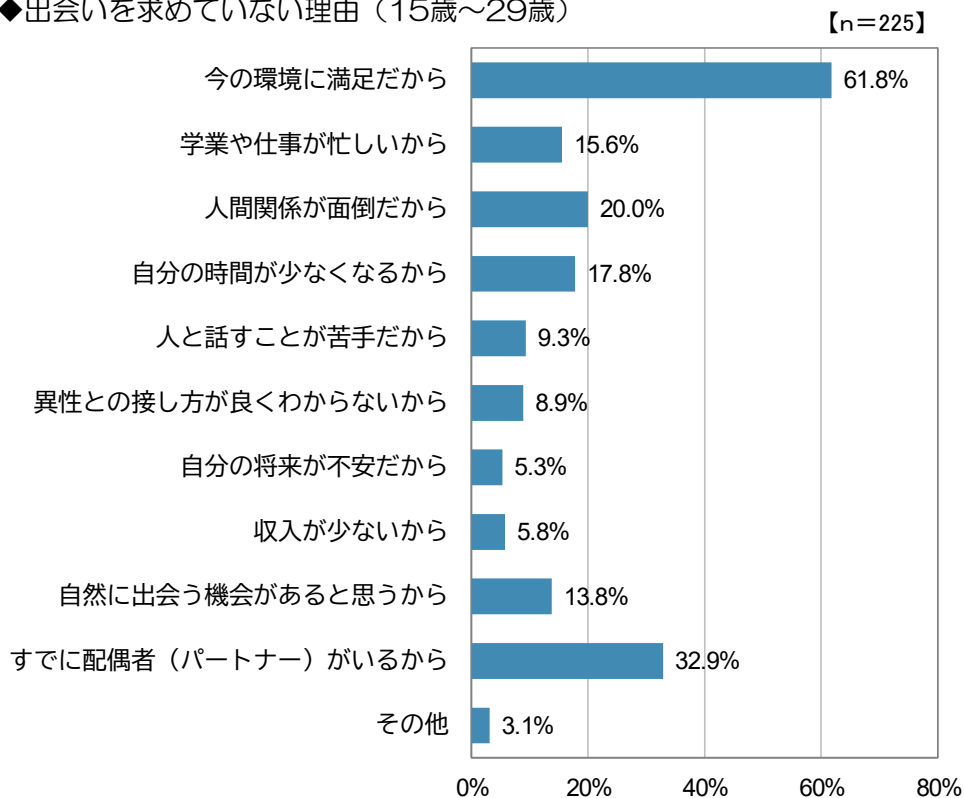
出会いについては、何らかの出会いを求めているが49.3%、求めていないが50.7%となっています。求めている出会いについては「友人としての出会い」が23.9%と最も多く、「恋愛を意識した出会い」「結婚を意識した出会い」も合わせて24.4%となっています。

出会いを求めている理由については、人生を豊かにしたいが最も多く、次いで話し相手が欲しい、パートナーがいると安心できるなどの回答が見られました。一方、求めていない理由については「今の環境に満足」が最も多く、次いで「既に配偶者（パートナー）がいる」「人間関係が面倒」などが多くなっています。

◆出会いについて（15歳～29歳）



◆出会いを求めていない理由（15歳～29歳）



6 関係団体等ヒアリング

本市の現状と課題を分析・整理するにあたって、こどもや子育て、若者に関わる関係団体等を対象に、こどもや子育て家庭の現状と課題、必要な支援等について対面またはアンケートによるヒアリングを実施しました。

■調査の対象

調査対象者	活動内容等	人数
ファミリー・サポート・センター提供会員	保育の援助を受けたい人（依頼会員）と援助をしたい人（提供会員）がそれぞれ会員登録し、相互援助を行う会員組織。	2人
不登校・ひきこもりを 考える親の会主催者	不登校・ひきこもりの人の家族同士の交流（サロン）・研修会、就労施設等の見学等を実施。	1人
家庭教育支援員（訪問 型家庭教育支援事業）	小学校1年生のこどもの家庭を訪問して保護者の話を聞き、養育環境を確認し必要に応じて専門機関へつなげる事業。	8人
こども食堂運営者	こどもを中心に定期的に食事の提供、フードパントリーや学習支援等を行い、地域における居場所の提供を担う。	5団体 6人

(1) ファミリー・サポート・センター提供会員

こどもや子育て 家庭の現状と課題、 必要な支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・祖父母が遠方に住んでいるなど、こどもを見てもらえる人が身近にいない家庭は子育てに苦労していると思う。 ・現在の子育て中の親は「自分で解決」しようとし、「孤立」している印象。子育て経験のある高齢者等との交流の場が必要と考える。
活動を継続する 上での課題	<ul style="list-style-type: none"> ・提供会員の高齢化。特にこどもの送迎サポートなどの提供が難しい。 ・利用希望者は増加しているが、提供会員が少ない。会員登録のハードルが下がるよう、柔軟な会員登録方法等の検討が必要。 ・事業の周知が十分でない。周知方法の改善が必要。 ・ファミリー・サポート・センターを利用するまでに至らない人の潜在的なニーズの把握。

(2) 不登校・引きこもりを考える親の会主催者

当事者の現状と課題，必要な支援等	<ul style="list-style-type: none"> • 家族同士の交流を通し，不登校・ひきこもり本人への接し方のヒントを得て，家族も本人も安定した気持ちで暮らせるよう支援することが一番。 • 社会的な偏見がひきこもりを助長している。 • 相談機関の充実や周知は必要。 • ひきこもり本人にとって，まずは安心できる居場所づくりが必要。こども食堂などがひきこもりの人の居場所になるとよいが，現時点では難しい。 • 不登校のこどもはそれぞれに合う場所を選択できるといい。近隣市にフリースクールがあるが，一方で費用負担の課題がある。
------------------	--

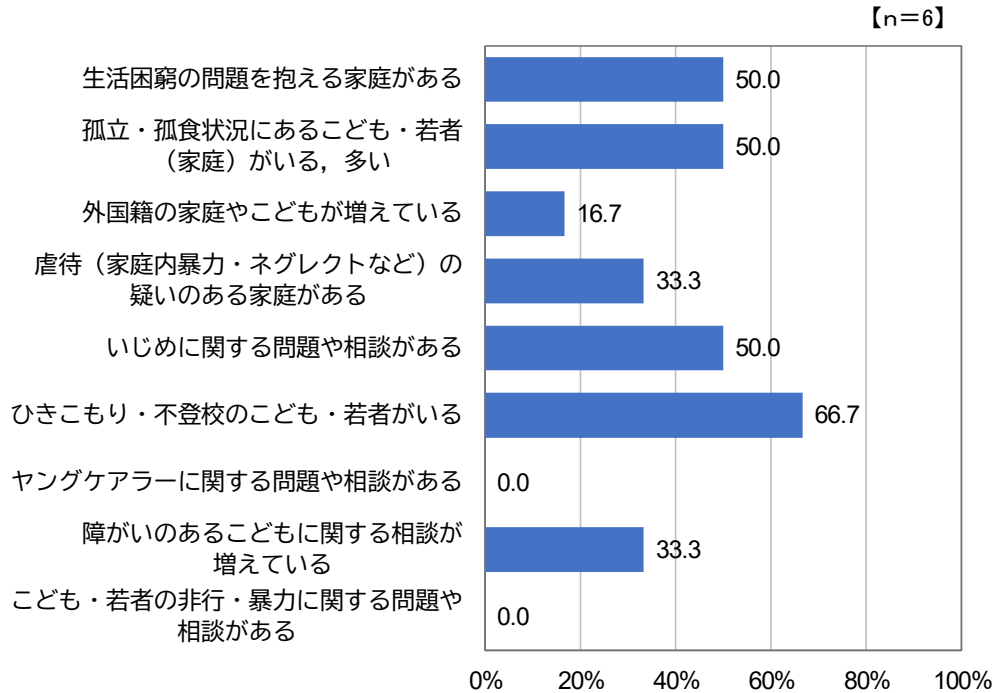
(3) 家庭教育支援員

こどもや子育て家庭の現状と課題，必要な支援等	<ul style="list-style-type: none"> • 日頃交流している保護者友達（ママ友）はいても，本当に困っていることは気軽に相談できないのでは。 • 公的な相談機関の周知不足と，相談する際の敷居の高さ。 • 困りごとが多様化している（金銭面，近所付き合い，ひとり親，外国にルーツを持つ家庭，こどもの携帯電話の使い方など）。 • 家庭間で経済格差や子育てに対する意識の格差を感じる。 • 気軽に相談ができる場所や市の取り組みの周知が必要。 • 仲間づくりができる場や機会があるとよい。
------------------------	---

(4) 子ども食堂運営者

鹿嶋市の子ども・若者に関してどのような課題があるか尋ねたところ、「ひきこもり・不登校の子ども・若者がいる」が最も多く、次いで「生活困窮の問題を抱える家庭がある」「孤立・孤食状況にある子ども・若者（家庭）がいる、多い」「いじめに関する問題や相談がある」などとなっています。

◆鹿嶋市の子ども・若者に関する課題



子ども・若者にとっての「居場所」のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ・周りに気をつかわず、自分のペースでいられる場所 ・自分のことを否定されたり、嫌なことが起きたりしない場所 ・自分ひとりで行けて、好きなだけいられる場所 ・友だちや親しい人とのつながりの中で安心していられる場所 ・色々な人と出会える場所
活動を継続するためにはどのようなことが必要か	<ul style="list-style-type: none"> ・活動の担い手となる人材の確保・育成 ・活動資金の確保 ・他団体との連携・協働（ネットワーク化）
市が取り組むべき支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども食堂のPRの機会の提供 ・民間団体の活用 ・子どもや保護者の遊び場の提供

7 第2期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況

第2期鹿嶋市子ども・子育て支援計画の進捗状況について、基本目標ごとに評価を行いました。（評価の表中の数値は、各基本目標において取り組んだ事業数を表しています。）

全体の進捗評価においては、全64事業のうち、42事業（全体の65.6%）が「目標を達成している」、20事業（全体の31.3%）が「目標をおおむね達成している」と評価しています。

	A	B	C	D	—	合計
基本目標1 結婚から子育てに至るまでのサポートの充実	2	5	0	0	1	8
基本目標2 子ども・子育て支援の総合的な推進	10	11	0	0	0	21
基本目標3 どの子どもも輝くきめ細かな事業の充実	11	2	0	0	1	14
基本目標4 すべての母子の健やかな育成の推進	19	2	0	0	0	21
合計	42	20	0	0	2	64
	65.6%	31.3%	0.0%	0.0%	3.1%	100.0%

■施策進捗評価

A: 目標を達成している B: 目標をおおむね達成している C: 目標を下回っており、努力が必要である
D: 目標を大幅に下回っており、改善を要する —: 評価不可

【基本目標1 結婚から子育てに至るまでのサポートの充実】

結婚から子育てに至るまでのサポートの充実の進捗評価においては、全8事業のうち、2事業（全体の25.0%）が「目標を達成している」、5事業（全体の62.5%）が「目標をおおむね達成している」と評価しています。

「1 多子世帯等への支援」では、国に先駆けて鹿嶋市独自の経済的な支援として第3子以降の中学生までの子どもに対し手当を支給する「子宝手当の支給事業」を実施しました。今後は、市事業としての役割は果たしたとし、国による経済施策の拡充（出産・子育て支援金制度化、児童手当の拡充・児童扶養手当の拡充等）に委ねることとします。

「2 次代の親づくりに向けた取り組み」では、「結婚活動支援事業」に取り組み、住み慣れた地域で出会い、結婚し、家庭を築きたいと希望する独身者に対し対面でのイベントやセミナーを開催しました。多くの参加者があり、参加者のうち50%前後のマッチングが得られていましたが、出生率の増加につなげることは難しい状況でした。少子化対策は広域的な側面も多いため、今後は茨城県が実施する事業「いばらき出会いサポートセンター」に対し後方的な支援を行います。

施策名	事業数	進捗評価				
		A	B	C	D	—
1 多子世帯等への支援	3	2	1	0	0	0
2 次代の親づくりに向けた取り組み	2	0	2	0	0	0
3 ワーク・ライフ・バランスの推進	3	0	2	0	0	1
計	8	2	5	0	0	1
		25.0%	62.5%	0.0%	0.0%	12.5%

■施策進捗評価

A: 目標を達成している B: 目標をおおむね達成している C: 目標を下回っており、努力が必要である
D: 目標を大幅に下回っており、改善を要する —: 評価不可

【基本目標2 子ども・子育て支援の総合的な推進】

子ども・子育て支援の総合的な推進の進捗評価においては、全21事業のうち、10事業（全体の47.6%）が「目標を達成している」、11事業（全体の52.4%）が「目標をおおむね達成している」と評価しています。

「1 幼児期における教育・保育の充実」では「教育・保育定員の拡充（待機児童ゼロ）」に取り組み、年度途中で0～1歳児の待機児童の発生はあるものの、令和2年度以降4月1日時点においては待機児童ゼロとなっています。今後も、少子化の進行、社会情勢、市民の多様な保育ニーズ等を踏まえ、中長期的な教育・保育の需要と民間事業者による供給バランスを考慮し、市内幼児教育・保育施設の適正かつ効率的な配置を行います。

「3 子どもの多様な居場所づくり」では「放課後児童クラブ」を、令和5年度時点で市内全小学校において12クラブ35箇所設置しています。現状では待機児童は発生していませんが、一部の小学校において利用希望者が増加しており、使用教室や支援員の確保が課題となっています。

また「放課後子ども教室」は、平日は11小学校、休日は10地区公民館で実施しています。平日の参加者は増加傾向にありますが、休日は地域における指導者の確保が困難なため地域間で開催回数に差が生じています。引き続き、放課後児童クラブと連携し、平日は放課後児童クラブを利用しない児童の居場所、休日は地域における交流や体験活動の場として運営していきます。

施策名	事業数	進捗評価				
		A	B	C	D	—
1 幼児期における教育・保育の充実	6	4	2	0	0	0
2 子育て家庭への支援の充実	7	5	2	0	0	0
3 子どもの多様な居場所づくり	2	1	1	0	0	0
4 子どもと子育て家庭の安心・安全な環境づくり	6	0	6	0	0	0
計	21	10	11	0	0	0
		47.6%	52.4%	0.0%	0.0%	0.0%

■施策進捗評価

A: 目標を達成している B: 目標をおおむね達成している C: 目標を下回っており、努力が必要である
D: 目標を大幅に下回っており、改善を要する —: 評価不可

【基本目標3 どの子ども輝くきめ細かな事業の充実】

どの子ども輝くきめ細かな事業の充実の進捗評価においては、全14事業のうち、11事業（全体の78.6%）が「目標を達成している」、2事業（全体の14.3%）が「目標をおおむね達成している」と評価しています。

「3 子どもの虐待・貧困対策と社会的養育の推進」では「児童虐待の予防と早期発見」に取り組み、各種健康診査、訪問指導の機会や日頃の教育・保育場面等を通じて虐待の予防と早期発見に努めました。支援が必要な家庭については関係機関と連携し情報を共有のうえ対応にあたっています。健診未受診者や連絡が取れない家庭への対応方法、関係機関との連携による保護者支援のあり方・役割分担など課題があるため、引き続き虐待の防止、早期発見に向け関係機関等との情報共有・連携を継続していく必要があります。

また「子ども家庭総合支援拠点の整備・充実」として、令和4年度から「子ども家庭総合支援

拠点」を設置し、関係機関と密に連携するとともに相談者が相談しやすい体制づくりに努めました。令和7年度に「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター（りぼん）」を一体とした「こども家庭センター」を設置し、これまで以上の連携強化のもと、支援の充実を目指します。

施策名	事業数	進捗評価				
		A	B	C	D	—
1 発達支援と障がい児施策の充実	6	4	2	0	0	0
2 ひとり親家庭等の自立支援	3	2	0	0	0	1
3 子どもの虐待・貧困対策と社会的養育の推進	5	5	0	0	0	0
計	14	11	2	0	0	1
		78.6%	14.3%	0.0%	0.0%	7.1%

■施策進捗評価

A: 目標を達成している B: 目標をおおむね達成している C: 目標を下回っており、努力が必要である
D: 目標を大幅に下回っており、改善を要する —: 評価不可

【基本目標4 すべての母子の健やかな育成の推進】

すべての母子の健やかな育成の推進の進捗評価においては、全21事業のうち、19事業（全体の90.5%）が「目標を達成している」、2事業（全体の9.5%）が「目標をおおむね達成している」と評価しています。

「1 母親の妊娠・出産・産後の支援」では「子育て世代包括支援センター（りぼん）の充実」に取り組み、妊産婦や子育て中の保護者からの相談に対する助言や子育て支援に関する情報提供を実施するとともに、妊娠期から子育て期における状況を継続的に把握し支援することができました。令和7年度に「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター（りぼん）」を一体とした「こども家庭センター」を設置し、これまで以上の連携強化のもと、切れ目のない支援を推進します。

また「産後ケア事業」では、産後ケアの利用が必要な方に対し、医療機関等への宿泊や通所等を通して心身のケアや育児サポートを受けられるよう体制を整えました。産後ケア利用希望者の増加により必要なタイミングでの利用が困難な場合があるため、病院や茨城県等と情報共有し、委託先の拡大等も検討しながら体制整備に努めます。

施策名	事業数	進捗評価				
		A	B	C	D	—
1 母親の妊娠・出産・産後の支援	8	8	0	0	0	0
2 乳幼児の健康づくり支援	7	7	0	0	0	0
3 思春期保健対策の充実	3	1	2	0	0	0
4 食育の推進	3	3	0	0	0	0
計	21	19	2	0	0	0
		90.5%	9.5%	0.0%	0.0%	0.0%

■施策進捗評価

A: 目標を達成している B: 目標をおおむね達成している C: 目標を下回っており、努力が必要である
D: 目標を大幅に下回っており、改善を要する —: 評価不可

8 こども・若者，子育て当事者を取り巻く主な課題

アンケート等の結果や社会環境の変化，それに関連する国・茨城県の動向などを踏まえて，本市における今後のこども・若者，妊産婦，子育て当事者支援に関する課題を次により整理します。

(1) こども・若者の権利に関する教育の充実と意識啓発

小学生・中学生に対するアンケート調査結果では，将来の夢や目標を持っていると答えたこどもの割合は約7割であった一方，ないと答えたこどもも2割程度いました。

こども・若者が夢や希望を持ち，将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会とするためには，こども・若者が個人として尊重されるとともに自己肯定感や自己有用感を高め，自分らしく社会生活を営むための教育や環境づくりが必要です。

そのため，地域社会全体に対しては，こども・若者が権利の主体であることを広く周知し，いじめ，体罰，児童虐待等によるこどもの権利侵害を許さないという意識の浸透を図ること，こども・若者に対しては，学校教育活動等を通じて自らの権利や人権に対する理解を深め，人権を尊重する態度を育むことが重要です。

(2) 妊娠期から子育て期における保健・医療の提供体制の充実

中学生・高校生相当年齢のこどもの保護者に対するアンケート調査結果では，今後力を入れてほしい支援策として「救急医療をはじめとする医療体制の整備」を挙げる意見が多く見られました。

こども・若者が心身の状況や置かれた環境等にかかわらず心身ともに健やかに成長できることは，将来にわたって幸せな状態で生活を送るための基本であり，親の妊娠期から出産・子育て期を通じた切れ目のない保健・医療の確保と，こども・若者一人ひとりの特性や状況に応じた質の高い支援が必要です。

そのため，妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化，乳児健康診査等の提供体制の確保のほか，支援が特に必要と認められる特定妊婦等に対しては産前産後からの切れ目のない継続的な支援が重要です。

また，障がい児や慢性疾患，医療的ケア児が適切な支援・サービスにつながるよう，関係機関の連携の強化のほか，障がい等の有無にかかわらず安心して共に暮らすことができる地域づくりの推進が求められます。

(3) 成長段階に応じた教育・保育と子育て支援事業の充実

本市の12歳未満の児童数は年々減少している一方、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の利用児童数は、令和2年度と比較し増加している状況です。就学前児童保護者へのアンケート調査でも、現在就労していないと回答した母親の割合は前回調査（平成30年）より減少している結果となっており、今後も母親の就業率の上昇等によりさらなる保育等のニーズの増加及び多様化が見込まれます。

こどもの成長段階に応じて安定的な教育・保育や子育て支援事業が供給できるよう、将来的な需要量を適切に把握し、それに継続して対応できる提供体制を確保していくことが必要です。

また、就学前児童保護者へのアンケート調査で、こどもを見てもらえる親族・知人がいないとの回答が約16%見られたことなどから、一時預かりや病児保育など多様な保育ニーズに対する受け皿や、身近に相談相手がない子育て当事者、困難を抱えた家庭などへの寄り添った支援が確保されるよう、子育て支援事業の提供体制の充実を図る必要があります。

(4) こども・若者の成長の保証と安心して過ごせる環境づくり

遊びや体験活動はこども・若者の健やかな成長の原点です。さまざまな遊びや学び、体験等を通して生き抜く力を得て、自らの能力や可能性を最大限に伸ばすことができるよう、年齢や発達 の程度に応じた多様な体験・学習の機会の確保や、多様な価値観との出会いの機会の提供が求められます。また、基本的な生活習慣の形成・定着を図る取り組みや、こども・若者や子育て当事者の目線に立った安全なまちづくり、多様な居場所づくりの取り組みも必要です。

こどものインターネット利用の低年齢化が進む中、こどもが情報を適切に取捨選択して利用するとともにインターネットによる情報発信を適切に行うことができるようにすることは重要な課題です。15歳から29歳を対象としたアンケート調査でも、自分にとって居場所になっている場所として「インターネット空間」と回答した割合は7割以上となっています。こどもが主体的にインターネットを利用できる能力習得の支援や、メディアリテラシーの習得支援など、こどもが安心してインターネットを利用できる環境の整備が必要です。

さらに、こども・若者の自殺対策、こども・若者を巻き込んだ事故や犯罪を未然に防ぐ取り組みもこれまで以上に求められます。

(5) 貧困の解消と虐待の防止及びヤングケアラーへの支援

こどもの貧困は経済的な面だけでなく、心身の健康や前向きに生きる気持ちを含めた権利利益を侵害するとともに社会的孤立にもつながる深刻な問題です。また、児童虐待はこどもの心身に深い傷を残し、成長した後においてもさまざまな生きづらさにつながり得るものであり、どのような背景があっても許されるものではありません。

関係団体等へのヒアリング調査においても、こども・若者に関する課題として「生活困窮」「虐待」などがあげられています。

さらに、本来おとなが担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることも、いわゆるヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで個人の権利に重大な侵害を生じることがあります。

貧困及び貧困の連鎖の解消と虐待の防止のためには、経済的支援、教育の支援、就労支援や親子間における適切な関係性の構築の支援など、関係機関の連携による多方面からの取り組みが求められます。

そのため、親の妊娠・出産期からの相談支援や教育相談体制の充実により、ヤングケアラーも含め苦しい状況にあるこども・若者や子育てに困難を抱える世帯を早期に把握し、包括的な支援につなげる体制を強化することが重要です。

(6) 仕事と子育ての両立と共働き・共育ての推進に向けた意識の醸成

本市の就業状況を見ると、女性の労働力率、就業者数とも上昇傾向にあり、今後も働く女性の増加と、それに伴う共働き世帯の増加が見込まれます。就学前保護者へのアンケート調査結果でも約6割の母親が就労中と回答しています。

子育て当事者が地域社会に支えられ、幸せな状態でこどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感できるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現及び仕事と子育ての両立に向けた社会全体での取り組みのさらなる普及啓発が必要です。

あわせて、家庭内において家事・子育ての負担が女性に一方的に偏る状況の解消に向け、男性の家事・子育てへの主体的な参画を促す意識の醸成など、共働き・共育てを推進する取り組みが求められます。

第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 こどもまんなか社会の実現に向けて

こども大綱が実現を目指す「こどもまんなか社会」とは「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」を指します。

【こどもまんなか社会】

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神に則り、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

2 基本理念

本計画の基本理念は、こども大綱及び市町村こども計画の策定根拠であり、さまざまなこども施策の基本理念を定める「こども基本法」の目的に基づき、次のとおりとします。

○基本理念

全てのこども・若者の
将来にわたる幸福の基礎を築くまち かしま

上位計画である総合計画や地域福祉計画が示す将来像のもと、保健・医療・福祉分野及び子育て支援・教育等の各分野において、各種サービスの充実や連携強化に取り組みます。

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向け、全てのこども・若者が誰一人取り残されることなく、地域全体でこども・若者を支援し、未来に希望をもって健やかに育つことができる環境づくりを目指します。

3 計画の基本目標

本計画ではこども大綱を踏まえた3つの基本目標を設定し、こども・若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目のない支援に取り組みます。

基本目標1 こども・子育て支援の総合的な推進

こども・若者の権利を保障し利益を実現するため、こども・若者が権利の主体であることを広く周知するとともに、こども・若者の成長の過程及び子育て当事者一人ひとりの状況に応じた、切れ目のない相談支援体制の充実を図ります。

こどもの可能性を広げるさまざまな学びや体験活動の提供と、こども・若者が安心・安全に過ごせるまちづくり、居場所づくりを推進します。

疾病、障がいや貧困などの事情により支援を必要とするこどもと子育て家庭に対して、経済的支援や教育的支援を行います。

家庭内にどのような背景があってもこどもへの虐待につながらないように、子育てに困難を抱える世帯に対し包括的な支援体制を強化するとともに、関係機関の情報共有・連携によりヤングケアラーを早期発見・把握し、必要な支援につなげるよう努めます。

こども・若者の自殺対策を推進するとともに、こどもが安全に安心してインターネットを利用できるよう、メディアリテラシーの習得支援などを行うほか、性犯罪・性暴力や非行の防止、防犯・交通安全対策、事故防止対策等に取り組みます。

施策の方向性	
1	こども・若者が権利の主体であるという認識の共有
2	相談支援体制及び情報提供の充実
3	多様な遊びや体験、居場所や活躍できる機会づくり
4	こども・若者への切れ目のない保健・医療の提供
5	障がい児・医療的ケア児等への支援
6	こども・若者の貧困解消対策の推進
7	児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
8	こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取り組み

基本目標2 ライフステージに応じた切れ目のない支援の推進

こどもの誕生前から幼児期までにおいては、親になる準備期間の支援をはじめ、乳幼児健康診査の充実や産後ケアの提供体制の確保、特定妊婦の支援など、幼児期までの育ちを切れ目なく保証するための取り組みを進めるとともに、幼稚園、保育所、認定こども園や地域子育て支援サービスなどの身近な場において、こどもが健やかに過ごせる教育・保育環境の充実を推進します。

学童期・思春期においては、放課後児童クラブなどの安定的な運営に努めるほか、こども・若者が社会の中で自立し、主体的に判断し責任を持って行動する力を育むための教育を進めるとともに、安心して学ぶことができる環境づくりを行います。

青年期の若者に対しては、雇用の創出や若者の就業を促進するとともに、結婚の希望を叶える取り組みを行います。

施策の方向性	
1	妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保
2	こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
3	学童期・思春期のこども・若者の支援
4	青年期の若者の支援

基本目標3 安心して子育てができる支援の推進

全ての子育て当事者が安心して子育てができるよう、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない経済的負担の軽減とあわせて、地域の中で子育て家庭が支えられるよう、さまざまな子育て支援事業を提供します。

子育てと仕事を両立しやすくし、共働き・共育てを推進するため、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進や男性の家事・子育てへの参画の意識啓発を行います。

施策の方向性	
1	妊娠から出産、子育てや教育に関する経済的負担の軽減
2	地域子育て支援、家庭教育支援
3	ひとり親家庭への支援
4	共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進

4 計画の体系

—基本理念—

全ての子ども・若者の
将来にわたる幸福の基礎を築くまち かしま

基本目標1

子ども・子育て
支援の
総合的な推進

- 1 子ども・若者が権利の主体であるという認識の共有
- 2 相談支援体制及び情報提供の充実
- 3 多様な遊びや体験、居場所や活躍できる機会づくり
- 4 子ども・若者への切れ目のない保健・医療の提供
- 5 障がい児・医療的ケア児等への支援
- 6 子ども・若者の貧困解消対策の推進
- 7 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- 8 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取り組み

基本目標2

ライフステージに
応じた切れ目の
ない支援の推進

- 1 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保
- 2 こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
- 3 学童期・思春期の子ども・若者の支援
- 4 青年期の若者の支援

基本目標3

安心して
子育てができる
支援の推進

- 1 妊娠から出産、子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 2 地域子育て支援、家庭教育支援
- 3 ひとり親家庭への支援
- 4 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進

第4章

施策の展開

第4章 施策の展開

基本目標1 こども・子育て支援の総合的な推進

1 こども・若者が権利の主体であるという認識の共有

こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行い、こども・若者が権利の主体であることを広く周知します。

また、こどもの教育、養育の場において、こどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進するとともに、こども・若者やこども・若者に関わり得る全てのおとなを対象に、人権啓発活動を推進します。

主な取り組み	内容	担当課
こども基本法等の趣旨の周知	国が提供するパンフレットの活用や市ホームページ、FMかしまなどの各種媒体を通じて、こども・若者が権利の主体であることの周知や、いじめ、体罰、児童虐待等によるこどもの権利侵害を許さないという意識の浸透を図ります。	こども相談課
学校教育におけるこども・若者の人権擁護教育の推進	日々の学校教育活動の場面において、児童生徒に対し、人権に対する理解を深め人権を尊重する態度を育むよう取り組みます。	教育指導課
人権教室の実施	人権擁護委員が中心となり、小中学生を対象としたいじめ等の人権問題を考える教室を実施し、相手への思いやりの心やいのちの尊さ、人権を尊重することの大切さについての理解を促します。	生活福祉課
人権教育研究部研修会の実施	小中学校の教職員（各1名）に向けて、学校における人権教育の推進等について研修を行います。市教育委員会が主催し、教育指導課指導主事、社会教育課社会教育主事が講師として参加します。	教育指導課
オレンジリボンキャンペーン	「こども虐待のない社会の実現」を目指して茨城県が行う「オレンジリボンたすきリレー」への参加などを通し、多くの市民に児童虐待防止に関心を持ってもらえるよう呼びかけを行います。	こども相談課

2 相談支援体制及び情報提供の充実

核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、地域から孤立し、悩みや不安を抱える子育て当事者やこどもが増加している状況にあり、妊娠・出産・子育ての包括的な支援が求められています。

このため、妊娠期も含めた保護者やこどもに対する相談支援や、疾患をもつこどもや発達の問題になるこどもに対する切れ目のない支援が必要であり、こどもの成長に合わせた相談支援体制の充実を図ることが課題になっています。

このような現状を踏まえ、安心して妊娠・出産・子育てができ、全てのこども・若者が健やかに育つことができるよう、こども・若者と子育て当事者一人ひとりの状況に応じた、切れ目のない寄り添った支援や情報提供を行います。

主な取り組み	内容	担当課
こども家庭センターの体制整備	令和7年度からこども家庭センターを設置し、これまで子育て世代包括支援センター「りぼん」が行ってきた母子保健機能と、子ども家庭総合支援拠点が行ってきた児童福祉機能との連携をより強化した一体的な体制を整備します。 妊産婦、乳幼児の健康の保持・増進及び、こどもと子育て家庭（妊産婦を含む）の福祉に関し、包括的な支援を切れ目なく提供します。	こども相談課 保健センター
教育相談体制の充実	市教育センターに教職員経験者や有資格者を配置し、児童生徒や保護者、教職員等からの教育に関する相談体制を整えます。	教育指導課
こころの相談体制の充実 (こころの相談、こころの体温計、こころの健康に関する情報発信等)	医師や相談員による相談を随時実施します。 自身のこころの状態（ストレス等）を把握できるインターネット上のセルフチェックシステムである「こころの体温計」を提供します。 広報紙や市ホームページなどを通し、一人で悩まないための相談先を周知します。 また、支援を要するケースについて個別フォローを継続的に実施します。	保健センター
子育て情報提供サービスの充実	市ホームページ内の子育て情報ページ「のびのびしかっこ」やSNS「かしまナビ」などを活用し、子育て世帯に情報を発信します。 子育てについての情報をまとめた「子育てハンドブック」を毎年度作成し、出生や転入の手続き時に配布します。	こども相談課

3 多様な遊びや体験，居場所や活躍できる機会づくり

年齢や発達の程度に応じた遊び・体験の機会・場の創出や，こどもの読書活動についての取り組みを推進するとともに，こどもの基本的な生活習慣について普及啓発を行います。

こどもや子育て当事者の目線に立ち，こどものための近隣地域の生活空間を形成する「こどもまんなかまちづくり」や，こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりを推進します。

また，こども・若者が異文化や多様な価値観を理解し，外国語によるコミュニケーション能力を育成する機会を創出するほか，人権教育を通して多様性に対する理解，自他の人権の尊重等の態度を育む取り組みを推進します。

(1) 遊びや体験活動の推進

主な取り組み	内容	担当課
体験活動の充実	<p>●かしま子ども大学 こどもの知的好奇心を刺激し，学ぶ楽しさと学びの力を育むため，小学生を対象として学校教育の教科学習の枠から飛び出した体験活動やワークショップを取り入れた講座を開催します。</p>	社会教育課
	<p>●伝統文化親子教室 日本の伝統文化（和紙絵・祭囃子・茶華道等）を継承するため，親子を対象としたさまざまな体験教室を開催し，伝統文化等への興味・関心を高めます。</p>	社会教育課 中央公民館
読書活動の推進	<p>幼稚園，保育所等での読み聞かせの実施や図書館との連携による家庭での読み聞かせの啓発により，幼児期からの読書活動を推進します。</p>	幼児教育課
	<p>「子ども読書の日」（4月23日）に合わせた「こどもの読書週間」（4月23日から5月12日まで）に，こどもの読書活動の意欲を高めることを目的としたさまざまなイベントを行います。</p>	中央図書館

(2) 生活習慣の形成・定着

主な取り組み	内容	担当課
食育の推進	<p>乳幼児健康診査や育児相談時に各年齢のこどもに対応した食育の話や試食等を行うほか、食生活改善推進員による料理講座を開催し、食育についての講話と調理実習を行います。</p> <p>また、食育の普及啓発を目的とした「食育通信」を毎月発行し、市ホームページなどに掲載します。</p>	保健センター
	<p>保育所等、幼稚園及び小中学校において、給食のほか栽培・収穫・調理などの体験活動、バイキング給食や行事食献立などを通じて、食の大切さ、バランスの良い食事、食文化や地産地消について学ぶ機会を提供するとともに、給食だよりなどを通じて望ましい食習慣や食に関する知識の普及啓発を推進します。</p>	学校給食センター 幼児教育課

(3) こどもまんなかまちづくり

主な取り組み	内容	担当課
公共施設等のバリアフリー化	<p>誰もが安心して気軽に外出できるよう、バリアフリー法や県条例に基づき、施設改修時などにおける道路・公共建築物等のバリアフリー化を推進します。</p>	都市計画課
通学路等の安全性の確保	<p>ガードレール、カーブミラーなどの交通安全施設の修繕及び新設工事を行い、交通事故防止や通行の安全確保に努めます。</p>	施設管理課
	<p>通学路の安全を確保するため、関係機関と合同点検を実施するとともに、安全対策後の効果把握を行い、対策の改善・充実に努めます。</p>	総務就学課
公園の適切な維持管理	<p>こどもが活発に遊べる公園づくりを推進するとともに、安心して利用できるよう維持管理を適切に行い、こどもや子育て当事者をはじめとする市民に憩いと安らぎを提供します。</p>	施設管理課

(4) 居場所づくり

主な取り組み	内容	担当課
市民団体の活動の支援	こどもや若者の居場所づくりの一環として、こども食堂などに取り組む市民団体の活動を支援します。	地域づくり推進課
公民館・図書館における居場所の提供	地区公民館や図書館において、こども、子育て当事者が過ごせる場所を提供するとともに、こどもに興味・関心を持ってもらえるイベント等の企画に努めます。	中央公民館 中央図書館

(5) こども・若者が活躍できる機会づくり

主な取り組み	内容	担当課
国際交流関係事業	他国・異文化との交流による多様な価値観の学びや国際感覚を養う機会などの創出に努めるほか、日本語指導などに取り組む市民団体の活動を支援します。	地域づくり推進課
外国にルーツを持つこども等への支援	親が外国人のこどもや外国籍のこども、帰国児童・生徒等の学校生活や学習を支援するため、小中学校に日本語指導ボランティアを派遣します。	教育指導課

(6) 性的マイノリティのこども・若者に関する理解増進・人権擁護

主な取り組み	内容	担当課
性の多様性に関する普及啓発	学校や関係機関と連携しながら、男女共同参画情報紙「ウイング」をはじめとする各種媒体を活用し、多様な性に関する理解と正しい知識の普及啓発を図ります。	地域づくり推進課
心とからだの講演会	中学生を対象に、助産師や産婦人科医などを講師とした講演を実施し、健全な性に関する知識を身につけるとともに思春期特有の悩みや性的マイノリティに関する理解を促し、自分自身を大切にすることの育成を図ります。	社会教育課

4 こども・若者への切れ目のない保健・医療の提供

妊娠期から子育て期を通じた、切れ目のない保健・医療の提供を推進するとともに、母子保健情報、学童期の健康情報の電子化と利活用を進めます。

また、慢性疾患を抱え身体面、精神面及び経済面で困難な状況を抱えているこども・若者やその家族について、支援の充実により自立促進を図ります。

(1) 周産期・小児医療体制の整備

主な取り組み	内容	担当課
鹿行南部地域周産期医療機関運営費の補助	鹿嶋市、潮来市、神栖市の3市間での周産期医療体制の維持及び拡充を促進するため、産科医療に携わる医療従事者の確保に要する経費の一部を補助します。	保健センター
夜間小児救急診療所の運営	鹿嶋市夜間小児救急診療所を開設し、毎日20時から23時の時間に中学生以下の急な発熱などに対する応急処置を行います。	保健センター

(2) 母子保健情報、学校健康診断情報等の電子化

主な取り組み	内容	担当課
母子保健情報の電子化の推進	予防接種及び各種相談・健康診査データについて、健康管理システムで一元管理を行い、マイナポータル上での活用を推進します。	保健センター
学校健康診断情報の電子化の推進	校務支援システムを活用し、児童生徒の健康診断結果の電子化、情報の一元管理及び校内での効率的なデータ共有を可能にします。	総務就学課

(3) 慢性疾患・難病を抱えるこども・若者への支援

主な取り組み	内容	担当課
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾病にかかっている在宅の18歳未満のこどもに対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。	生活福祉課
自立支援医療（育成医療）	現在障がいがあるか、または現在の疾患に対する治療を行わないと将来一定の障がいを残すと認められる18歳未満のこどもに対し、手術などの治療により症状が軽くなり、日常生活が容易にできるようになると認められる場合に、治療費の一部を公費で負担します。	生活福祉課

5 障がい児・医療的ケア児等への支援

特別児童扶養手当などの経済的支援を行うとともに、こどもと家庭に寄り添いながら個々の特性や状況に応じた質の高い支援の提供に努めます。

障がいや発達の特性を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげるとともに、障がいの有無にかかわらず安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めるため、地域における障がい児支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョン（包容）を推進します。

また、医療的ケア児など、専門的支援が必要なこどもや若者とその家族への対応のための支援体制を強化するとともに、障がいのある幼児児童生徒への教育的支援を充実させるため、関係機関の連携を強化します。

（1）経済的支援

主な取り組み	内容	担当課
特別児童扶養手当	身体、知的または精神等に障がいのある20歳未満の方を家庭で養育している方に手当を支給します。	生活福祉課
重度心身障害者医療福祉費	こども・若者を含め身体、知的または精神等の障がいの程度が一定以上の方が受診した、保険診療分の自己負担額の全部を助成します。	国保年金課
補装具費の支給	身体障がい児の障がいのある部分を補い、日常生活を容易にするために必要な補装具の購入または修理にかかる費用の一部を公費で負担します。	生活福祉課
障害児通所給付費の給付	心身に障がいまたは発達の遅れがある18歳未満のこどもを対象に、通所または訪問により療育・訓練等の支援を行う場合の利用費の一部を公費で負担します。	生活福祉課
特別支援教育就学奨励費支給制度	小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、家庭の経済状況等に応じて就学に必要な経費を補助します。	総務就学課

（2）障がいの有無に関わらず安心して共に暮らすことができる地域づくり

主な取り組み	内容	担当課
障がい児相談支援事業	障害児通所支援等の利用を希望する障がい児に対し「障害児支援利用計画」を作成します。サービス開始後はモニタリング等により利用状況の検証を行い、地域で安心して生活が送れるよう支援します。	総合福祉センター

主な取り組み	内容	担当課
障がい児通所事業の運営 (児童発達支援・放課後等 デイサービス・保育所等訪 問支援)	心身に障がいや発達に心配のある幼児・児童と その保護者に対し、親子通所による集団保育と言 語聴覚士や心理相談員等の専門家による個別相談 及び訓練を行います。 また、その幼児・児童が在籍する保育所・幼稚園 等を訪問し、集団生活への適応を目的に支援を行 います。	総合福祉センター
児童発達支援センターの 設置検討	地域における障がい児支援の中核的役割を担う 機関である「児童発達支援センター」の設置に向け た課題等の整理・検討を行います。	生活福祉課

(3) 専門的支援が必要な障がい児への支援の強化

主な取り組み	内容	担当課
医療的ケア児等コーデ ィネーターの設置推進	医療的ケア児や重度心身障がい児等の支援体制 の強化を図るため、医療的ケア児等コーディネータ ーの資格取得を推進します。	生活福祉課
保育所等における医療的 ケア児の受け入れ体制の 確保	保育所等において、集団生活が可能な医療的ケア 児の受け入れ体制を確保します。 公立施設では人的配置を進め、私立施設に対して は、費用の一部を助成することで、医療的ケア児の 保育の実施環境の確保に努めます。	幼児教育課

(4) 障がいのあるこども・若者の学びの充実

主な取り組み	内容	担当課
特別支援教育推進会議の 設置	学校関係者や福祉担当課職員等から構成する特 別支援教育推進会議を設置し、障がいのある幼児児 童生徒に対する教育的支援の充実を図るとともに 関係機関の連携を強化します。	教育指導課
アシスタントティーチャ ーの配置	障がいのある児童生徒が学校生活全般において 充実した時間を過ごせるよう、アシスタントティー チャーを配置します。	教育指導課
特別支援教育の充実	特別支援教育に関する資質の向上を図るための 研修を実施し、全ての児童生徒がわかりやすい授業 づくりに努めます。	教育指導課

6 こども・若者の貧困解消対策の推進

全てのこども・若者が、家庭の経済状況にかかわらず、質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばして、それぞれの夢に挑戦できる環境づくりを目指します。

貧困の状態にあるこども・若者や子育て当事者が社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援や教育相談体制の充実により、苦しい状況にあるこども・若者を早期に把握し、支援につなげる体制を強化します。

また、さまざまな制度により保護者の生活の安定を支援するほか、学童期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減を図り、こども・若者が安心して多様な体験ができる機会や学習する機会の提供に努めます。

(1) 相談支援体制の充実

主な取り組み	内容	担当課
こども家庭センターの体制整備【再掲】	令和7年度からこども家庭センターを設置し、これまで子育て世代包括支援センター「りぼん」が行ってきた母子保健機能と、子ども家庭総合支援拠点が行ってきた児童福祉機能との連携をより強化した一体的な体制を整備します。 妊産婦、乳幼児の健康の保持・増進及び、こどもと子育て家庭（妊産婦を含む）の福祉に関し、包括的な支援を切れ目なく提供します。	こども相談課 保健センター
教育相談体制の充実【再掲】	市教育センターに教職員経験者や有資格者を配置し、児童生徒や保護者、教職員等からの教育に関する相談体制を整えます。	教育指導課

(2) 生活に困窮する世帯への支援の推進

主な取り組み	内容	担当課
生活保護制度	●進学・就職準備給付金 進学や就職に伴って生活保護が廃止となる一定の世帯に対し、新生活の準備資金となる一時金を支給します。	生活福祉課
	●住宅扶助 こどもの大学等への進学に伴って世帯分離している場合に、こどもを世帯員数から除外せずに住宅扶助の基準額上限を適用します。	
	●被保護者就労支援事業 専任の就労支援嘱託職員を配置し、生活保護受給中の世帯に対して就労に関するさまざまな支援を行います。	

主な取り組み	内容	担当課
生活困窮者自立支援制度	子育て世帯を含めた経済的に困窮する世帯の生活の安定のため、専任の相談支援員による相談支援、就労支援、住居確保給付金など各種支援を実施します。また、就学援助対象世帯に対し学習環境や学習機会の習慣化のための支援を行います(子どもの学習・生活支援事業)。	生活福祉課
就学援助費支給事業	経済的理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費や学校給食費等、就学に必要な費用を援助します。	総務就学課
鹿嶋市奨学金制度	経済的理由により修学が困難な優良な生徒学生に対し、学資を貸与します。	総務就学課

7 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後においてもさまざまな生きづらさにつながり得るものであり、どのような背景があっても許されるものではありません。どのような困難があってもこどもへの虐待につながらないように、子育てに困難を抱える家庭に対する包括的な支援体制を強化します。

本来おとなが担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども、いわゆるヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで個人の権利に重大な侵害を生じるおそれがあります。関係機関が情報共有・連携して早期発見・把握し、必要な支援につなげるよう努めます。

(1) 相談支援体制の強化

主な取り組み	内容	担当課
こども家庭センターの体制整備【再掲】	令和7年度からこども家庭センターを設置し、これまで子育て世代包括支援センター「りぼん」が行ってきた母子保健機能と、子ども家庭総合支援拠点が行ってきた児童福祉機能との連携をより強化した一体的な体制を整備します。 妊産婦、乳幼児の健康の保持・増進及び、こどもと子育て家庭（妊産婦を含む）の福祉に関し、包括的な支援を切れ目なく提供します。	こども相談課 保健センター
教育相談体制の充実【再掲】	市教育センターに教職員経験者や有資格者を配置し、児童生徒や保護者、教職員等からの教育に関する相談体制を整えます。	教育指導課
こども家庭ソーシャルワーカー等の設置推進	こども家庭センター設置に伴い、社会福祉士を中心に新たな認定資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」などの専門資格の取得に取り組み、支援の充実につなげます。	こども相談課
児童虐待関係機関のネットワークの強化	鹿嶋市要保護児童対策地域協議会等において関係機関との連携を強化し、虐待の発生予防から早期発見・早期対応、継続的な支援に至るまでの切れ目のない迅速・的確な対応を図ります。	こども相談課

(2) 困難を抱える子育て当事者への支援、社会的養護の推進

主な取り組み	内容	担当課
特定妊婦等に対する支援の強化	出産前において支援を行うことが特に必要と認められる特定妊婦に対し、母子保健と児童福祉の連携のもと、一人ひとりのニーズに応じた支援を行います。	保健センター こども相談課

主な取り組み	内容	担当課
親子関係形成支援事業（ペアレント・トレーニング）	児童との関わり方等に悩みや不安を抱えている保護者とその児童に対し、講義やグループワーク等を通じて、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目指します。	こども相談課
社会的養護の推進	こどもが家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援するとともに、虐待等により家庭における養育が適切でない場合には、児童相談所等の関係機関との連携のもと必要な措置を行います。	こども相談課
里親制度の周知啓発	さまざまな事情により家庭での養育を受けることができないこどもに、温かい愛情と家庭的な雰囲気の中での養育を提供する里親制度について、10月の里親月間を中心に広報紙や市ホームページ、掲示物などを通して周知啓発を図ります。	こども相談課

（3）ヤングケアラーへの支援

主な取り組み	内容	担当課
ヤングケアラーの早期発見、支援体制の構築及び広報啓発	学校等の関係機関と連携を図ることで、ヤングケアラーを早期発見し必要な支援に繋げます。またヤングケアラーについての理解を促進するため必要な広報啓発を行います。	こども相談課

8 こども・若者の自殺対策，犯罪などからこども・若者を守る取り組み

国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえ，誰も自殺に追い込まれることのないよう，生きることの包括的な支援としてこども・若者への自殺対策を推進します。

こどものインターネット利用の低年齢化が進む中，こどもが主体的にインターネットを利用できる能力を育むよう，メディアリテラシーの習得支援，こどもや保護者に対する啓発を推進します。

関係機関等と連携し，こども・若者の性犯罪・性暴力被害防止や非行防止，防犯・交通安全対策，事故防止対策等に取り組むとともに，相談・支援窓口の周知広報を積極的に行います。

(1) こども・若者の自殺対策

主な取り組み	内容	担当課
自殺予防週間/自殺対策強化月間の周知	広報紙，市ホームページ，ポスター掲示などを通し，自殺対策に対する正しい知識を普及啓発します。	保健センター
こころの相談体制の充実 (こころの相談，こころの体温計，こころの健康に関する情報発信等)【再掲】	医師や相談員による相談を随時実施します。 自身のこころの状態(ストレス等)を把握できるインターネット上のセルフチェックシステムである「こころの体温計」を提供します。 広報紙や市ホームページなどを通し，一人で悩まないための相談先を周知します。 また，支援を要するケースについて個別フォローを継続的に実施します。	保健センター
ゲートキーパー養成講座	自殺の危険を示すサインに気づき，適切な対応を図るゲートキーパーを養成する講座を実施します。	保健センター
いじめ問題・不登校等対策連絡協議会の実施	小中学校の生徒指導担当教員(各校1名)に対し，スクールロイヤーを講師としたいじめ事案への対応に関する研修や，不安や悩みを抱える児童生徒がSOSを出しやすい環境づくりの研修を行うほか，各学校の取り組みの好事例について情報共有を行います。	教育指導課
いじめ匿名連絡サイト「スクールサイン」	いじめ匿名連絡サイト「スクールサイン」を教育用端末で活用できるように設定し，児童生徒が相談しやすい体制を整えます。	教育指導課

(2) こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備

主な取り組み	内容	担当課
教育DX推進リーダー研修会	小中学校の情報教育担当者を対象に，情報モラル教育(デジタルシティズンシップ教育)を含めた情報教育についての研修を行います。	教育指導課

主な取り組み	内容	担当課
インターネット上の人権侵害に対する取り組みの推進	小学校4年生以上の家庭に対し、インターネット上の人権侵害に関する情報の周知と「家庭におけるルールづくり」の実施についての啓発を行います。	教育指導課
メディア教育講習会	中学生を対象にメディア教育指導員を招き、メディアリテラシーに関する講座を開催します。	社会教育課

(3) 性犯罪・性暴力の防止に向けた啓発、相談機関の周知

主な取り組み	内容	担当課
性犯罪・性暴力の防止に向けた啓発と相談窓口の周知	男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けた正しい知識と認識のための啓発活動や、適切な相談先の周知・案内を行います。	地域づくり推進課
SNS等を活用した相談窓口の周知	児童生徒に対し「いばらき子どもSNS相談」等の相談窓口についての周知を行います。	教育指導課

(4) 非行防止、防犯・交通安全対策、事故防止対策等の推進

主な取り組み	内容	担当課
学校と警察の連絡協議会	年2回の連絡協議会を通して、学校、警察、鹿行教育事務所生徒指導班との連携を図ります。	教育指導課
青少年相談員巡回活動	中学生の安全確保のため、下校時に通学路要所に立ち、見守り活動を実施します。また、市内のお祭りや花火大会の際に、青少年の非行防止等を目的とした巡視活動を行います。	社会教育課
登下校時等の防犯対策の推進	防犯灯の設置等による安全対策を行うとともに、地区社会福祉協議会や自警団等、地域の関係機関の参加・協力を得ながら、学校付近や通学路を中心とした継続的なパトロールを実施します。	交通防災課
ながら見守り活動	地域住民の協力を得て、日常の活動を通じて子どもたちを見守る「ながら見守り」を推進します。	総務就学課
子どもを守る110番の家	児童生徒の登下校時や日常的な生活時において、子どもが安心して避難できる緊急避難場所「110番の家」を設置し、その近辺での事件抑制をねらいとしてシンボルマークを掲示します。	社会教育課
こどもの事故防止に向けた取り組みの推進	施設における事故の未然防止を図るため、事故、ヒヤリハットの記録・分析、対策の検討・共有など、各幼稚園、保育所等、認定こども園での取り組みが適切に行われるよう指導助言を行います。また、国で取りまとめる重大事故に関する情報の収集について、適切に対応するよう働きかけます。	幼児教育課

基本目標2 ライフステージに応じた切れ目のない支援の推進

【こどもの誕生前から幼児期まで】

1 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保

妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化に努めるとともに、里帰り出産を行う妊産婦の支援や産後ケアの提供体制の確保など、産前産後の支援や乳幼児健康診査の充実を図ります。

また、特定妊婦等が必要な支援を受けられるよう、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供します。

主な取り組み	内容	担当課
妊婦等包括相談支援事業	妊娠8か月の妊婦を対象としたアンケートを実施するとともに希望者に面談を実施します。 また、産前産後の確認のほか、妊娠・出産・育児に関する相談や、ニーズに応じた支援を行います。	保健センター
妊産婦健康診査	妊婦や赤ちゃんの健康状態を確認するため、合計14回の妊婦健診受診票を交付します。 また、産後の心身の健康状態を確認するため、産後2週間と4週間の2回分の産婦健診受診票を交付します。	保健センター
マタニティクラス	初妊婦を対象に妊娠・出産・育児に関する学習会を実施し、妊娠・出産等の各ステージに応じた心身の変化などに対する知識の普及を行います。	保健センター
乳児健康診査・ 幼児健康診査	新生児期から乳児期の各段階及び1歳6か月児と3歳2か月児に対し、段階に応じた身体計測や内科・歯科健診、発育や栄養などの育児に関する相談を行い、疾病や障がい等の早期発見・早期療育を図ります。	保健センター
乳児家庭全戸訪問	出生4か月以内に家庭訪問による母子の状況把握を行い、不安や悩みの緩和、必要な情報の提供を行います。	保健センター
里帰り出産を行う妊産婦への支援	里帰り先などで健診や予防接種を受けた場合も費用の助成を行います。 支援が必要と思われる妊婦については、里帰り先の自治体との連携により情報共有に努め、その後の支援につなげます。	保健センター
産後ケア事業	医療機関等への通所・宿泊や助産師の派遣等により、産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート・休息の場を提供します。	保健センター

主な取り組み	内容	担当課
特定妊婦等に対する支援の強化【再掲】	出産前において支援を行うことが特に必要と認められる特定妊婦に対し、母子保健と児童福祉の連携のもと、一人ひとりのニーズに応じた支援を行います。	保健センター こども相談課
不育症検査費・治療費助成事業	不育症検査及び治療を受けた方に対し、検査費・治療費の一部を助成します。	保健センター

2 こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョンである「はじめの100か月の育ちのビジョン」を踏まえ、こどもの誕生前から幼児期までの育ちを切れ目なく保証するための取り組みを進めます。

保育所等における待機児童ゼロに引き続き取り組むとともに、子育て当事者が地域の中で孤立しないよう、幼稚園、保育所、認定こども園や、地域子育て支援事業等の身近な場を通じた支援を実施します。

また「鹿嶋市架け橋期カリキュラム」を活用した幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を推進するとともに、保育人材の資質向上、人材確保・処遇改善や現場の負担軽減、職員配置基準の改善を進めます。

(1) 「はじめの100か月の育ちのビジョン」を踏まえた取り組みの推進

主な取り組み	内容	担当課
妊娠中からの子育て講座	妊娠中から産後・育児について知識の普及・啓発を行い、こどもの成長・育児のイメージができるよう講座を実施します。	保健センター
子育て講演会	全小学校で子育てに関する講演会を実施し、保護者に学びの機会を提供するとともに、家庭教育の重要性に対する意識啓発及び保護者同士のつながりづくりを行います。	社会教育課

(2) 待機児童対策、地域の身近な場を通じた支援の充実等

主な取り組み	内容	担当課
地域子育て支援拠点事業	市地域子育て支援センターや地域の子育て広場において、子育て中の親子が気軽に集い、遊びや相互交流する場を提供するとともに、子育てに関する相談・援助を行います。	こども相談課
待機児童ゼロの維持	こどもの数の推移等をもとに将来的な教育・保育ニーズの必要量を見込み、公民一体となった教育・保育等の提供体制を確保することで、待機児童ゼロの維持を目指します。	幼児教育課
こども誰でも通園制度	令和8年度に通園給付として制度化が予定される「こども誰でも通園制度」（親の就労要件等を問わず時間単位で柔軟に利用できる通園給付）について、必要な提供体制の確保に努めます。	幼児教育課
病児保育事業	こどもが病気で自宅での保育が困難な場合に、病院に付設する専用施設や保育所等において、病気または病気の回復期にあるこどもを一時的に預かる体制を確保します。	幼児教育課

主な取り組み	内容	担当課
健康診査未受診者のフォローアップ	乳幼児健康診査等を未受診のこどもの保護者に対し、受診勧奨を行い、受診がない場合には発育発達等の状況確認を行います。必要に応じてこどもの就園状況の確認や家庭等への訪問を行います。	保健センター

(3) 幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の推進

主な取り組み	内容	担当課
幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の推進	学習指導要領等に基づき、幼児期の教育を学童期の教育へ円滑に接続し、系統的な教育が全市的に行われるよう、保幼小接続推進委員会を設置し、全園・全小学校共通理解のもと、「鹿嶋市架け橋期カリキュラム」を推進します。	教育指導課 幼児教育課

(4) 保育士・幼稚園教諭等の資質向上、人材確保・処遇改善等の推進

主な取り組み	内容	担当課
保育人材の育成・確保、保育士等の処遇改善	茨城県や市教育センターと連携し、保育人材の資質の向上及び人材の確保を図ります。 国が実施する保育士等の処遇改善制度が適切に行われるよう、茨城県と連携し「賃金改善計画書」及び「実績報告書」の提出を通じて各施設の現状を把握し指導助言を行います。	幼児教育課
保育対策総合支援事業	保育士等の補助を行う保育補助者や保育の周辺業務を行う保育支援者の配置、保育所等におけるICT化の推進により、保育現場の業務負担軽減に取り組めます。	幼児教育課

【学童期・思春期】

3 学童期・思春期のこども・若者の支援

全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後のこどもの遊びと生活の場である放課後児童クラブや放課後子ども教室の安定的な運営に努めます。

こども・若者が自らの発達に応じて心身の健康、性に関する正しい知識を得られるよう、性と健康に関する教育や普及啓発に取り組みます。

こども・若者が社会の中で自立し、主体的に判断し責任を持って行動できるよう、主権者教育及び消費者教育などを推進するとともに、自らのライフデザインを描けるよう、情報提供や学習の機会の提供に努めます。

スクールロイヤーなどの専門家と連携し、いじめや不登校への対応を強化するとともに、適応指導教室などの不登校のこどもへの支援体制を推進します。

また、小中学校において校則の見直し、体罰や不適切な指導の防止などの対応が適切に行われるよう働きかけます。

(1) 放課後児童対策

主な取り組み	内容	担当課
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が昼間家庭にいない児童を対象に、全小学校において放課後に学びや生活の場を提供します。	社会教育課
放課後子ども教室	放課後児童クラブとの連携を図りつつ、勉強やスポーツ・文化活動・地域住民との交流活動を行うなど、放課後等における児童の居場所づくりを行います。実施曜日によって、小学校の放課後に行う平日放課後子ども教室と、公民館等で行う休日子ども教室に分かれます。	社会教育課

(2) 性と心身の健康に関する教育の推進

主な取り組み	内容	担当課
心とからだの講演会 【再掲】	中学生を対象に、助産師や産婦人科医などを講師とした講演を実施し、健全な性に関する知識を身につけるとともに、思春期特有の悩みや性的マイノリティに関する理解を促し、自分自身を大切にするこころの育成を図ります。	社会教育課
性といのちに関する学習 機会の提供	小中学生を対象に、思春期の心と体の成長や妊娠・出産等について、体験も含めて学習し、いのちの大切さについて考える機会を提供します。	保健センター

(3) 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する教育

主な取り組み	内容	担当課
主権者教育の推進	<p>中学校や高校の生徒会選挙等の際に実際の投票記載台・投票箱を貸し出し、生徒が選挙を身近に感じる機会をつくります。</p> <p>また、必要に応じ中学校や高校において出前講座を実施し、選挙に関する講話や模擬選挙を実施します。</p>	選挙管理委員会 教育指導課
消費者教育の推進	<p>契約等に関するトラブルや悪質商法被害の未然防止を図るため、広報紙や市ホームページ、FMかしまなどの各種媒体やイベントでの注意喚起を行います。</p> <p>消費生活や消費者トラブルに関する理解を促進するため、こども・若者向けの啓発活動を実施します。</p>	消費生活センター
ライフデザインに関する教育	<p>学校と連携しながら、中学生・高校生を対象にしたライフプラン講座の開催などを行い、若者に向けたライフキャリアデザインに関する情報及び学習機会を提供します。</p>	地域づくり推進課
キャリアデザイン教室の実施	<p>中学生を対象に社会の第一線で活躍している方を講師とした講演を開催し、自分自身の将来を考える機会を提供します。</p>	教育指導課

(4) 安心して学ぶことができる環境づくり

主な取り組み	内容	担当課
いじめ問題・不登校等対策連絡協議会の実施【再掲】	<p>小中学校の生徒指導担当教員(各校1名)に対し、スクールロイヤーを講師としたいじめ事案への対応に関する研修や、不安や悩みを抱える児童生徒がSOSを出しやすい環境づくりの研修を行うほか、各学校の取り組みの好事例について情報共有を行います。</p>	教育指導課
適応指導教室「ゆうゆう広場」、校内フリースクールの運営	<p>不登校児童生徒の学校復帰と社会的自立を目的とした適応指導教室「ゆうゆう広場」を運営します。</p> <p>一部の学校に不登校児童生徒用の別室(校内フリースクール)を設置します。</p>	教育指導課
校則の見直し	<p>校則は、各学校がそれぞれの教育目標を達成するために、学校や地域の状況に応じて、必要かつ合理的な範囲内で定めるものであり、校則の見直しを行う場合にはその過程でこどもや保護者等の関係者からの意見を聴取した上で定めていくことが望ましいことから、学校に対してその旨を周知します。</p>	教育指導課

主な取り組み	内容	担当課
体罰や不適切な指導の防止	毎月実施する校長研修会, 教頭研修会等を通じて各学校へ趣旨を周知するとともに, 各校における教職員を対象とした研修の実施を促します。	教育指導課

【青年期】

4 青年期の若者の支援

地域の担い手を確保し雇用と経済的基盤の安定を図るため、中小企業者や創業希望者への支援を通して魅力ある雇用の創出や若者の就業を促進します。

結婚を希望する若者に対して、「いばらき出会いサポートセンター」への支援を通して結婚の希望を叶える取り組みを行います。

主な取り組み	内容	担当課
若者の就労支援	ハローワークと連携して、市内での就労を希望する若者に対し、就労を支援する取り組みを行います。	商工観光課
商工業振興事業	商工会と連携して、市内中小企業者や創業希望者の支援を行い、雇用の創出に取り組めます。	商工観光課
いばらき出会いサポートセンター事業の支援	茨城県の公的な結婚支援サービスである「いばらき出会いサポートセンター」への支援を通して、会員登録やパーティー・イベントなどさまざまな形での出会いの場を提供します。	こども相談課

基本目標3 安心して子育てができる支援の推進

1 妊娠から出産、子育てや教育に関する経済的負担の軽減

幼児教育・保育の無償化や医療費の負担軽減、高等教育機関への修学支援など、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減を実施します。

主な取り組み	内容	担当課									
妊婦のための支援給付	妊娠届出時に5万円、妊娠しているこどもの人数の届出時にこどもの人数×5万円の支援給付金を支給します。	こども相談課									
医療費の負担軽減	<p>●妊産婦医療福祉費 妊産婦が妊娠を起因とするもので受診した保険診療分の医療費の一部を助成します。</p>	国保年金課									
	<p>●小児医療福祉費（小児マル福） 所得制限内で、12歳までのこどもが受診した外来と18歳までのこどもが入院してかかった保険診療分の医療費の一部を助成します。</p>										
	<p>●子ども特別医療福祉費（鹿福） 市独自の支援として小児医療福祉費の茨城県補助事業に上乘せし、外来の対象を12歳から18歳まで引き上げるとともに、所得制限を撤廃し、保険診療分の医療費の一部を助成します。</p>										
幼児教育・保育の無償化	3歳以上児の幼児教育・保育の無償化、多子世帯やひとり親世帯等の保育料の軽減などを国・茨城県の制度に基づき実施するとともに、第3子以降の保育料については市独自の支援として現物給付します。	幼児教育課									
3歳未満児の保育所保育料の軽減	市独自の支援として、3歳未満児の市民税課税世帯の保育所保育料について、国基準保育料から引き下げた市保育料を設定します。	幼児教育課									
児童手当の支給	0歳から18歳までのこどもを養育する方に対し、こども1人につき下記金額を支給します。	こども相談課									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>こどもの年齢</th> <th>支給額（月額）</th> <th>支給月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">3歳未満</td> <td>第1・2子 15,000円</td> <td rowspan="3">年6回 (偶数月)</td> </tr> <tr> <td>第3子以降 30,000円</td> </tr> <tr> <td>3歳以上 ～高校生</td> <td>第1・2子 10,000円 第3子以降 30,000円</td> </tr> </tbody> </table>		こどもの年齢	支給額（月額）	支給月	3歳未満	第1・2子 15,000円	年6回 (偶数月)	第3子以降 30,000円	3歳以上 ～高校生	第1・2子 10,000円 第3子以降 30,000円
	こどもの年齢		支給額（月額）	支給月							
3歳未満	第1・2子 15,000円	年6回 (偶数月)									
	第3子以降 30,000円										
3歳以上 ～高校生	第1・2子 10,000円 第3子以降 30,000円										

主な取り組み	内容	担当課
就学援助費支給事業 【再掲】	経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、就学に必要な経費を援助します。	総務就学課
鹿嶋市奨学金制度【再掲】	経済的理由により修学が困難な優良な生徒学生に対し、学資を貸与します。	総務就学課

2 地域子育て支援，家庭教育支援

地域の中で子育て家庭が支えられるよう，保育所や認定こども園での一時預かり，ファミリー・サポート・センターなど，ニーズに応じたさまざまな子育て支援事業を提供します。

また，身近に相談相手がない状況にある子育て当事者を切れ目なく支援できるよう，当事者に寄り添う家庭教育支援を推進します。

主な取り組み	内容	担当課
地域子育て支援拠点事業【再掲】	市地域子育て支援センターや，地域の子育て広場において，子育て中の親子が気軽に集い，遊びや相互交流する場を提供するとともに，子育てに関する相談・援助を行います。	こども相談課
一時預かり事業	保護者の病気や冠婚葬祭などの緊急時や，育児疲れ等のリフレッシュのために，家庭において保育を受けることが一時的に困難となったこどもを保育所，認定こども園などで一時的に預かります。	幼児教育課
ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助を受けたい人と行いたい人が会員となり，こどもの一時的な預かりや習い事への送迎などを会員同士で相互援助し，地域で子育て世帯を支援します。	こども相談課
病児保育事業【再掲】	こどもが病気で自宅での保育が困難な場合に，病院に付設する専用施設や保育所等において，病気または病気の回復期にあるこどもを一時的に預かる体制を確保します。	幼児教育課
子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者の疾病等で一時的に家庭での養育が困難になったこどもを，児童養護施設や里親などが短期間（原則7日以内）預かります。	こども相談課
訪問型家庭教育支援事業	家庭教育支援員が小学校新1年生の家庭全戸を訪問し，子育てについての悩みや不安を聞き取りながら養育環境の確認を行い，必要に応じて関係機関へつなげます。	社会教育課

3 ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭が抱えるさまざまな課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等の経済的支援を行うほか、母子・父子自立支援員の配置により、各家庭それぞれの状況に応じて自立に向けた就労支援等を推進します。

主な取り組み	内容	担当課
児童扶養手当	0歳から18歳までのこどもを養育するひとり親などの養育者に対し、生活の安定と自立促進を目的として手当を支給します。	こども相談課
母子・父子家庭医療福祉費	母子家庭または父子家庭の親と18歳までのこどもが受診した保険診療分の医療費の一部を支給します。	国保年金課
母子・父子自立支援員による支援	母子・父子自立支援員を配置し、ハローワークなどと連携して、ひとり親の生活の自立に必要な情報提供や職業能力の向上等に関する適切な支援・助言を行い、ひとり親家庭の多様な相談に応じます。	こども相談課
母子・父子自立支援プログラム策定事業	個々のひとり親の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークや茨城県と緊密に連携しつつ、就業による自立に向けたきめ細かな支援を行います。	こども相談課
高等職業訓練促進給付金	ひとり親が就職の際に有利となる資格の取得を目指して養成機関で修業する場合に、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にするために給付金を支給します。	こども相談課

4 共働き・子育ての推進，男性の家事・子育てへの主体的な参画促進

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進や男性の家事・子育てへの参画の促進を図ることにより，家事・子育ての負担が女性に一方的に偏る状況を解消し，共働き・子育てを推進します。

主な取り組み	内容	担当課
ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	男女共同参画情報紙「ウイング」やFMかしま・市ホームページなど，あらゆる媒体を活用したワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を行います。	地域づくり推進課
子育て世代の活躍推進	市と茨城労働局との協定に基づき，ハローワークとの連携による仕事と子育ての両立のためのセミナーの開催など，子育て世代の活躍推進に向けた取り組みを行います。	商工観光課
男性の家事・子育てへの主体的な参画促進	男性の家事・子育てへの参画を推進するための各種啓発活動などを通して，男性の主体的な参加を促す意識の醸成を図ります。	地域づくり推進課
ペアコース（両親学級）	初妊婦とその夫を対象に，妊娠・出産・育児に関する学習会を実施し，妊娠・出産等の各ステージに応じた女性の心身の変化や夫のサポートについての必要な情報・知識の普及を行います。	保健センター

第5章

子ども・子育て支援法に係る
量の見込みと提供体制，確保の方策

第5章 子ども・子育て支援法に係る量の見込みと提供体制、確保の方策

～ 子ども・子育て支援事業計画の概要 ～

子ども・子育て支援法において、市町村は、子どものための教育・保育給付と子育てのための施設等利用給付からなる「教育・保育」、地域の実情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」の2つの枠組みから構成される事業の量の見込みとそれに対応する提供体制の確保の内容や実施時期について定めることになっています。

本市においても、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用ニーズを踏まえて計画します。

■子ども・子育て支援新制度における給付・事業の全体像



1 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、子ども・子育て支援法第61条第2項に基づき、計画期間における教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の「①必要量の見込み」「②提供体制の確保の内容」「③その実施時期」を定める単位となる市町村内の区域のことで、地理的条件や人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定します。

本市の地域特性として、自動車を所有している家庭が多く、保育所等の入所希望の傾向としても、通勤途中や親族の近くの保育所等を希望する割合が一定程度いることや、保育所等の分布に偏りがあることなどから、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の区域を分割することはせず、鹿嶋市全域（1区域）と設定しました

■本市の教育・保育提供区域

事業及び対象年齢等		教育・保育提供区域
子どものための教育・保育給付	1号認定	市全体を1つの区域
	2号認定	
	3号認定	
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業	市全体を1つの区域
	地域子育て支援拠点事業	
	妊婦健康診査	
	乳児家庭全戸訪問事業	
	養育支援訪問事業	
	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	
	子育て短期支援事業	
	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	
	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした預かり保育 ・その他の一時預かり	
	延長保育事業（時間外保育事業）	
	病児保育事業	
	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	
	子育て世帯訪問支援事業	
	児童育成支援拠点事業	
	親子関係形成支援事業	
	妊婦等包括相談支援事業	
乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）		
産後ケア事業		

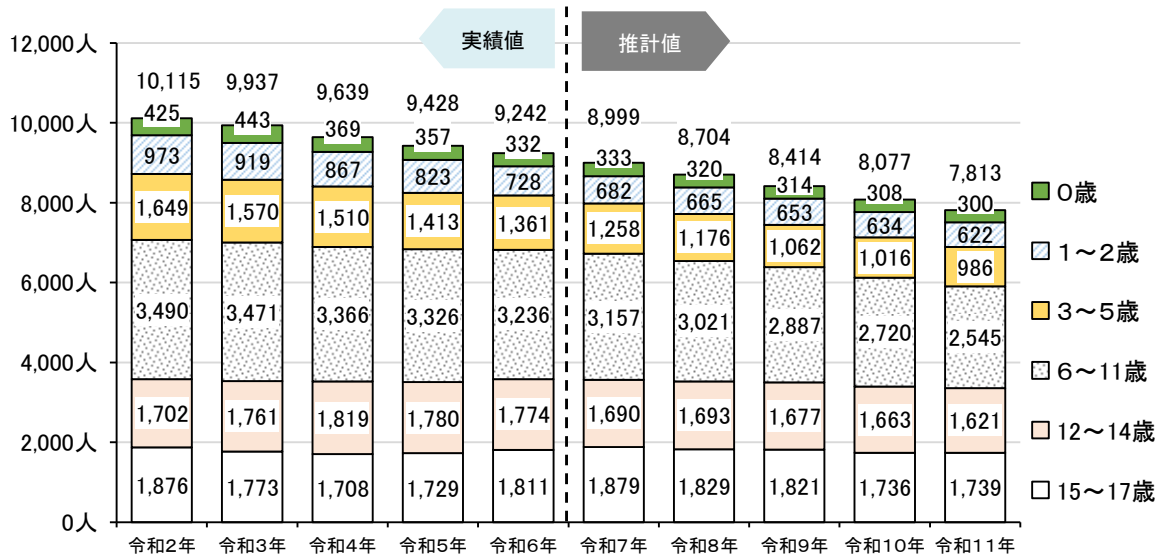
2 子どもの数の見込み

本計画の対象となる子どもの数の見込みについて、令和2年から令和6年までの住民基本台帳人口データ（各年4月1日現在）を用いて、計画の最終年度である令和11年までの推計を行いました。

0～17歳の子どもの数は減少する見通しであり、令和11年には7,813人と見込まれます。

年齢区分別にみると、0～5歳の小学校就学前の子どもの数は、令和6年の2,421人から513人減の1,908人、6～11歳の小学生は、令和6年の3,236人から691人減の2,545人と見込まれます。

■将来の児童数の推計



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）による推計

※コーホート変化率法：各コーホート（同じ期間に生まれた集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

○児童人口の推計（量の見込みの対象となる児童数）

（単位：人）

区分	実績	推計				
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	332	333	320	314	308	300
1～2歳	728	682	665	653	634	622
3～5歳	1,361	1,258	1,176	1,062	1,016	986
6～11歳	3,236	3,157	3,021	2,887	2,720	2,545
12～14歳	1,774	1,690	1,693	1,677	1,663	1,621
15～17歳	1,811	1,879	1,829	1,821	1,736	1,739
合計	9,242	8,999	8,704	8,414	8,077	7,813

※実績は令和6年4月1日現在の住民基本台帳人口の人数

3 教育・保育の量の見込みと確保方策

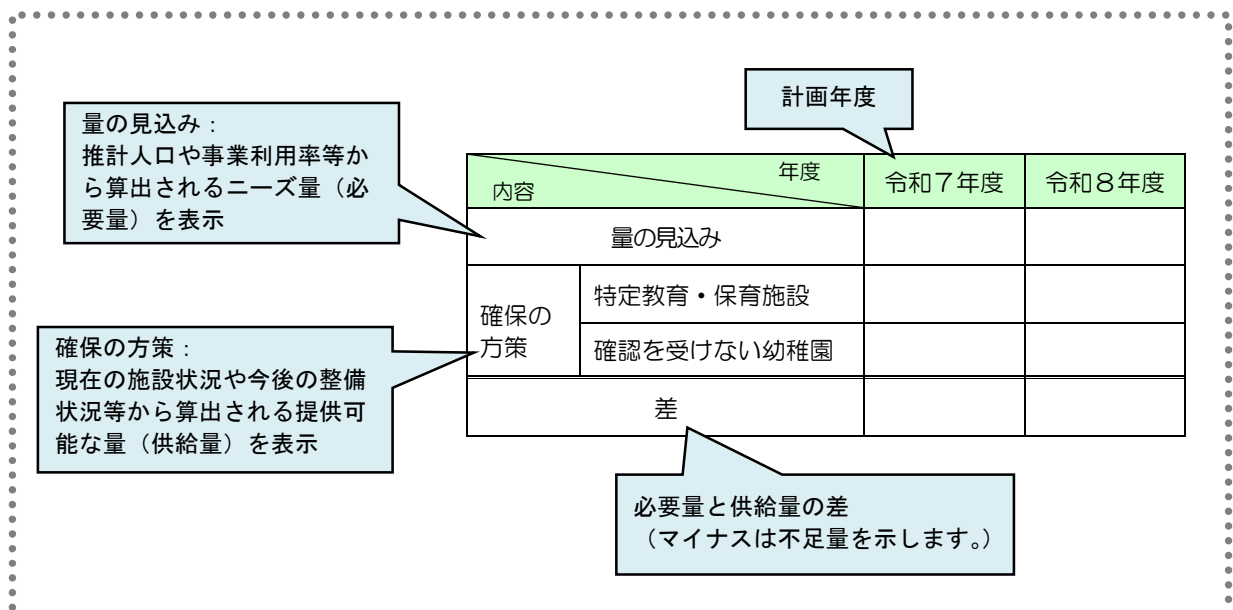
子ども・子育て支援制度のもと、子どもと子育て家庭が、認定こども園、幼稚園、保育所等を利用するにあたり、教育・保育を受けるための認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。

認定は、1号認定、2号認定、3号認定の3つの区分があり、子どもの年齢や保育を必要とする事由、保護者の就労時間、その他優先すべき事情等を勘案して決定されます。認定区分ごとに、利用できる施設や事業が決められています。

■年齢と認定（利用できる主な施設及び事業）

年齢	保育の必要性	認定区分	利用できる主な施設及び事業
満3歳以上	なし	1号認定 (教育標準時間認定)	幼稚園 認定こども園
	あり	2号認定 (保育標準時間認定)	保育所 認定こども園
2号認定 (保育短時間認定)			
満3歳未満	あり	3号認定 (保育標準時間認定)	保育所 認定こども園 地域型保育事業
		3号認定 (保育短時間認定)	

【※次ページ以降の教育・保育の量の見込み及び確保の方策の見方】



(1) 1号認定【3～5歳】

概 要

満3歳以上の小学校就学前子どものうち、教育を受ける子どもの認定区分です。

【現 状】

令和6年4月現在、認定こども園7箇所（公立：1，私立：6）、幼稚園4箇所（公立：4）において、教育と教育・保育の一体的な提供を図っており、必要な定員を確保しています。

■第2期の実績

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
※子どもの数（3～5歳）	1,649	1,570	1,510	1,413	1,361
認定者数（A）	519	461	416	366	351
利用定員（B）	740	670	660	650	610
差（B－A）	221	209	244	284	259

各年4月1日現在

【量の見込みと確保方策】

1号認定については、市内の認定こども園や幼稚園により必要な定員は確保できる見込みです。

また、就労する保護者の保育の必要性に着実に応えるべく、幼稚園在園児の一時預かり事業の提供体制の確保を図ります。

■第3期の見込み

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
※子どもの数（3～5歳）	1,258	1,176	1,062	1,016	986
量の見込み（A：必要量）	323	301	270	258	249
確保方策（B）	625	637	637	637	637
特定教育・保育施設	625	637	637	637	637
差（B－A）	302	336	367	379	388

(2) 2号認定【3～5歳】

概 要

満3歳以上の小学校就学前子どものうち、保護者の就労等により保育を必要とする子どもの認定区分です。

【現 状】

令和6年4月現在、認定こども園7箇所（公立：1，私立：6），保育所10箇所（公立：3，私立：7），において、保育と教育・保育の一体的な提供を図っており、必要な定員を確保しています。

■第2期の実績

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
※子どもの数（3～5歳）	1,649	1,570	1,510	1,413	1,361
認定者数（A）	1,094	1,091	1,053	1,002	965
利用定員（B）	1,106	1,158	1,163	1,133	1,132
差（B－A）	12	67	110	131	167

各年4月1日現在

【量の見込みと確保方策】

2号認定については、市内の認定こども園、保育所により必要な定員は確保できる見込みです。

■第3期の見込み

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
※子どもの数（3～5歳）	1,258	1,176	1,062	1,016	986
量の見込み（A：必要量）	898	845	763	730	708
確保方策（B）	1,038	1,038	977	977	977
特定教育・保育施設	1,038	1,038	977	977	977
差（B－A）	140	193	214	247	269

(3) 3号認定【0～2歳】

概 要

0～2歳の小学校就学前子どもで、保育を必要とする子どもの認定区分です。

【現 状】

第2期計画期間中において、保育所から認定こども園への移行や小規模保育事業所の新規開設、定員の拡大等を行いました。その結果、令和6年4月現在には、認定こども園7箇所（公立：1，私立：6）、保育所11箇所（公立：3，私立：8）、小規模保育事業所7箇所（私立：7）、家庭的保育事業所1箇所（私立：1）において、保育と教育・保育の一体的な提供を行っています。

保育利用率は増加していますが、児童数が減少していることから、認定者数は減少から横ばいで推移している状況です。

■第2期の実績

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
※子どもの数（0～2歳）	1,398	1,362	1,236	1,180	1,060
※子どもの数（0歳）	425	443	369	357	332
※子どもの数（1歳）	470	435	445	378	352
※子どもの数（2歳）	503	484	422	445	376
認定者数（A：必要量）	691	662	655	646	609
3号認定（0歳）	139	135	138	124	114
3号認定（1歳）	232	237	231	232	209
3号認定（2歳）	320	290	286	290	286
0～2歳保育利用率	49.4%	48.6%	53.0%	54.7%	57.5%
利用定員（B）	740	767	721	726	727
特定教育・保育施設	624	632	597	602	603
特定地域型保育事業	116	135	124	124	124
差（B－A）	49	105	66	80	118

各年4月1日現在（0歳児の認定者数は10月1日現在）

【 量の見込みと確保方策 】

第3期計画期間中において保育利用率の増加は見込んでいるものの、本市の0～2歳の児童数は減少傾向にあることから、認定者数と利用定員とのバランスは保たれる見通しです。

■第3期の見込み

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
※子どもの数(0～2歳)	1,015	985	967	942	922
※子どもの数(0歳)	333	320	314	308	300
※子どもの数(1歳)	334	335	322	316	310
※子どもの数(2歳)	348	330	331	318	312
量の見込み(A：必要量)	604	598	598	584	574
3号認定(0歳)	117	114	114	114	113
3号認定(1歳)	209	220	220	216	212
3号認定(2歳)	278	264	264	254	249
0～2歳保育利用率	59.5%	60.7%	61.8%	62.0%	62.3%
確保方策(B)	697	697	668	668	668
0歳	133	133	130	130	130
1歳	234	234	222	222	222
2歳	330	330	316	316	316
特定教育・保育施設	576	576	547	547	547
0歳	98	98	95	95	95
1歳	185	185	173	173	173
2歳	293	293	279	279	279
特定地域型保育事業	121	121	121	121	121
0歳	35	35	35	35	35
1歳	49	49	49	49	49
2歳	37	37	37	37	37
差(B-A)	93	99	70	84	94

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業について、事業ごとに、計画期間における量の見込みと確保方策、その実施時期を設定します。

■地域子ども・子育て支援事業一覧

事業		事業概要	主な対象
①	利用者支援事業	妊娠期から子育て期を通し、子育てに関する情報提供や相談、助言等を行います。	子ども、保護者等
②	地域子育て支援拠点事業	身近な場所で、子育て中の親子が交流を行う場所を開設します。	0～5歳児
③	妊婦健康診査	妊婦に対する健康診査を実施します。	妊婦
④	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に保健師等が訪問し、状況把握と相談支援を行います。	0歳児、保護者
⑤	養育支援訪問事業	<ul style="list-style-type: none"> ●養育支援訪問事業 養育支援が特に必要な家庭を訪問し、相談支援を行います。 ●子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 要保護児童対策地域協議会の連携強化を図ります。 	子ども、保護者等
⑥	子育て短期支援事業	親が病気になった子ども等について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。	0～18歳児
⑦	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	子どもの預かり等に関する会員相互の援助活動の連絡・調整を行います。	生後6か月～ 小学6年生
⑧	一時預かり事業	幼稚園等在園児の預かり保育を行います。	3～5歳児
		保育所等で一時的な預かり保育を行います。	0～5歳児
⑨	延長保育事業 (時間外保育事業)	通常保育の利用時間を超えた延長保育を行います。	0～5歳児
⑩	病児保育事業	子どもが病気からの回復期にある場合等において、専用スペース等で一時的に保育を行います。	0歳～小学3年生
⑪	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	放課後、家に保護者がいない小学生に、適切な遊びの場や生活の場を提供します。	小学1～6年生
⑫	実費徴収に係る 補足給付を行う事業	保護者の所得状況等を勘案し、教育・保育に必要な物品購入費用や行事の参加費用等を助成します。	保護者
⑬	多様な主体が本制度に 参入することを促進 するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進を行います。	事業者

事業		事業概要	主な対象
⑭	子育て世帯訪問支援事業	家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーがいる家庭等にヘルパーを派遣し、食事や洗濯、育児などの支援を行う事業です。	要保護児童・要支援児童及び特定妊婦のいる家庭で、市が利用の必要があると認められた方
⑮	児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童等に対して居場所となる場を開設し、多様な課題に応じて生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談・支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし関係機関へつなぐなど、児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。	6歳以上の子ども及び保護者
⑯	親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を行うとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける事業です。	要保護・要支援児童のいる家庭
⑰	妊婦等包括相談支援事業	妊産婦やその配偶者等に対し、面談等の機会を通して、子どもの育ちや出産・育児等についての情報提供・相談等を行うとともに、必要に応じて関係機関等と連携を取りながら支援につなげる事業です。	妊産婦等
⑱	乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）	全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化することを目的に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設等が利用できる制度です。	保育所及び幼稚園等を利用していない満3歳未満の子ども
⑲	産後ケア事業	産後1年未満の母親と乳児に対し、母親の心身のケアや育児のサポート等を行うことにより、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。	産後1年未満の母親と乳児で、産後ケアを必要とする方

(1) 利用者支援事業

概 要

子どもや保護者に、地域の身近な場所で、教育・保育施設や子育て支援事業等に関する情報提供や必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

【現 状】

保健センター内に子育て世代包括支援センター（りぼん）を開設し、事業を実施しています。

また、母子保健コーディネーターを配置し、子どもと保護者の健康増進や育児不安の軽減を図りました。

■第2期の実績

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施箇所数 (母子保健型)	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

【量の見込みと確保方策】

令和7年度にこども家庭センターを開設し、妊娠期から子育て期までにわたるさまざまなニーズに対して総合的な相談支援を提供し、必要な事業量の確保を図ります。

■第3期の見込み

(年間)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施箇所数 (こども家庭センター型)	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

(2) 地域子育て支援拠点事業

概 要

市地域子育て支援センターのほか、認定こども園等の地域の身近な場所において子育て中の親子が交流を行う場所を開設し、育児相談や情報提供等を行います。

【現 状】

市地域子育て支援センター等において、専門職員等により、子育て家庭に対する相談指導や子育てサークルの育成支援、地域の保育資源の情報提供等を行っています。

令和4年度及び令和5年度にそれぞれ1箇所を終了したため、令和6年度時点での実施箇所数は4箇所となりましたが、令和5年度に市地域子育て支援センターを新設移転したことに伴い利用が大幅に伸びたため、令和5年度以降の利用回数が伸びています。

■第2期の実績

	(年間)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用回数	13,272 人回	16,500 人回	18,372 人回	40,440 人回	38,400 人回
実施箇所数	6箇所	6箇所	6箇所	5箇所	4箇所

令和6年度は令和7年1月現在における見込み

【量の見込みと確保方策】

市地域子育て支援センターは土曜日・日曜日、祝日も開設しており、子育て家庭のニーズへの対応を図っています。

令和6年度と同様の利用を想定するものの、利用回数は子どもの数の減少に伴い緩やかに減となる見込みです。適切な運営に努め必要な事業量の確保を図ります。

■第3期の見込み

	(年間)					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み	38,976 人回	38,592 人回	38,196 人回	37,824 人回	37,440 人回	
確保方策	利用回数	38,976 人回	38,592 人回	38,196 人回	37,824 人回	37,440 人回
	実施箇所数	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所

(3) 妊婦健康診査

概 要

妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、随時、必要に応じた医学的検査を実施します。

【現 状】

茨城県医師会、茨城県助産師会と連携し、契約医療機関等において妊婦健診を実施しています。妊娠届出数の減少により、受診者数、受診回数ともに、減少傾向にあります。

■第2期の実績

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実受診者数	388人	338人	340人	302人	321人
延べ受診回数	5,435回	4,730回	4,758回	4,224回	4,500回

令和6年度は令和7年1月現在における見込み

【量の見込みと確保方策】

事業の性質上、全ての妊婦の受診を見込んでいます。引き続き、妊婦の健康管理と生まれてくる子どもの健やかな成長のため、茨城県医師会、茨城県助産師会と連携を図るとともに、契約医療機関等における受診体制を確保し、受診勧奨に努めます。

■第3期の見込み

(年間)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込みの量	実受診者数	333人	320人	314人	308人	300人
	延べ受診回数	4,662回	4,480回	4,396回	4,312回	4,200回
確保方策	実施場所	契約医療機関				
	実施体制	茨城県医師会、茨城県助産師会				
	実施時期と検査項目	①妊娠8週頃 基本健診、血液検査、子宮頸がん検査、超音波検査、HTLV-1抗体検査 ②妊娠12週頃 基本健診 ③妊娠16週頃 基本健診 ④妊娠20週頃 基本健診、超音波検査 ⑤妊娠24週頃 基本健診 ⑥妊娠26週頃 基本健診、血液検査 ⑦妊娠28週頃 基本健診 ⑧妊娠30週頃 基本健診、超音波検査、クラミジア核酸同定検査 ⑨妊娠32週頃 基本健診 ⑩妊娠34週頃 基本健診 ⑪妊娠36週頃 基本健診、B群溶血性レンサ球菌検査 ⑫妊娠37週頃 基本健診、超音波検査 ⑬妊娠38週頃 基本健診 ⑭妊娠39週頃 基本健診				

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

概 要

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭に、保健師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

【現 状】

市内の乳児（生後4か月まで）がいる全ての家庭を保健師等が訪問する事業であり、第2期における訪問率は、95%前後で推移しています。

訪問により、親子の心身の状況と養育環境を把握するとともに、子育てに関する情報提供や養育についての相談・助言、その他必要な支援を行っています。

■第2期の実績

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問対象者数	462人	414人	377人	380人	375人
被訪問実人数	453人	402人	362人	358人	360人
訪問率	98.1%	97.1%	96.0%	94.2%	96.0%

令和6年度は令和7年1月現在における見込み

【量の見込みと確保方策】

0歳児の将来推計結果を踏まえて、全ての家庭への訪問を見込んでいます。引き続き、保健センターによる事業の実施を予定しており、保健師と保健訪問相談員により、必要な事業量は確保できる見通しです。

訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、随時、関係者によるケース会議を行い、適切なサービスの提供につなげていきます。

■第3期の見込み

(年間)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	333人	320人	314人	308人	300人
確保方策	実施体制	保健師, 保健訪問相談員			
	実施機関	保健センター			

(5) 養育支援訪問事業

① 養育支援訪問事業

概 要

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者が適切に養育できるよう、育児能力等の向上に向けた相談や指導、助言などの支援を行います。

【 現 状 】

養育のための支援が必要と認められる子どもや保護者、妊婦に対し、保健センターの保健師やこども相談課の社会福祉士、家庭相談員が対象者の自宅に訪問し、養育に関する相談や指導、助言、その他必要な支援を行っています。

■ 第2期の実績

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問数	122人	170人	211人	190人	200人

令和6年度は令和7年1月現在における見込み

【 量の見込みと確保方策 】

乳児家庭全戸訪問事業の結果等から対象者の把握に努めるとともに、こども家庭センターの社会福祉士、保健師、家庭相談員等により、必要な事業量は確保できる見通しです。

■ 第3期の見込み

(年間)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	236人	236人	236人	236人	236人
確保方策	実施体制	社会福祉士、保健師、家庭相談員等			
	実施機関	こども家庭センター			

②子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

概 要

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、構成員間の連携強化を図ります。

【現 状】

市要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関との連携を図り、児童虐待の防止と発見、子どもの保護に努めています。

代表者会議、実務者会議のほか、必要に応じて個別検討会議を行い、要保護児童等に対する支援を図っています。さらに、児童虐待をはじめとした要保護児童等に対する対応のスキルアップを図るため、構成機関対象の専門研修も行っています。

【量の見込みと確保方策】

今後も現在の取り組みを継続しつつ、国の動向を踏まえながら必要に応じて新たな事業の展開を検討します。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

概 要

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育することが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。

【現 状】

保護者の疾病等で、一時的に家庭での養育が困難になった子どもを、短期間（原則7日以内）預かる事業を実施しています。本市には、児童養護施設等が設置されていないため、近隣の児童養護施設や乳児院、里親の状況を踏まえ、対応しています。

■第2期の実績

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用数	0人日	5人日	19人日	22人日	32人日
利用施設数	8箇所	9箇所	9箇所	9箇所	10箇所

令和6年度は令和7年1月現在における見込み

【量の見込みと確保方策】

近隣の児童養護施設2箇所、乳児院1箇所、市内外の里親7家庭と連携し、事業の提供体制を確保し、子育て家庭の負担軽減に努めます。

算出されたニーズ量から、利用実績を上回る利用量を見込んでいます。

また、幅広く事業の周知を図るとともに、利用者のニーズの掘り起こしに努めます。

■第3期の見込み

(年間)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	47人日	47人日	47人日	47人日	47人日
確保方策	延べ利用数	50人日	50人日	50人日	50人日
	受入施設数	10箇所	10箇所	10箇所	10箇所

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）【就学児対象】

概 要

子どもの預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。

【現 状】

鹿嶋市社会福祉協議会が運営主体となり、ファミリー・サポート・センター事業を行っています。依頼会員（受けたい人）と提供会員（行いたい人）の登録を行い、事前打ち合わせの後、援助活動を行っています。

■第2期の実績

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	138 人日	225 人日	301 人日	276 人日	280 人日
提供会員数	192 人	195 人	182 人	179 人	175 人
依頼会員数	202 人	190 人	181 人	198 人	200 人
運営組織数	1 組織	1 組織	1 組織	1 組織	1 組織

令和6年度は令和7年1月現在における見込み

【量の見込みと確保方策】

引き続きファミリー・サポート・センター事業を実施し、必要な事業量は確保できる見通しです。今後も、依頼会員・提供会員の掘り起しに努め、事業の提供体制の確保と子育て家庭の支援に努めます。

■第3期の見込み

(年間)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み	302 人日	327 人日	353 人日	381 人日	412 人日	
確保方策	延べ利用数	302 人日	327 人日	353 人日	381 人日	412 人日
	運営組織数	1 組織	1 組織	1 組織	1 組織	1 組織

(8) 一時預かり事業

① 幼稚園等在園児対象の一時預かり

概 要

かつての幼稚園における「預かり保育」に該当する事業であり、認定こども園や幼稚園において教育時間の前後や土曜・日曜・長期休業期間中等に、在園児を対象に保育（教育活動）を実施します。

【現 状】

認定こども園と幼稚園において、教育時間外や休日等に在園児対象の一時預かりを実施しています。

■第2期の実績

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用者数	10,173 人日	7,094 人日	6,292 人日	11,137 人日	12,000 人日
利用施設数	11 箇所	11 箇所	11 箇所	11 箇所	11 箇所

令和6年度は令和7年1月現在における見込み

【量の見込みと確保方策】

在園児を対象とした一時預かりは、利用者の希望どおりの対応を実施しており、必要な事業量は確保できる見通しです。

■第3期の見込み

(年間)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延べ利用数	12,930 人日	13,932 人日	15,011 人日	16,175 人日	17,428 人日
利用施設数	11 箇所	11 箇所	11 箇所	11 箇所	11 箇所

②「①」以外（保育所等）での一時預かり

（ファミリー・サポート・センター事業，トワイライトステイの未就学児の利用を含む。）

概要

家庭において保育することが一時的に難しくなった乳幼児について，主として昼間，認定こども園や保育所，その他の場所で一時的に預かり，必要な保育を行います。

確保方策の類型	<p>○一時預かり事業：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について，主として昼間において，認定こども園や保育所等，その他の場所において，一時的に預かりや必要な保護を行う事業</p> <p>○子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）【未就学児対象】：子育て中の保護者を会員として，子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡，調整を行う事業</p> <p>○子育て短期支援事業（トワイライトステイ）：保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて，夜間，生活指導や食事の提供等を行う事業</p>
---------	--

【現 状】

一時預かり事業について，全ての認定こども園，保育所等において実施しています。
 ファミリー・サポート・センター事業は年々利用が伸びている状況です。
 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）の利用実績はありませんでした。

■第2期の実績

（年間）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一時預かり事業	244 人日	214 人日	155 人日	180 人日	210 人日
	25 箇所	26 箇所	26 箇所	26 箇所	26 箇所
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	100 人日	166 人日	252 人日	295 人日	300 人日
	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
子育て短期支援事業 （トワイライトステイ）	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所
計	344 人日	380 人日	407 人日	475 人日	510 人日
	26 箇所	27 箇所	27 箇所	27 箇所	27 箇所

令和6年度は令和7年1月現在における見込み

【 量の見込みと確保方策 】

市内の認定こども園や保育所等で実施する一時預かり事業を中心的な方策として必要な事業量の確保を図るほか、ファミリー・サポート・センター事業による提供体制も確保します。

なお、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）については、子育て短期支援事業（ショートステイ）等により利用者ニーズに対応することができるため、確保方策としては見込んでおりません。

■ 第3期の見込み

(年間)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	519人日	527人日	537人日	546人日	555人日
確保方策	519人日 26箇所	527人日 26箇所	537人日 25箇所	546人日 25箇所	555人日 25箇所
一時預かり事業	214人日 25箇所	217人日 25箇所	221人日 24箇所	225人日 24箇所	229人日 24箇所
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	305人日 1箇所	310人日 1箇所	316人日 1箇所	321人日 1箇所	326人日 1箇所
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	0人日 0箇所	0人日 0箇所	0人日 0箇所	0人日 0箇所	0人日 0箇所

(9) 延長保育事業（時間外保育事業）

概 要

通常保育の時間を超える保育ニーズへの対応を図るため、保育認定を受けた子どもについて、認定こども園や保育所等で、通常の利用日や利用時間帯以外の保育を実施します。

【 現 状 】

認定こども園や保育所等において、保育の開始時刻の前倒しや終了時刻の延長による保育時間の拡大を行っており、子育て家庭の保育ニーズへの対応を図っています。

■第2期の実績

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実人数	726人	639人	573人	461人	341人
実施施設数	25箇所	26箇所	26箇所	26箇所	26箇所

令和6年度は令和7年1月現在における見込み

【 量の見込みと確保方策 】

市内の全ての認定こども園、保育所等において時間外保育への対応が図られる見通しです。ニーズ調査結果や利用実績を踏まえ、計画期間においては従来と同程度の事業量を見込んでおり、事業の性質上、定員の設定等はないことから、必要な事業量は確保できる見通しです。

■第3期の見込み

(年間)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み	293人	252人	217人	187人	161人	
確保方策	利用実人数	293人	252人	217人	187人	161人
	実施施設数	25箇所	25箇所	24箇所	24箇所	24箇所

(10) 病児を保育する事業（病児保育事業・子育て援助活動支援事業）

概 要

子どもが病気または病気からの回復期若しくは保育中に体調不良になった場合等において、病院や保育所等に付設された専用スペース等で、一時的な保育や緊急的な対応等を行います。

事業の種類	<ul style="list-style-type: none"> ○病児保育事業（病児対応型）：子どもが病気の「回復期に至らない場合」かつ「当面の症状の急変が認められない場合」に、病院・保育所等に付設された専用スペースまたは専用施設で一時的に保育する事業 ○病児保育事業（病後児対応型）：子どもが病気の「回復期」かつ「集団保育が困難な期間」に、病院・保育所等に付設された専用スペースまたは専用施設で一時的に保育する事業 ○病児保育事業（体調不良児対応型）：子どもが「保育所等通所中」に、微熱等で体調不良になった際、保護者の迎えまでの間、当該保育所等で一時的に保育する事業 ○子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業【病児・緊急対応強化事業】）：ファミリー・サポート・センター事業のうち、病児・病後児を預かる事業
-------	--

【現 状】

病児保育事業について、「体調不良児対応型」は市内保育所等4箇所、「病児対応型」は市内病院に付設する専用の病児保育室1箇所を実施しています。

ファミリー・サポート・センター事業での病児・緊急対応強化事業の実施はありませんでした。

■第2期の実績

		(年間)				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
病児保育事業	人日	67人日	160人日	158人日	565人日	660人日
	箇所	3箇所	3箇所	3箇所	5箇所	5箇所
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所

令和6年度は令和7年1月現在における見込み

【 量の見込みと確保方策 】

ニーズ調査結果等を踏まえ、計画期間においてはこれまでの利用実績を大きく上回る事業量を見込んでいますが、第2期においてサービス提供基盤の整備が進んだことから、必要な事業量は十分に確保できる見通しです。

また、利用者ニーズ等の必要に応じて、ファミリー・サポート・センター事業としての病児・緊急対応強化事業の提供体制の整備を検討します。

■第3期の見込み

(年間)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)		771 人日	901 人日	1,052 人日	1,229 人日	1,436 人日
確保方策 (B)	病児保育事業	1,680 人日	1,680 人日	1,680 人日	1,680 人日	1,680 人日
		5 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所
	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
		0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所
差 (B-A)		909 人日	779 人日	628 人日	451 人日	244 人日

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

概 要

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を与えて、健全な育成を図る事業です。

【 現 状 】

全 12 小学校区計 38 児童クラブにおいて、保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後に遊びや生活の場を提供しています。

■第2期の実績

(年間)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数 △	小学1～3年	672人	710人	731人	744人	778人
	小学4～6年	281人	289人	285人	317人	439人
	計	953人	999人	1,016人	1,061人	1,217人
定員数 (B)		1,336人	1,336人	1,336人	1,336人	1,461人
設置数 (支援単位)		35箇所	35箇所	35箇所	35箇所	38箇所
差 (B-A)		383人	337人	320人	275人	244人

令和6年度は令和7年1月現在における見込み

【 量の見込みと確保方策 】

放課後児童クラブを利用する小学生の割合は年々増加しており、総人数も増加の見込みとなっているため、今後は小学校区ごとの需要を注視し、増員・増設を検討していきます。

また、児童クラブと平日放課後子ども教室の児童が同じ場で遊ぶ時間を作る、児童クラブと休日子ども教室を合同で実施する等、校内交流型・連携型の放課後児童クラブ・放課後子ども教室の推進に努めます。

■第3期の見込み

(年間)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数 △	小学1～3年	792人	789人	808人	797人	788人
	小学4～6年	492人	545人	588人	645人	686人
	計	1,284人	1,334人	1,396人	1,442人	1,474人
定員数 (B)		1,461人	1,461人	1,461人	1,501人	1,501人
設置数 (支援単位) (校内交流型・ 連携型クラブ数)		38箇所 (8箇所)	38箇所 (8箇所)	38箇所 (8箇所)	39箇所 (9箇所)	39箇所 (9箇所)
差 (B-A)		177人	127人	65人	59人	27人

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

概 要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品やその他必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成します。

【現 状】

第2期計画中、この事業は実施していません。

【量の見込みと確保方策】

第3期において事業量は見込んでいませんが、幼児教育・保育の無償化やその他の事業の状況を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

概 要

教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究やその他多様な事業者の能力を活用した教育・保育施設等の設置や運営の促進を図ります。

【現 状】

第2期計画中、この事業は実施していませんが、教育・保育を取り巻く環境等を踏まえ、民間事業者と連携して必要な相談・助言等の支援を行い、新たに小規模保育事業所2施設、家庭的保育事業所1施設、保育所1施設を整備しました。

【量の見込みと確保方策】

第3期において事業量は見込んでいませんが、引き続き、教育・保育の充実を図るため、民間事業者と連携し、国の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

概 要

家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーがいる家庭等にヘルパーを派遣し、食事や洗濯、育児などの支援を行う事業です。令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって新たに「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

【量の見込みと確保方策】

今後、本事業の利用が必要と考えられる対象世帯の動向やニーズを注視しながら、実施に向け研究を行いつつ、必要に応じて実施を検討します。

(15) 児童育成支援拠点事業

概 要

養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童等に対して居場所となる場を開設し、多様な課題に応じて生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談・支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へつなぐなど、児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって新たに「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

【量の見込みと確保方策】

今後、本事業の利用が必要と考えられる対象世帯の動向やニーズを注視しながら、実施に向け研究を行いつつ、必要に応じて実施を検討します。

(16) 親子関係形成支援事業

概 要

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を行うとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける事業です。令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって新たに「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

【 量の見込みと確保方策 】

令和7年度に設置するこども家庭センターにおいて、事業の提供体制の整備に取り組みます。さまざまな相談支援の機会を通じて本事業の利用が必要と考えられる対象世帯を把握し支援につなげるとともに、効果的な支援となるよう事業内容の研究を行います。

■ 第3期の見込み

(年間)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	5人	5人	9人	9人	8人
確保方策	6人	6人	10人	10人	10人

(17) 妊婦等包括相談支援事業

概 要

妊産婦やその配偶者等に対し、面談等の機会を通して、子どもの育ちや出産・育児等についての情報提供・相談等を行うとともに、必要に応じて関係機関等と連携を取りながら支援につなげる事業です。令和6年の子ども・子育て支援法改正によって新たに「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなり、令和7年4月から施行されます。

【 量の見込みと確保方策 】

母子健康手帳交付や乳児家庭全戸訪問事業などの機会を活用し、妊産婦やその配偶者等に対して面談等による情報提供や相談対応等を行い、必要な支援につなぎます。

■第3期の見込み

(年間)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量 の 見 込 み	妊娠届出数	333件	320件	314件	308件	300件
	1組当たり面談回数	3回	3回	3回	3回	3回
	面談実施合計回数	999回	960回	942回	924回	900回
確 保 方 策	こども家庭センター	999回	960回	942回	924回	900回
	上記以外の業務委託	0回	0回	0回	0回	0回

(18) 乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）

概 要

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形で支援を強化することを目的に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設等が利用できる制度です。令和6年の子ども・子育て支援法改正によって新たに「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなり、令和7年4月から施行されます。

【 量の見込みと確保方策 】

令和8年度の給付制度化に向けた課題等の把握を進めていきます。

■ 第3期の見込み

(年間)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
※子どもの数(0~2歳)	1,015人	985人	967人	942人	922人
※子どもの数(0歳)	333人	320人	314人	308人	300人
※子どもの数(1歳)	334人	335人	322人	316人	310人
※子どもの数(2歳)	348人	330人	331人	318人	312人
量の見込み	10人	20人	19人	19人	18人
0歳	5人	11人	11人	11人	10人
1歳	3人	6人	5人	5人	5人
2歳	2人	3人	3人	3人	3人
確保方策	10人	20人	19人	19人	18人
0歳	5人	11人	11人	11人	10人
1歳	3人	6人	5人	5人	5人
2歳	2人	3人	3人	3人	3人

(19) 産後ケア事業

概 要

産後1年未満の母親と乳児に対し、母親の心身のケアや育児のサポート等を行うことにより、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。令和6年の子ども・子育て支援法改正によって新たに「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなり、令和7年4月から施行されます。

【 量の見込みと確保方策 】

医療機関等への宿泊・通所もしくは助産師等の専門スタッフの訪問等により、母体の休養及び体力の回復、母体と乳児のケア、育児に関する指導等を行います。

■第3期の見込み

(年間)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	90人日	90人日	90人日	90人日	90人日
確保方策	90人日	90人日	90人日	90人日	90人日

5 教育・保育と地域子ども・子育て支援事業等の提供にあたって

(1) 教育・保育の一体的な提供の推進

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況等の変化によらず柔軟に子どもを受け入れることのできる施設です。

本市では、教育・保育環境の向上を図るため、幼保連携型認定こども園の設置を推進しています。

今後も、保育所・幼稚園の垣根を越えた一体的な保育・教育が実施されるよう、引き続き、運営法人に適切な事業運営を要請（指導・監督）していくとともに、教育・保育の一層の質の向上を図るため、幼稚園教諭と保育士の合同研修の実施支援等を行います。

(2) 産前・産後休業と育児休業後の教育・保育等の利用支援

保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、早期に切り上げたりする状況があれば、子育て家庭のワーク・ライフ・バランスが保たれているとは言えません。

産前・産後休業や育児休業の満了時に、保護者が希望に応じて教育・保育を円滑に利用できるよう、こども相談課、保健センターや地域子育て支援センター等を通じた休業中の保護者向けの情報提供の充実や相談支援に努めるとともに、中長期的な教育・保育の需要に応じ、教育・保育施設や地域型保育事業の適正かつ効率的な施設配置に努めます。

(3) 外国にルーツを持つ子ども等への支援・配慮

教育・保育施設等において、親が外国人の子どもや外国籍の子ども等が円滑に教育・保育等を利用できるよう、保護者と教育・保育施設等に対し必要な支援を図るとともに、円滑に受け入れてもらえるよう民間事業者の理解と配慮の促進に努めます。

第6章

こどもまんなか社会実現に向けて

第6章 こどもまんなか社会実現に向けて

1 こども・若者の社会参画・意見反映

こども基本法においては、こどもに関する施策（こども施策）を策定、実施、評価するにあたって、施策の対象となるこども等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方自治体に義務付けられています。

そのため、国が作成した「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」に基づき、さまざまな機会を捉えこども・若者の意見を聴き、社会参画を促進する取り組みを行います。

こども・若者の意見を表明する権利について周知啓発するとともに、さまざまな状況にあって声を聴かれにくいこども・若者、低年齢のこどもを含む、全てのこどもが安心して意見を表明し、その意見が施策に反映されるよう、意見聴取に係る多様な手法を検討し、配慮や工夫に努めます。

2 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

こども施策を実効あるものとするためには、行政が取り組むのみではなく、こども・若者や子育て当事者が気兼ねなくさまざまな制度や支援を利用できるよう、地域社会、企業などさまざまな場で、年齢、性別を問わず全ての人がこどもや子育て当事者を応援するといった、社会全体の意識改革を進める必要があります。

本計画に位置付けた取り組みの推進により、地域や企業におけるこども・子育てを応援する意識の啓発、妊産婦や乳幼児を連れた家庭への配慮についての市民の理解・協力の促進など、こどもや子育て当事者を社会全体で支える気運を醸成していきます。

3 協働による計画の推進

本計画に位置付けた取り組みは、こども・若者、子育て分野だけではなく、福祉、教育、保健・医療、雇用など、幅広い分野にわたります。各施策の進捗状況等を庁内で共有し、部局横断的な対応ができるよう関係部局との連携を図ります。

また、本計画の推進は、行政だけでなくさまざまな分野の関わりが必要であり、家庭をはじめ、地域、教育・保育施設、学校、企業等との連携・協働により取り組むことが望まれます。

(1) 行政の役割

●計画の推進と関係機関との連携

本市において、関係部局が連携しこども施策を総合的に推進していきます。

また、本計画に関係する機関等との連携体制の強化を図るとともに、住民や企業等が積極的に参画しうるよう、情報の提供や意識の啓発に努めます。

こども施策に関して国や茨城県の制度改正等が行われる場合には、国等の動向を注視し適切に対応します。

●計画の周知及び広報

本計画の趣旨は、地域全体でこども・若者や子育て当事者を支え、住民一人ひとりがこどもの健全な育成に取り組んでいくことを一丸となって目指すものです。

本計画が市民に開かれたものとなり、広く理解を得られるよう、市ホームページ等を通じて周知を図ります。

(2) 家庭、地域、教育・保育機関及び企業の役割

▶家庭の役割

家庭においては、十分な愛情をもってこどもと接するとともに、人としての基本的なしつけや社会のルールを教え、次世代を担うこども・若者の健全な育成に努めることが大切です。

また、家事・子育ては男女が協力して行うものであるという意識を持つことが重要です。

▶地域社会の役割

計画の推進にあたり、地域全体でのこども・若者支援が必要であることから、市民参画の気運の高まりが重要です。

そのため、全ての市民がこども・若者、子育て当事者を見守り、支えていくという意識を持ち、地域社会全体でこども・若者を育てていくことが望まれます。

▶教育・保育施設、学校等の役割

さまざまな人との交流や生活体験を通して、自主性や社会性を育みながら、こども・若者の個性を伸ばす教育が重視されています。

特に、教育・保育施設や学校等が地域に開かれたものとなり、地域とともにありながら、こども・若者、子育て支援の中核的な役割を担うことが期待されます。

▶企業の役割

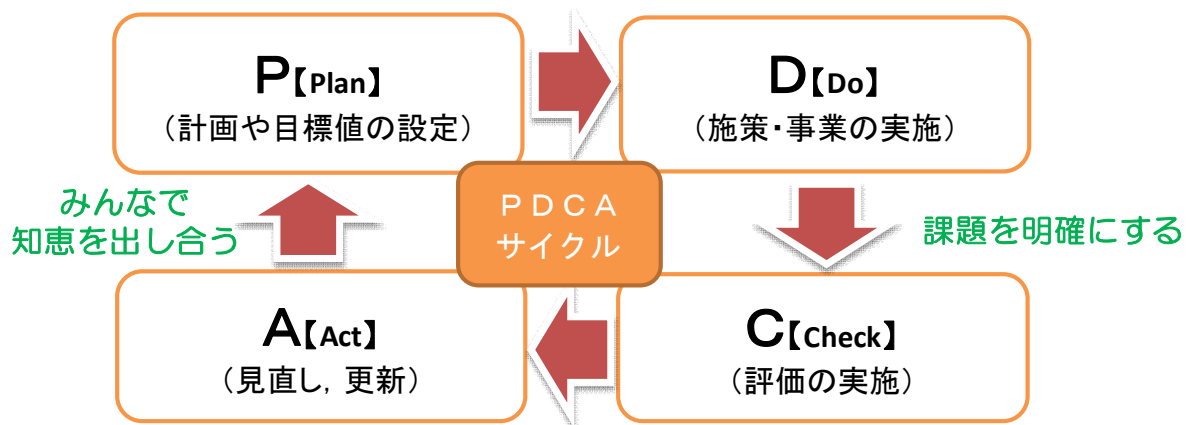
子育て中の保護者が男女を問わず子育てに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の是正や希望に応じた育児休業・短時間勤務を取得しやすい環境づくり、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が図られるような職場環境づくりが望まれます。

4 計画の進行管理

計画期間中は、学識経験者、子ども・子育て支援事業従事者、保護者代表などで構成する「鹿嶋市子ども・子育て会議」等において、施策・事業の実施状況の点検及び評価を行い、必要な改善を図りながら計画を推進していきます。

本計画の最終年度となる令和11年度には、総括的な最終評価を行い、国の動向等を踏まえながら次期計画の策定につなげていきます。

■進行管理のPDCAサイクルのイメージ



資料編

資料編

1 計画の策定経過

年月日	事項	内容
令和6年 3月28日	令和5年度第2回 鹿嶋市子ども・子育て会議	(議事) ・鹿嶋市こども計画策定に係るアンケートの実施について
令和6年 5月20日 ～6月7日	アンケート調査 ・就学前児童保護者 ・就学児童保護者 ・小学5年生・中学2年生 ・15歳～29歳 ・中学生・高校生の保護者	・配布数 1,000件, 回答数 371件, 回収率 37.1% ・配布数 1,000件, 回答数 426件, 回収率 42.6% ・配布数約 1,000件, 回答数 863件, 回収率約 86.3% ・配布数 2,000件, 回答数 444件, 回収率 22.2% ・配布数 1,000件, 回答数 388件, 回収率 38.8%
令和6年 7月～9月	関係団体等ヒアリング	・ファミリー・サポート・センター提供会員 2人 ・不登校・ひきこもりを考える親の会主催者 1人 ・家庭教育支援員(訪問型家庭教育支援事業) 8人 ・こども食堂運営者 5団体6人
令和6年 8月19日	令和6年度第1回 鹿嶋市子ども・子育て会議	(議事) ・令和5年度鹿嶋市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について ・鹿嶋市こども計画に係るアンケート調査結果及び鹿嶋市こども計画の施策の方向性について
令和6年 11月11日	令和6年度第2回 鹿嶋市子ども・子育て会議	(議事) ・鹿嶋市こども計画の素案について
令和6年 12月5日 ～25日	パブリックコメント	意見提出件数：34件
令和7年 2月5日	令和6年度第3回 鹿嶋市子ども・子育て会議	(議事) ・パブリックコメントの実施結果について ・鹿嶋市こども計画(案)について

2 鹿嶋市子ども・子育て会議設置条例

平成25年9月30日
条例第22号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、鹿嶋市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

(令5条例19・一部改正)

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(令5条例19・一部改正)

(組織)

第3条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 子どもの保護者

(2) 事業主を代表する者

(3) 子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）に関する事業に従事する者

(4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(5) その他市長が必要と認める者

(令5条例19・一部改正)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 子育て会議に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員の任命後最初に開かれる会議並びに委員長及び副委員長が欠けたときの会議は、市長が招集する。

2 子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員長は、子育て会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、子ども子育て支援担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年6月29日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

3 鹿嶋市子ども・子育て会議 委員名簿

任 期 自：令和5年3月27日
至：令和7年3月26日

No	区 分	氏 名	所 属 等
1	委員長	打越 正貴	茨城大学
2	副委員長	関澤 礼子	私立保育園代表（野草舎森の家）
3	委員	池田 将規	私立認定こども園保護者代表
4	委員	眞島 健	私立保育園保護者代表
5	委員	飯島 蓉子	公立保育・認定こども園保護者代表
6	委員	綿引 沙織	公立幼稚・認定こども園保護者代表
7	委員	給前 裕子	未就園児保護者代表
8	委員	阿部 浩樹	日本製鉄株式会社東日本製鉄所鹿島地区
9	委員	小澤 洋子	私立認定こども園代表（認定こども園こじか）
10	委員	加藤 佳枝	どろんこきっず
11	委員	根本 幸子	NPO 法人あっとホームたかまつ
12	委員	前田 友美	coco color
13	委員	糸川 康子	鹿嶋市民生委員児童委員協議会
14	委員	平井 敬子	鹿嶋市放課後子どもプラン運営委員会
15	委員	大崎 千帆	鹿嶋市教育委員会教育委員

4 用語解説

用語	内容
■あ行	
ICT	Information and Communication Technologyの略。 情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。
医療的ケア	日常生活及び社会生活を営むための恒常的な人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為。
インクルージョン	包容。
ウェルビーイング	生涯にわたり身体的・精神的・社会的な面で幸せな状態。
SDGs	「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」の略で、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28年（2016年）から令和12年（2030年）までの国際目標。
■か行	
家庭的保育事業	家庭的な雰囲気のもとで、少人数を対象にきめ細やかな保育を実施する事業。家庭的保育者（保育ママ）の居宅その他さまざまなスペースで行う。定員は、家庭的保育者1人につき5名（補助者ありの場合）以下。
教育・保育施設	幼稚園・認定こども園（幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ施設）・保育所（園）のこと。
教育センター	子どもたちの健やかな成長に向けて、研修事業や教育相談事業、適応指導教室の設置等、教職員研修や相談機能を1つにまとめ、教職員はもとより、子どもたちと保護者の方々を総合的かつ専門的に支援するために設置されたもの。
居宅訪問型保育事業	主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。
合計特殊出生率	一人の女性が一生に産む子どもの平均数。
こども家庭センター	全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関。
こども基本法	こども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行。 日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としている。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めている。
子ども・子育て支援法	全ての子どもに良質な成育環境を保障する等のため、子ども及び子育ての支援のための給付の創設並びにこれに必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築等の所要の措置を講ずることを趣旨とする法律。
子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）	世界中の全ての子どもたちもつ人権（権利）を定めた条約。1989年11月20日、国連総会において採択され、日本は1994年に条約を守ることを国として表明している。
コーホート変化率法	コーホートとは、同年（または同期間）に出生した集団のことをいい、コーホート変化率法とは、その集団ごとの過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

用語	内容
■さ行	
里親制度	さまざまな事情で家族と離れて暮らすこどもを、自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解を持って養育する制度。里親とは、保護者のいない児童や、保護者に監護させることが不相当であると認められる児童を養育することを希望する者であって、都道府県知事が適当と認める者。
次世代育成支援対策推進法	少子化対策の強化の一環として、次代を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境を、社会全体で整備するための法律。平成17年4月1日に施行され、有効期限が平成27年3月31日までの時限立法であったが、平成26年の改正により令和7年3月31日まで延長され、さらに令和6年の改正により令和17年3月31日までに再延長された。
児童福祉法	昭和22年に制定された児童福祉を保障するための法律。児童の出生・育成が健やかであり、かつその生活が保障愛護されることを理念とし、あらゆる児童が持つべき権利や受けるべき支援が定められたもの。
児童養護施設	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設（児童福祉法41条）。
社会的養育	虐待や経済的理由などの家庭的な理由で保護者のもとで暮らせなくなった子どもたちを、公的な責任として社会的に養育すること。
施設型給付	幼稚園・認定こども園・保育所（園）に対する財政支援で、市町村の確認を受けた施設に給付を行うもの。施設が施設型給付を受けるためには、市から「確認」を受ける必要がある。
事業所内保育事業	企業が、主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施する事業。
市町村子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。
社会的擁護	保護者のいない児童や保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。
周産期	妊娠22週から出生後7日未満のこと。
小規模保育事業	小規模な施設で、6人～19人までの保育を実施する事業。職員の配置基準等により、次の3類型がある。 A型 定員6～19人 保育士は全て有資格者 B型 定員6～19人 保育士は1/2以上が有資格者 C型 定員6～10人 家庭的保育者が保育
スクールロイヤー	学校で起こるさまざまな問題について、法的な観点から助言を行う弁護士のこと。
■た行	
待機児童	保育所または学童保育施設に入所申請をしているにもかかわらず、入所できずに待機している状態の児童。
地域型保育	家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の総称。
適応指導教室	さまざまな理由で学校や教室に行けない子どもたちのために、学校復帰や社会的自立に向けた、教育相談や学習支援を行う場所。
デジタル・シティズンシップ教育	インターネットやインターネット上のメディアを使用する際の責任ある行動を促すことを目的とした教育。

用語	内容
特定教育・保育施設	市が、施設型給付費の対象と「確認」する幼稚園・認定こども園・保育所のこと。
特定地域型保育	市が、地域型保育給付費の対象と「確認」する地域型保育事業者から受ける地域型保育のこと。
特定妊婦	出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦。
■な行	
乳児院	乳児（孤児）を入院させてこれを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする児童福祉施設（児童福祉法第37条）。
■は行	
はじめの100か月の育ちのビジョン	「はじめの100か月」とは、母親がこどもを妊娠してから、小学校1年生の途中までをさす。 人生の一番初めのこの時期に、全てのこどもが等しく健やかに育つことができるように、大切にしたい考え方をまとめたもの。
発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。
不妊症	2回以上の流産の既往がある者。
ファミリー・サポート・センター	保育の援助を受けたい人（依頼会員）と援助をしたい人（提供会員）がそれぞれ会員登録し、相互援助を行う会員組織。
フリースクール	一般に、不登校の子どもに対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設。
■ま行	
メディアリテラシー	メディアの意味や特性を理解したうえで、受け手として情報を読み解き、送り手として情報を表現・発信するとともに、メディアのあり方を考え、行動していくことができる能力。
■や行	
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満のこども。
■ら行	
ライフステージ	人生の変化を節目で区切った、それぞれの段階（ステージ）のこと。
■わ行	
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる豊かな生活ができるよう、仕事と生活の双方の調和が実現された状態のこと。

5 鹿嶋市こども食堂ネットワーク「しょくの輪」

No	名称	開催日時	場所	活動内容
1	よつ葉食堂 (あっとホーム たかまつ)	毎月最終水曜日 17時～	鹿嶋市木滝478番地53 高松公民館	<ul style="list-style-type: none"> 体験活動と子ども食堂 ※子ども無料, 大人 300 円 ※子ども自身が調理から後片付けまで参加 フードパントリー「おんおくり」 世代交流プラットフォーム： ものづくりを通して, 世代交流, 豊かな心を 育む活動 みんなの居場所事業 (相談支援&陽だまりサロン&テニス)
2	わかばカフェ (鹿嶋市食育クラブ わかば)	SNS, 公式 LINE でお知らせ	鹿嶋市角折 2881 宮中グリーンホーム 「オアシス」ほか	<ul style="list-style-type: none"> 会食型の子ども食堂 ※子ども無料, 大人 200 円 フードパントリー「わかば応援 BOX」
3	わいわい食堂	毎月第3土曜日 12時～14時	鹿嶋市宮中2042番地1 三笠公民館2階	<ul style="list-style-type: none"> 子ども食堂(年齢問わず誰でも参加OK) 食品などの配布もしています。 ※子ども(高校生まで)無料, 大人 200 円
4	ぼくらの教室	毎月 第1・第3土曜日 9時～13時	鹿嶋市津賀1919番地1 大野公民館	<ul style="list-style-type: none"> 無料学習支援と子ども食堂(先着30名) ※食事は子ども100円, 大人200円 親子でEnglish(無料, 先着20名) フードパントリー(不定期) 高齢者のお弁当無料配布 (毎月第4土曜日配布)
5	鹿嶋みんなの食卓 (チャイルドスマイル)	不定期	鹿嶋市角折2096番地1 はまなす公民館	<ul style="list-style-type: none"> 子ども食堂とフードパントリー 親子で楽しめるイベントを同時開催 ※無料
6	みんなの食堂	毎月第2土曜日 10時30分～ 12時	鹿嶋市須賀1692番地1 豊郷公民館	<ul style="list-style-type: none"> 会食型の子ども食堂とフードパントリー ※子ども無料, 大人300円 子育てや生活相談を随時受付しています。
7	ココブレイス (coco color)	毎月 第1・第3金曜日 10時～14時	鹿嶋市津賀1919番地1 大野公民館 和室	<ul style="list-style-type: none"> 子ども食堂 (おやことお年寄りのための居場所) その他, 起業支援や整体等の体と心のケア はリクエストにて開催しております。

※令和7年3月時点



6 鹿嶋市子育て応援マップ



★ 公立認定こども園

- 1 平井認定こども園

◆ 私立認定こども園

- 2 認定こども園大野めぐみ保育園
- 3 認定こども園大野ひかり保育園
- 4 認定こども園鹿島いずみ園
- 5 認定こども園港ヶ丘園
- 6 認定こども園鹿島幼稚園
- 7 認定こども園こじか
- 8 認定こども園野草舎森の家

📍 公立幼稚園

- 9 三笠幼稚園
- 10 高松幼稚園
- 11 波野幼稚園
- 12 はまなす幼稚園

🏠 公立保育園

- 13 宮下保育園
- 14 佐田保育園

🏠 私立保育園

- 15 鹿嶋さくら園
- 16 カシマベビーランド
- 17 実りの木保育園
- 18 子どもの家野草舎
- 19 ひよどり保育園
- 20 美空野保育園

📍 私立小規模保育事業所

- 21 ふたば保育園
- 22 はとの丘保育園
- 23 そよ風保育園
- 24 港ヶ丘ベビールーム
- 25 イズミベビールーム
- 26 みどりの森保育園
- 27 須賀ベビールーム

🏠 私立家庭的保育事業所

- 28 イズミベビーハウス

💖 子育て支援施設

- 29 こども家庭センター「りぼん」
- 30 保健センター
- 31 セイビ堂ドリームパーク（鹿嶋市地域子育て支援センター）

資料：鹿嶋市子育て応援ブックのびのびしかっこ（令和7年3月時点）

鹿嶋市こども計画（令和7年3月）

発行 鹿嶋市

編集 鹿嶋市こども相談課

住所 〒314-8655

茨城県鹿嶋市大字平井 1187 番地 1

TEL 0299-82-2911（代表）



鹿嶋市

